

答申第 911 号

諮問第 1530 号

件名：機動隊超勤総括表（2016 年 7 月分）等の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別表の 1 欄に掲げる機動隊超勤総括表及び機動隊超勤実績報告シート（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 2 月 8 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が同年 5 月 11 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

##### ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

行政文書一部開示決定は、非開示の理由として、「公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析するなど将来におけるテロ等の犯罪行為を容易にし、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため」としている。非開示の標目は、派遣人数、派遣期間、任務、部隊編成表、所属別派遣人員、帯同車輦<sup>りょう</sup>数、装備等、及びフェリー利用に関する執行予定額、等となっている。

本件情報開示請求は、沖縄の高江ヘリパッド基地建設のための警備のため派遣された愛知県警察官に対する公金支出の違法・不当性を問う住民監査請求を目的としたものであって、下記のとおり非開示の理由には合理性が無く不当である。

(ア) 沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行しようとする勢力は存在しなかった。

(イ) かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない。

(ウ) 愛知県警察官の沖縄への派遣はすでに完了しており、また開示請求

対象は、高江ヘリパッド工事基地建設に限定されたものである。

(エ) 仮にテロ行為を敢行してよいとする勢力が存在するとしても、過去の実例として研究・分析を行い、テロ行為を容易にすることに役立つとは考えられない。

(オ) ちなみに、審査請求人は警備計画や警察編成、個人の氏名や電話番号は開示を敢えて求めないことを付言する。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 本件審査請求の趣旨

a 条例の趣旨・目的

条例は前文において、情報の公開が公正で民主的な県政の基礎をなすものであり、情報を広く公開することが県が説明責任を果たすために不可欠であるとの認識の下に、県民の行政文書の開示を請求する権利を明確にして、情報の提供を充実させることにより透明性の高い県政を実現することに条例の趣旨があることを明らかにしている。

この趣旨のもと、条例 1 条は、行政文書の開示を請求する権利を定めること等により、「実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資すること」を目的とする旨、規定している。

b 警察法第 2 条第 2 項

警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 2 項は、「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」と規定し、警察活動の公平性、中立性と基本的人権・自由に対する干渉がないよう、その権限の濫用を厳しく戒めている。

c 本件審査請求の趣旨

本件は、不開示情報の内、とくに条例 7 条 4 号（「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」）により不開示とされた部分の開示を求めるものである。

相手方は、今後の警備実施等の支障のおそれがあると主張し、上記条項に該当するとして、本件派遣に関するほぼ全ての情報を不開

示とする等、情報隠蔽の姿勢を鮮明にしている。こうした相手方の姿勢は、いっそうの情報公開を進め、県の説明の責務を果たし、県民の的確な理解と批判の下、公正で民主的な県政の実現を図るとした条例の目的をないがしろにするものである。また、相手方のかかる姿勢は、警察活動に対する的確な批判を不可能にし、不偏不党かつ公平中正を旨とし、基本的人権及び自由に干渉する警察権限の濫用を厳しく戒める警察法 2 条 2 項の趣旨にも著しく悖るものである。

警察活動に対する的確な批判を可能にし、警察権限の濫用を防止するために本件情報開示は不可欠である。

(イ) 「テロ等犯罪行為を企図する勢力」なる主張について

a 相手方の主張

相手方は、「沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行しようとする勢力は存在しなかった」、「かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない」旨の請求人の主張に対して、根拠のない抽象的な主張であって、単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎず、合理性がないと主張している。

b 立証責任について

相手方の上記主張は、かかる勢力が存在しないことの根拠を請求人が示す責任があるかのごとき主張であるが、かかる主張は、情報開示に関する立証責任を請求人に負わせようとするもので誤りである。

条例 7 条 4 号のように「認めるにつき相当の理由があるとき」と実施機関の裁量性を承認する規定であっても、「おそれ」があることに関する立証責任が実施機関にあるとするのは定説である。本件においては、実施機関である相手方が「今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれ」の基礎となる事実について立証責任を負うのである。

したがって、判断の基礎として相手方が主張する「テロ等犯罪行為を企図する勢力」については、実施機関である相手方において根拠を示してその存在を立証しなければならず、請求人の主張を「単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎない」などと単に請求人の主張をおとしめることによって、「おそれ」が認められるものではない。

「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在は本件不開示理由に一貫する事実的基礎となっており、その存否は極めて重要な事実であるから、相手方において具体的にその存在を立証しなければなら

いのである。

仮にも抽象的に「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在を主張するだけで、その存在が肯定されるようなことがあれば、テロの可能性にさえ言及すれば、警備活動に関するあらゆる情報を不開示とすることすら正当化されかねない。そのようなことを認めれば、民主的な批判によって警察権限の濫用に歯止めをかけようとする情報公開の趣旨は没却されるといわざるを得ない。

以上、「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在を理由とする不開示処分は、その基礎となる事実を欠くものであり、本件不開示処分には合理性がない。

(ウ) 評価の不合理性

a 一律広範囲な不開示の不合理性

仮に相手方主張の「テロ等犯罪行為を企図する勢力」（以下、単に「テロ勢力」という）が存在するとの事実を前提とするとしても、本件情報を不開示とする相手方の評価は合理性を欠く。

審査請求書において述べた通り、本件情報開示の請求はすでに完了した「警備」活動に関するものであり、現実に「警備」活動に支障を及ぼすおそれはない。

相手方は事後の情報の開示であったとしても、テロ勢力が実例として研究、分析することによって、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

相手方が、テロ勢力を理由に公にすると警備実施等に支障を及ぼすとする情報は、以下のとおり多岐に及んでいる。

- ・「所属に関する情報」
- ・「警察電話番号に関する情報」
- ・「部隊の派遣期間、人員数、編成、運用に関する情報」
- ・「『事案別』の一部」
- ・「警察職員の氏名に関する情報」
- ・「給与額に関する情報」

このように広範に及ぶ情報を一律に警備実施等に支障を及ぼすとして不開示とするのは仮に百歩譲ってテロ勢力の存在を前提としたとしても、合理性がないというべきである。

以下、不開示とされた情報ごとに検討する。

b 所属に関する情報

相手方は、所属を公にした場合、「たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの関係所属、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを実例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らっ

た攻撃を執行したり、間隙をついた対等措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある」とする。

相手方は「警備部隊の編成に係る具体的な関係所属は、派遣先及び派遣元の体制、派遣先における任務、警備実施活動の具体的な内容、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している」として、上記の主張をするが、仮にこれらの諸事情を総合的に勘案して「所属」が決定されるとしても、「所属」が明らかになることによって、派遣規模や体制が明らかになるとは考えられない。所属が公にされることによって、派遣の規模、体制の間隙を突いた対抗措置を講じることが可能になる等とする、相手方の主張は根拠を欠き、不合理である。

c 警察電話番号に関する情報

相手方は、警察電話番号に関する情報を公にした場合、「警備事象ごとの関係所属、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある」と主張している。

しかし、仮に相手が述べるように、「警電（警察電話番号）は、当該職員の所属、係ごとに割り振られており、同番号は警察電話帳等に網羅的に記載されている」としても、そのことから、警察電話番号が公にされると、警察力の規模や運用状況等が明らかになり、派遣の規模や体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙を突いた対等措置を講じることが可能となるとの憶測は合理性に欠けるといわざるを得ない。

d 部隊の派遣期間、人員数、編成、運用に関する情報

相手方は、これを公にした場合、「警備事象ごとの具体的な派遣期間、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある」と主張している。

しかし、部隊の派遣期間、人員数、編成、運用に関する情報が、公にされることによって、将来の警備事案に関して派遣の規模、体制が想定できる根拠は不明である。これらの情報の開示によって、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙を突いた対抗措置を講じたりすることが可能となるのは相手方独自の主

観的見解に過ぎず、合理性がない。

また、相手方が上記理由により不開示とする情報には、「事案名」（ないし「事案別」）の一部、（超過勤務の）月日、（超過勤務手当の）単価、時間外勤務開始時間、時間外勤務終了時間、超過時間数などの項目が含まれており、これらの情報を公にすることが「部隊の派遣期間、人員数、編成、運用」といかなる関係にあるのか、相手方は全く明らかとしていない。超過勤務にかかる「事案名」「事案別」の一部や月日、単価、超過時間数等の情報が公にされることによって、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかになるとするのは論理的飛躍があるというべきである。

e 警察職員の氏名に関する情報

警察職員の氏名に関する情報について、相手方は条例 7 条 2 号以外に、条例 7 条 4 号を不開示とする理由としている。

条例 7 条 4 号を不開示の理由とする主張は、前記 b の「所属」に関する主張と同様に、氏名を開示すると、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙を突いた対抗措置を講じたりすることが可能になるとするものである。

しかし、警察職員の氏名が公にされることによって、そのような攻撃や対抗措置が可能になるとは考えられないので、相手方の主張は合理性に欠けている。

f 給与額に関する情報

相手方は、給与額に関する情報を「公にした場合、一般に公表されている給料表等との対照によって当該職員の階級、勤務時間等が容易に推測可能となり、部隊の体制、運用等も明らかになるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある」と主張している。

給与額から当該職員の階級、勤務時間等が容易に推測できるとする根拠は示されていない。また、仮にこれが推測可能であったとしても、それによって部隊の体制、運用等が明らかになるとするのは相手方独自の主観的見解に過ぎないというべきであり、まして規模、体制を見計らった攻撃や間隙を突いた対抗措置等が可能になるとするのは臆断というほかない。

(エ) 「事案別」ないし「事案名」の一部について

超勤総括表の「事案別」欄、機動隊超勤実績報告詳細シートの「事案名」の欄は、黒塗りの方法が異なるものが混在している。黒塗りが

1カ所のものと2カ所のものが存在するのである。

すなわち、欄の始まり部分から黒塗りが施され、黒塗り部分に続いて連続的に「沖縄県特別派遣警戒警備」と記載されているもの（7月分、8月分及び9月分の一部）と、欄の始まり部分から同様に黒塗りされた上、「沖縄県」の記載がされ、その後に2カ所目の黒塗りがされその後に「警戒警備」と記載されているもの（9月分の一部、11月分、12月分）が混在している。

2カ所目の黒塗り部分は、黒塗りが1カ所のものを参照すれば、「特別派遣」とある部分が黒塗りされているものと推測される。

したがって、相手方の主張にしたがったとしても、「特別派遣」との記載は、7月分、8月分において、開示されているのであるから、9月分の一部、11月分、12月分についても、不開示とする理由はなく、開示するのが相当である。

相手方は、「事案別」、「事案名」の一部は、公にすることによって、テロ勢力の攻撃や対抗措置を誘発する旨を主張しているが、「特別派遣」のごとき情報が攻撃や対抗措置を誘発する関係にあるとはどうも考えられないにも拘わらず、9月分の一部、11月分、12月分については、これを隠蔽しようとしたのである。

相手方の情報不開示は、「テロ勢力」をキーワードとして、強引に不開示理由をこじつける体のものである。「事案別」、「事案名」の不開示部分の混乱は、不開示との結論が先にあり、後で不開示理由を付けるといふ相手方の情報隠蔽の姿勢を如実に物語っている。

請求人は、条例の本旨に立ち戻り、可能な限り広く情報を開示する裁決を強く求める。

#### ウ 意見陳述における主張

意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 2017年2月8日、愛知県警機動隊の他県への派遣について、沖縄・高江に限定して派遣に対する支出について、愛知県警察本部長に対し行政文書開示請求を行った。そこで不開示とされたところの開示を求めて審査請求書を提出した。

不開示の主な理由が、公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例などを研究、分析するなど将来におけるテロ等の犯罪行為を容易にし、今後の警備実施などに支障を及ぼすおそれがあると認められるためとしている。

非暴力を伝統とする多くの闘争があった。沖縄の非暴力、座り込みの抵抗は、テロとは無縁であることを強調しておきたい。

1972年にアメリカから日本へ施政権が返還され、憲法のもとで民主

主義を手にした現在も、遺憾ながら、今度は日本政府を相手に非暴力の抵抗を余儀なくされている。沖縄は、何度も高江ヘリパッド建設を含む新基地の建設に反対の民意を示している。

沖縄・高江への愛知県警機動隊派遣が不偏不党かつ公平中正を旨とする警察法 2 条 2 項違反との疑義を抱き、情報開示を求めたが、「公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例などを研究、分析するなど将来におけるテロ等の犯罪行為を容易にし、今後の警備実施などに支障を及ぼすおそれがあると認められるため」との文言が非開示の常套句として用いられては、民主主義の基本である知る権利が著しく侵害される。

非開示理由に蓋然性があるのか、既に終了した事例が今後に支障を及ぼし得るのか精査の上、条例の前文にうたわれているように、県民の知る権利の尊重、県の諸活動を説明する責務を全うするためにも、改めて不開示としたところの開示を強く求める。

非開示理由に挙げられているテロは、組織犯罪を前提としたものと推察されるが、沖縄の非暴力の抵抗は、たとえテロ行為を敢行しようとする勢力がまぎれ込んでいたとしても、伝統的に非暴力が貫かれているため、破壊と犠牲を伴うテロ行為は実現しない。また、沖縄の整然とした非暴力の抵抗に送られた愛知県警の動向や情報がテロ勢力の今後の研究に役立つとは到底考えられない。

こうした旧態依然とした非開示の理由で県民の知る権利が制限され、民主的議論が停滞している間に、社会はより深刻な突発的、個人的テロの大量殺人や暴力、テロ予告による脅迫が起これ、自治体警察の本来的責務を果たすことが求められている。

情報公開審査会においては、新たな事件の傾向や時代の閉塞性を加味した上で、非開示理由に蓋然性があるのか、既に終了した事例が今後に支障を及ぼし得るのか精査の上、県民の知る権利を最大限に尊重していただきたく、改めて非開示としたところの開示を強く求める。

(イ) 条例の前文には、「情報の公開は地方自治の本旨にのっとり、公正で民主的な県政を推進していく上での基礎となるものである。県の保有する情報を広く県民に公開していくことは、県がその諸活動を県民に説明する責務を全うするとともに、県民と県との信頼関係を増進していく上で不可欠なものである。(中略) 透明性の高い開かれた県政を実現するために、ここにこの条例を制定する」とあるが、今回の非開示決定はこの条例に照らしても甚だ疑問である。

あまりにも杓子定規的な判断であることを申し述べたい。

このようなことこそ、県民の信頼を失う行為ではないか。非開示の理由は、公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が



過去におけるテロなどの犯罪行為を容易にし、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあるためとの理由であった。高江で繰り返されている住民への抑圧、暴力行為、暴力的言動は、本来の警察活動と全くかけ離れている。警察法の目的と責務と全くかけ離れたことが高江では行われた。派遣行為自体が違法であり、警察法に定められた職務とは全くかけ離れた住民への弾圧、暴力が行われてきたことを事実として、新聞報道や愛知県から高江にいた人々が目撃している。

高江地区は、1999年、2006年の2度にわたってヘリパッド建設に反対する決議を上げ、2019年、今年4月の村長選挙では、ヘリパッド建設反対の町長が当選している。

2016年6月の沖縄県議会選挙、7月の参議院選挙、県民投票、先の参議院選挙など、沖縄県民の総意が再三にわたって極めて明確に示されている。2016年7月に辺野古・高江の基地建設に反対する候補者が当時現職に10万票もの差をつけて圧勝し、その直後、わずか10時間後に県外からの機動隊500名、民主主義に基づく法治国家にあるまじき強権が発動された。

7月16日、全国から機動隊約500人が派遣されたと言われている。

戦前は、警察が本来の職務を離れて国家行政に直接関与した結果、警察国家と呼ばれ、市民を監視し、弾圧した反省から、職務から離れた行為をすることを警察法は明確に禁じているのではないか。

情報開示請求の内容は、住民として、県税を払っている県民として、当然の知る権利だということを強く申し上げる。テロを理由に、情報開示が制限されているのか。

民主主義社会で生きる市民が十分な情報に基づいて意思決定を行えるようにすること、多くの重要な意思決定が情報公開や市民との協議を経ずに、閉ざされたドアの向こう側で指導者たちによって行われる恐ろしさである。実際のテロなどの脅威がどれくらいなのかと検証する必要がある。

脅威の危険性の程度には、現実に迫った脅威、具体的な脅威、抽象的な脅威・リスクがあると思う。愛知県がテロを理由に情報開示をしなかったからこそ、述べさせていただきたい。

例えば、今すぐ自宅に飛行機が墜落したり晴れた日に散歩をしていて雷に打たれて死亡する確率は、ゼロではないが、極端に低い。これがリスクである。現実に差し迫った脅威とは、目の前でテロリストが爆弾を起動させようとしている状況が典型的である。例えば、テロ組織が来月霞が関で爆弾テロを起こすと宣言すれば、具体的な脅威として評価されると思う。他方で、同じ組織が十数カ国でテロ対象国と名指ししてその中で日本が含まれていた場合に、少なくとも抽象的な脅威

であることは確かだが、具体的な脅威までとは言えないだろう。ただし、その前日に実際にテロが行われており、次はどこだと宣言したという状況であれば、具体的な脅威と評価されるかもしれない。同じ宣言によっても、東京と地方では危険の具体性が異なるだろう。

重要なことは、テロのリスクがあることのみを人権制約の理由として認めていては歯止めがなくなるということである。許されるべき人権侵害の程度は、脅威の具体性を踏まえて個別に検討されなければならない。

どれだけのテロの脅威が存在するのか。日本では、テロよりも風呂場で滑って死ぬ確率のほうがはるかに高いそうである。厚生労働省の人口動態統計によると、年間で 4,000 人以上の方が浴槽内で溺死している。家庭の風呂場で入浴中に意識障害を起こし溺死する人は、2014 年の 1 年間で 4,866 人に上り、浴槽内での死亡件数全体では 15,000 人前後に上るとの統計がある。

非開示された理由は、このようなことから考えても、どこから見ても納得できるものではない。沖縄県外からの機動隊が派遣されてからは、非常に手荒いことが行われるようになったという証言がある。これは警備などではない。私たちの大事な税金がこうした人々の反対抵抗を抑え込むために使われたことに県民として憤りを感じる。

沖縄・高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟が行われているが、愛知県に賠償を訴える裁判の証人尋問で証言に立った愛知県警備課長補佐が、派遣決定が県警本部長の専決で行われることを当たり前のようにならぬと証言した。公安委員会を開かず専決処分が当たり前だと証言した。

警察法の第 1 条は、公共の安全と秩序を維持するために、(略)その責務の遂行に当たっては、不偏不党かつ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利と自由の干渉にわたるなどの、その権限を濫用することはあってはならないと述べている。このような警察法を知らずに業務を行っている。

このように、公安委員会の役割の意義も理解をされておらず、国家警察化と化している今、実態が明らかになった。これは全く許せないことである。

真摯に検討していただき、開示をしていただくように強く要請する。  
(ウ) 暴力的事態、高江で起きた暴力的事態と主張されるものは、全て 2016 年 7 月 22 日、他府県の機動隊が派遣、大量に派遣されてから起きている。派遣された機動隊の暴力的行為が非常にひどいものであったということは、今述べたとおりである。それに従って運動が過激化したという側面を見落としてはいけない。それまでの反対運動は極めて平穏に行われ、沖縄県警は中立的立場から治安を維持していたとい

うことを申し上げたい。

それからもう一つ、都道府県には警察があるが、国家には警察がない。自治体警察という原則があるということを強調すべきである。先程述べた訴訟での証言によれば、専ら警察庁と協議をし、派遣についての具体的細目を決めていった。沖縄県警と話をするのはごく日常的なことでしかなかったというふうに言われているように、これは防衛局の都合により各自治体警察が動かされたという非常に遺憾な事態、逸脱した事態だということを改めて強調しておきたい。

(エ) 表現の自由というのは、民主主義の根幹である。情報収集の自由というものがその中核に置かれていることはもちろんである。情報の不開示ということこそ、非常に重要な民主主義の侵害であると考えられる。情報源から妨げることなく知る権利というものは、普遍的かつ根源的な権利であり、情報は公的資源であるという考え方こそ、民主主義社会においては重要である。

今回の不開示理由、テロ等犯罪行為を企図する行為というのは極めて概念が不明確である。かつ具体的緊急性もない。立証責任は全て県側にあるというふうを考える。

沖縄・高江へ派遣された愛知県機動隊に対する公金支出の違法性を問う住民訴訟において、まさに自治体警察とは何か、愛知県における警察はいかなる形で国家警察化しているかということをも明らかにした。

この派遣の規模、期間、不開示になっているところは、警察庁の指示で決められたということが明確になった。そしてまた、情報収集がいかに不備であったか、偏見と公正でない一方的な知識でもって派遣が決定され、愛知県警本部長の専決規程となっているのは愛知県のみである。

愛知県の公安委員会は、本来民主的に統制すべき警察の独立機関であるが、極めて空洞化しているということである。自治体警察の内容は自治体でコントロールし、民主的に審査されるべきであるにもかかわらず、根本の情報が不開示であるということこそ、本件の中心的な課題に置かれるべきである。

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、次のとおりである。

#### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

#### (2) 審査請求の理由に対する認否

「審査請求に係る処分のうち、不開示とした部分の開示を求める。」について争う。

(3) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(7) 行政文書開示請求の受理

処分庁は、平成 29 年 2 月 8 日、愛知県警察本部警務部住民サービス課情報公開センターに対して請求人が送付した、

「愛知県警機動隊の沖縄高江派遣に関する支出について

※沖縄・高江派遣に関する部分のみ

1、時間外勤務手当

2、特殊勤務手当

3、その他の手当

4、装備費用

5、装備運搬費用

6、機動隊員の移動費用

(警察本部警備課、機動隊、会計課で管理するもの)

を対象とする行政文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)を受理した。

(イ) 対象文書の調査

本件開示請求は、沖縄県内の重要施設の警戒警備に関し、沖縄県警察に対して行われた愛知県警察職員の特別派遣に関する支出に係る行政文書の開示を求めるものである。

本件開示請求を受け、愛知県警察本部警備部警備課において調査したところ、その対象となり得る行政文書の存在を確認した。

(ウ) 決定期間の延長と開示請求事項の補正

本件開示請求に係る調査の過程で、本件の対象となり得る行政文書の数が大量であることが判明したことにより、条例第 12 条に定める決定期間(開示請求があった日から起算して 45 日以内)にそのすべてについて開示決定等を行うことで事務の遂行に著しい支障が生じるおそれが認められた。

そのため、条例第 13 条に規定する開示決定等の期限の特例に該当すると判断の上、本件開示請求に伴って開示する行政文書のうち相当の部分につき開示決定等を行う期間を平成 29 年 2 月 8 日から平成 29 年 3 月 24 日までとし、残りの行政文書について開示決定等を行う期間を平成 29 年 8 月 17 日とする決定期間特例通知書(平成 29 年 2 月 22 日付け、備警発第 394-1 号)を請求人に送付通知した。

その際、請求人から申し出がなされたことから、本件開示請求に係る行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項について、

「愛知県警機動隊の沖縄高江派遣に関する支出について

※沖縄・高江派遣に関する部分のみ

1、時間外勤務手当

5、装備運搬費用

(警察本部警備課、機動隊で管理するもの)」

と補正した。

(エ) 相当の部分の特定と一部開示決定

調査の結果、相当の部分として先行開示する行政文書を特定し、条例の規定する不開示情報に該当する部分を不開示とした上で、行政文書一部開示決定通知書(平成29年3月24日付け、備警発第927号)により、請求人に通知した(同開示決定については、本件審査請求の対象外)。

(オ) 本件行政文書の特定と一部開示決定

調査の結果、残りの行政文書を別表の1欄に掲げるとおり特定し、条例の規定する不開示情報に該当する部分を不開示とした上で、行政文書一部開示決定通知書(平成29年5月11日付け、備警発第1601号)により、請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件行政文書全般について

a 本件行政文書の性質

警察は、国の公安又は利益に係る犯罪のほか、各種の社会運動等に伴う犯罪又はそれらの犯罪が発生するおそれのある場合において、警察法第2条第1項に規定する「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持」に当たることを責務としている。

このため、デモ・集会等が実施される場合において必要があると認められる場合、警察は参加者の安全確保、一般交通の安全と円滑の確保及び犯罪の未然防止を図るため、部隊を運用し治安の維持活動(以下「警備実施」という。)を行っている。

本件行政文書は、会計に関する行政文書であるが、いずれも警備実施に伴う支出に関して作成されたものである。

b 条例における不開示情報の規定

条例第7条は、開示請求に係る行政文書のうち、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として定めている。

本件行政文書に含まれる不開示情報は、次のとおりである。

(a) 条例第7条第2号

個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を

除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

(b) 条例第7条第4号

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(イ) 機動隊超勤総括表

機動隊超勤総括表は、機動隊関係業務の平成28年7月、8月及び9月における超過勤務について、対応事案、延べ人員、延べ時間、執行金額等を総括的に記録したものである。

機動隊超勤総括表について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 所属、警電、派遣部隊が分かる部分

(a) 所属に関する情報

警備部隊の編成に係る具体的な関係所属は、派遣先及び派遣元の体制、派遣先における任務、警備実施活動の具体的な内容、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの関係所属、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを実例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第7条第4号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

(b) 警電に関する情報

警部補及び同相当職員以下の警察職員が使用する警電(警察電話番号)は、当該職員の所属、係ごとに割り振られており、同番号は警察電話帳等にも所属、係別に網羅的に記載されている。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの関係所属、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを実例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可

能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 4 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

(c) 部隊の派遣期間、人員数、編成、運用に関する情報

警備部隊の具体的な派遣期間、部隊区分、人員数、編成、運用は、派遣先及び派遣元の体制、派遣先における任務、警備実施の活動の具体的な内容、警備実施現場の地理地勢、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの具体的な派遣期間、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 4 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

b 「事案別」の一部

前記 a(c)に同じ。

c 担当

警部補及び同相当職以下の警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を公にした場合、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある。また、これらの情報は、条例第 7 条第 2 号ただし書イ、ロ及びニにおいて不開示情報から除外されているものにも該当しない。

したがって、条例第 7 条第 2 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

(ウ) 機動隊超勤実績報告シート

機動隊超勤実績報告シートは、機動隊関係業務の平成 28 年 7 月、8 月及び 9 月における超過勤務について、職員の氏名、勤務月日、勤務時間、給与額等の詳細事項を報告したものである。

機動隊超勤実績報告シートについて、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 所属、警電、隊区分

(a) 所属に関する情報

前記 (イ) a (a) に同じ。

(b) 警電に関する情報

前記 (イ) a (b) に同じ。

(c) 部隊の派遣期間、人員数、編成、運用に関する情報  
前記(イ)a(c)に同じ。

b 担当

前記(イ)cに同じ。

c 氏名、給与単価基礎

(a) 警察職員の氏名に関する情報

前記(イ)a(c)及び前記(イ)cに同じ。

(b) 給与額に関する情報

警察職員の給与単価は、個々の職員の階級、勤続期間等に応じて設定される号級や、具体的な勤務時間等に基づき算出されている。

これを公にした場合、一般に公表されている給料表との対象によって当該職員の階級、勤務時間等が容易に推測可能となり、部隊の体制、運用等も明らかになるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第7条第2号及び第4号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

d 「事案名」の一部、月日、単価、時間外勤務開始時間、時間外勤務終了時間、超勤時間数

(a) 部隊の派遣期間、編成、運用に関する情報

前記(イ)a(c)に同じ。

(b) 給与額に関する情報

前記c(b)に同じ。

ウ 請求人の主張の失当性

請求人は、審査請求書において、処分庁の決定に対して5項目を列挙し、本件処分が「合理性が無く不当である」等と主張している。

しかしながら、「沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行する勢力は存在しなかった」、「かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない」及び「仮にテロ行為を敢行してよいとする勢力が存在するとしても、過去の実例としてテロ行為を容易にすることに役立つとは考えられない」とする主張については、いずれもいかなる根拠に基づいているのかが定かでなく、そもそも具体性のない抽象的な表現にとどまることからすれば、単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎないといわざるを得ず、そこに合理的な理由を認めることはできない。

また、請求人は、本件処分の不当性として、「愛知県警察官の沖縄へ



の派遣はすでに完了しており、また開示請求対象は、高江ヘリパッド工事基地建設に限定されたものである」という理由を提示している。

しかしながら、前記イで詳述したとおり、「すでに完了」した警備実施の情報及び「高江ヘリパッド工事基地建設」に限定した情報であっても、現在及び将来の警備実施に通じる具体性を有しているものについては、これを公にした場合、テロ等犯罪行為を企図する勢力が実例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となるため、将来的な警備実施等に支障を及ぼす蓋然性が認められる。本件不開示情報はいずれもこれに該当するもので、条例第 7 条第 4 号に基づいて犯罪捜査等情報として不開示とするための、「相当の理由」を具備していることは明らかであり、その判断には何らの不当性も非合理性もない。

したがって、本件審査請求における請求人の主張は失当であり、到底許容できるものではない。

#### エ 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われており、請求人の主張は理由がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 4 審査会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、沖縄県内の重要施設の警戒警備に関し、沖縄県警察に対して行われた愛知県警察職員の特別派遣に関する支出に係る時間外勤務手当に関する文書であって、愛知県警察本部警備部警備課で管理するものであり、当審査会において本件行政文書を確認したところ、その内容は前記 3(3)イで処分庁が説明するとおりであると認められる。

処分庁は、別表の 2 欄に掲げる部分について、同欄に掲げるとおり、所属、警電、派遣部隊が分かる部分、隊区分、「事案別」及び「事案名」の一部、月日、単価、時間外勤務開始時間及び終了時間並びに超勤時間数を条例第 7 条第 4 号に、担当を同条第 2 号に、氏名及び給与単価基礎を同条

第2号及び第4号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第4号該当性について

ア 条例第7条第4号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第4号該当性について、処分庁が認めることにつき相当の理由があるか否かを、以下検討する。

イ 処分庁が条例第7条第4号に該当するとして開示しないこととした部分は、所属、警電、派遣部隊が分かる部分、隊区分、氏名、給与単価基礎、「事案別」及び「事案名」の一部、月日、単価、時間外勤務開始時間及び終了時間並びに超勤時間数である。

当審査会において処分庁が不開示としたこれらの部分を見分したところ、所属には本件行政文書を作成した職員の所属が、警電には本件行政文書を作成した職員の所属の電話番号が記載されていることが認められた。また、機動隊超勤総括表のうち、派遣部隊が分かる部分には派遣された隊区分ごとの人数、時間数及び執行金額が、「事案別」の一部には沖縄派遣期間に関する情報及び他の派遣事案に係る情報が記載されていることが認められた。そして、機動隊超勤実績報告シートのうち、氏名及び給与単価基礎には沖縄に派遣された職員の氏名及び当該職員の給与単価基礎額が、隊区分には沖縄派遣に係る隊名が、「事案名」の一部には沖縄派遣期間に関する情報及び他の派遣事案に係る情報が、月日には当該職員が沖縄に派遣された月日が、単価には時間外勤務の算定に関する情報が、時間外勤務開始時間及び終了時間並びに超勤時間数には当該職員が時間外勤務を開始した時間及び終了した時間並びにその時間数が記載されていることが認められた。

処分庁によれば、これらの情報に係る事項は、派遣先及び派遣元の体制、派遣先における任務、警備実施活動の具体的な内容、警備実施現場の地理地勢、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定しているとのことである。

また、これらを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの関係所属、具体的な派遣期間、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を決行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

この点については、審査請求人の主張するとおり、当該派遣は既に完

了しているため、これらの情報を公にしたとしても、当該派遣に係る警備実施等に支障が生じることはない。しかしながら、今後、同種又は類似の警備実施等のための派遣が行われた場合には、完了した派遣に係る情報が研究、分析されることにより、その警備実施等に支障が生じる可能性が考えられることから、犯罪の予防又は鎮圧に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があると認められる。

以上のことから、これらの情報は、条例第7条第4号に該当する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 処分庁が条例第7条第2号に該当するとして開示しないこととした部分は、担当、氏名及び給与単価基礎である。

当審査会において、処分庁が不開示とした担当及び氏名を見分したところ、担当には本件行政文書を作成した職員の氏名が、氏名には沖縄に派遣された職員の氏名が記載されていることが認められた。そして、給与単価基礎には、沖縄に派遣された職員の給与が記載されていることが認められた。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

ところで、同号ただし書ハは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分は除くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成12年愛知県規則第29号）第3条の2により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定され

ている。処分庁によれば、担当及び氏名に記載された職員は、警部補及び同相当職以下の職員であるとのことである。したがって、担当及び氏名は、同号ただし書ハに該当しない。また、給与単価基礎は、当該職員の職務の遂行に係る情報ではないことから同号ただし書ハに該当しない。

当該部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イには該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ 以上のことから、担当、氏名及び給与単価基礎は、条例第7条第2号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 実施機関が開示しないこととした部分及びその根拠規定	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・機動隊超勤総括表（2016年7月分）</li> <li>・機動隊超勤総括表（2016年8月分で、延人員が8人のもの）</li> <li>・機動隊超勤総括表（2016年8月分で、延人員が18人のもの）</li> <li>・機動隊超勤総括表（2016年9月分）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属</li> <li>・警電</li> <li>・派遣部隊が分かる部分</li> </ul>	第7条第4号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事案別」の一部</li> </ul>	第7条第4号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当</li> </ul>	第7条第2号
<ul style="list-style-type: none"> <li>・機動隊超勤実績報告シート（報告対象が2016年7月のもの）</li> <li>・機動隊超勤実績報告シート（報告対象が2016年8月で、延人員が8人のもの）</li> <li>・機動隊超勤実績報告シート（報告対象が2016年8月で、延人員が18人のもの）</li> <li>・機動隊超勤実績報告シート（報告対象が2016年9月のもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属</li> <li>・警電</li> <li>・隊区分</li> </ul>	第7条第4号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当</li> </ul>	第7条第2号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名</li> <li>・給与単価基礎</li> </ul>	第7条第2号及び第4号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事案名」の一部</li> <li>・月日</li> <li>・単価</li> <li>・時間外勤務開始時間</li> <li>・時間外勤務終了時間</li> <li>・超勤時間数</li> </ul>	第7条第4号

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29. 9. 12	諮問 (弁明書の写しを添付)
29. 10. 18	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
1. 8. 19 (第579回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1. 9. 20 (第581回審査会)	審議
1. 10. 25	答申

答申第 912 号

諮問第 1531 号

件名：機動隊超勤総括表（2016 年 9 月分）等の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別表の 1 欄に掲げる機動隊超勤総括表及び機動隊超勤実績報告シート（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 2 月 8 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が同年 5 月 11 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

##### ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

行政文書一部開示決定は、非開示の理由として、「公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析するなど将来におけるテロ等の犯罪行為を容易にし、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため」としている。非開示の標目は、派遣人数、派遣期間、任務、部隊編成表、所属別派遣人員、帯同車輦<sup>りょう</sup>数、装備等、及びフェリー利用に関する執行予定額、等となっている。

本件情報開示請求は、沖縄の高江ヘリパッド基地建設のための警備のため派遣された愛知県警察官に対する公金支出の違法・不当性を問う住民監査請求を目的としたものであって、下記のとおり非開示の理由には合理性が無く不当である。

(ア) 沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行しようとする勢力は存在しなかった。

(イ) かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない。

(ウ) 愛知県警察官の沖縄への派遣はすでに完了しており、また開示請求

対象は、高江ヘリパッド工事基地建設に限定されたものである。

(エ) 仮にテロ行為を敢行してよいとする勢力が存在するとしても、過去の実例として研究・分析を行い、テロ行為を容易にすることに役立つとは考えられない。

(オ) ちなみに、審査請求人は警備計画や警察編成、個人の氏名や電話番号は開示を敢えて求めないことを付言する。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 本件審査請求の趣旨

a 条例の趣旨・目的

条例は前文において、情報の公開が公正で民主的な県政の基礎をなすものであり、情報を広く公開することが県が説明責任を果たすために不可欠であるとの認識の下に、県民の行政文書の開示を請求する権利を明確にして、情報の提供を充実させることにより透明性の高い県政を実現することに条例の趣旨があることを明らかにしている。

この趣旨のもと、条例 1 条は、行政文書の開示を請求する権利を定めること等により、「実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資すること」を目的とする旨、規定している。

b 警察法第 2 条第 2 項

警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 2 項は、「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」と規定し、警察活動の公平性、中立性と基本的人権・自由に対する干渉がないよう、その権限の濫用を厳しく戒めている。

c 本件審査請求の趣旨

本件は、不開示情報の内、とくに条例 7 条 4 号（「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」）により不開示とされた部分の開示を求めるものである。

相手方は、今後の警備実施等の支障のおそれがあると主張し、上記条項に該当するとして、本件派遣に関するほぼ全ての情報を不開



示とする等、情報隠蔽の姿勢を鮮明にしている。こうした相手方の姿勢は、いっそうの情報公開を進め、県の説明の責務を果たし、県民の的確な理解と批判の下、公正で民主的な県政の実現を図るとした条例の目的をないがしろにするものである。また、相手方のかかる姿勢は、警察活動に対する的確な批判を不可能にし、不偏不党かつ公平中正を旨とし、基本的人権及び自由に干渉する警察権限の濫用を厳しく戒める警察法 2 条 2 項の趣旨にも著しく悖るものである。

警察活動に対する的確な批判を可能にし、警察権限の濫用を防止するために本件情報開示は不可欠である。

(イ) 「テロ等犯罪行為を企図する勢力」なる主張について

a 相手方の主張

相手方は、「沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行しようとする勢力は存在しなかった」、「かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない」旨の請求人の主張に対して、根拠のない抽象的な主張であって、単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎず、合理性がないと主張している。

b 立証責任について

相手方の上記主張は、かかる勢力が存在しないことの根拠を請求人が示す責任があるかのごとき主張であるが、かかる主張は、情報開示に関する立証責任を請求人に負わせようとするもので誤りである。

条例 7 条 4 号のように「認めるにつき相当の理由があるとき」と実施機関の裁量性を承認する規定であっても、「おそれ」があることに関する立証責任が実施機関にあるとするのは定説である。本件においては、実施機関である相手方が「今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれ」の基礎となる事実について立証責任を負うのである。

したがって、判断の基礎として相手方が主張する「テロ等犯罪行為を企図する勢力」については、実施機関である相手方において根拠を示してその存在を立証しなければならず、請求人の主張を「単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎない」などと単に請求人の主張をおとしめることによって、「おそれ」が認められるものではない。

「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在は本件不開示理由に一貫する事実的基礎となっており、その存否は極めて重要な事実であるから、相手方において具体的にその存在を立証しなければなら

いのである。

仮にも抽象的に「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在を主張するだけで、その存在が肯定されるようなことがあれば、テロの可能性にさえ言及すれば、警備活動に関するあらゆる情報を不開示とすることすら正当化されかねない。そのようなことを認めれば、民主的な批判によって警察権限の濫用に歯止めをかけようとする情報公開の趣旨は没却されるといわざるを得ない。

以上、「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在を理由とする不開示処分は、その基礎となる事実を欠くものであり、本件不開示処分には合理性がない。

(ウ) 評価の不合理性

a 一律広範囲な不開示の不合理性

仮に相手方主張の「テロ等犯罪行為を企図する勢力」（以下、単に「テロ勢力」という）が存在するとの事実を前提とするとしても、本件情報を不開示とする相手方の評価は合理性を欠く。

審査請求書において述べた通り、本件情報開示の請求はすでに完了した「警備」活動に関するものであり、現実に「警備」活動に支障を及ぼすおそれはない。

相手方は事後の情報の開示であったとしても、テロ勢力が実例として研究、分析することによって、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

相手方が、テロ勢力を理由に公にすると警備実施等に支障を及ぼすとする情報は、以下のとおり多岐に及んでいる。

- ・「所属に関する情報」
- ・「警察電話番号に関する情報」
- ・「部隊の派遣期間、人員数、編成、運用に関する情報」
- ・「『事案別』の一部」
- ・「警察職員の氏名に関する情報」
- ・「給与額に関する情報」

このように広範に及ぶ情報を一律に警備実施等に支障を及ぼすとして不開示とするのは仮に百歩譲ってテロ勢力の存在を前提としたとしても、合理性がないというべきである。

以下、不開示とされた情報ごとに検討する。

b 所属に関する情報

相手方は、所属を公にした場合、「たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの関係所属、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを実例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らっ

た攻撃を執行したり、間隙をついた対等措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある」とする。

相手方は「警備部隊の編成に係る具体的な関係所属は、派遣先及び派遣元の体制、派遣先における任務、警備実施活動の具体的な内容、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している」として、上記の主張をするが、仮にこれらの諸事情を総合的に勘案して「所属」が決定されたとしても、「所属」が明らかになることによって、派遣規模や体制が明らかになるとは考えられない。所属が公にされることによって、派遣の規模、体制の間隙を突いた対抗措置を講じることが可能になる等とする、相手方の主張は根拠を欠き、不合理である。

c 警察電話番号に関する情報

相手方は、警察電話番号に関する情報を公にした場合、「警備事象ごとの関係所属、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある」と主張している。

しかし、仮に相手が述べるように、「警電（警察電話番号）は、当該職員の所属、係ごとに割り振られており、同番号は警察電話帳等に網羅的に記載されている」としても、そのことから、警察電話番号が公にされると、警察力の規模や運用状況等が明らかになり、派遣の規模や体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙を突いた対等措置を講じることが可能となるとの憶測は合理性に欠けるといわざるを得ない。

d 部隊の派遣期間、人員数、編成、運用に関する情報

相手方は、これを公にした場合、「警備事象ごとの具体的な派遣期間、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある」と主張している。

しかし、部隊の派遣期間、人員数、編成、運用に関する情報が、公にされることによって、将来の警備事案に関して派遣の規模、体制が想定できる根拠は不明である。これらの情報の開示によって、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙を突いた対抗措置を講じたりすることが可能となるのは相手方独自の主

観的見解に過ぎず、合理性がない。

また、相手方が上記理由により不開示とする情報には、「事案名」（ないし「事案別」）の一部、（超過勤務の）月日、（超過勤務手当の）単価、時間外勤務開始時間、時間外勤務終了時間、超過時間数などの項目が含まれており、これらの情報を公にすることが「部隊の派遣期間、人員数、編成、運用」といかなる関係にあるのか、相手方は全く明らかとしていない。超過勤務にかかる「事案名」「事案別」の一部や月日、単価、超過時間数等の情報が公にされることによって、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかになるとするのは論理的飛躍があるというべきである。

e 警察職員の氏名に関する情報

警察職員の氏名に関する情報について、相手方は条例 7 条 2 号以外に、条例 7 条 4 号を不開示とする理由としている。

条例 7 条 4 号を不開示の理由とする主張は、前記 b の「所属」に関する主張と同様に、氏名を開示すると、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙を突いた対抗措置を講じたりすることが可能になるとするものである。

しかし、警察職員の氏名が公にされることによって、そのような攻撃や対抗措置が可能になるとは考えられないので、相手方の主張は合理性に欠けている。

f 給与額に関する情報

相手方は、給与額に関する情報を「公にした場合、一般に公表されている給料表等との対照によって当該職員の階級、勤務時間等が容易に推測可能となり、部隊の体制、運用等も明らかになるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある」と主張している。

給与額から当該職員の階級、勤務時間等が容易に推測できるとする根拠は示されていない。また、仮にこれが推測可能であったとしても、それによって部隊の体制、運用等が明らかになるとするのは相手方独自の主観的見解に過ぎないというべきであり、まして規模、体制を見計らった攻撃や間隙を突いた対抗措置等が可能になるとするのは臆断というほかない。

(エ) 「事案別」ないし「事案名」の一部について

超勤総括表の「事案別」欄、機動隊超勤実績報告詳細シートの「事案名」の欄は、黒塗りの方法が異なるものが混在している。黒塗りが

1カ所のものと2カ所のものが存在するのである。

すなわち、欄の始まり部分から黒塗りが施され、黒塗り部分に続いて連続的に「沖縄県特別派遣警戒警備」と記載されているもの（7月分、8月分及び9月分の一部）と、欄の始まり部分から同様に黒塗りされた上、「沖縄県」の記載がされ、その後に2カ所目の黒塗りがされその後に「警戒警備」と記載されているもの（9月分の一部、11月分、12月分）が混在している。

2カ所目の黒塗り部分は、黒塗りが1カ所のものを参照すれば、「特別派遣」とある部分が黒塗りされているものと推測される。

したがって、相手方の主張にしたがったとしても、「特別派遣」との記載は、7月分、8月分において、開示されているのであるから、9月分の一部、11月分、12月分についても、不開示とする理由はなく、開示するのが相当である。

相手方は、「事案別」、「事案名」の一部は、公にすることによって、テロ勢力の攻撃や対抗措置を誘発する旨を主張しているが、「特別派遣」のごとき情報が攻撃や対抗措置を誘発する関係にあるとはどうも考えられないにも拘わらず、9月分の一部、11月分、12月分については、これを隠蔽しようとしたのである。

相手方の情報不開示は、「テロ勢力」をキーワードとして、強引に不開示理由をこじつける体のものである。「事案別」、「事案名」の不開示部分の混乱は、不開示との結論が先にあり、後で不開示理由を付けるという相手方の情報隠蔽の姿勢を如実に物語っている。

請求人は、条例の本旨に立ち戻り、可能な限り広く情報を開示する裁決を強く求める。

#### ウ 意見陳述における主張

意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 2017年2月8日、愛知県警機動隊の他県への派遣について、沖縄・高江に限定して派遣に対する支出について、愛知県警察本部長に対し行政文書開示請求を行った。そこで不開示とされたところの開示を求めて審査請求書を提出した。

不開示の主な理由が、公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例などを研究、分析するなど将来におけるテロ等の犯罪行為を容易にし、今後の警備実施などに支障を及ぼすおそれがあると認められるためとしている。

非暴力を伝統とする多くの闘争があった。沖縄の非暴力、座り込みの抵抗は、テロとは無縁であることを強調しておきたい。

1972年にアメリカから日本へ施政権が返還され、憲法のもとで民主

主義を手にした現在も、遺憾ながら、今度は日本政府を相手に非暴力の抵抗を余儀なくされている。沖縄は、何度も高江ヘリパッド建設を含む新基地の建設に反対の民意を示している。

沖縄・高江への愛知県警機動隊派遣が不偏不党かつ公平中正を旨とする警察法 2 条 2 項違反との疑義を抱き、情報開示を求めたが、「公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例などを研究、分析するなど将来におけるテロ等の犯罪行為を容易にし、今後の警備実施などに支障を及ぼすおそれがあると認められるため」との文言が非開示の常套句として用いられては、民主主義の基本である知る権利が著しく侵害される。

非開示理由に蓋然性があるのか、既に終了した事例が今後に支障を及ぼし得るのか精査の上、条例の前文にうたわれているように、県民の知る権利の尊重、県の諸活動を説明する責務を全うするためにも、改めて不開示としたところの開示を強く求める。

非開示理由に挙げられているテロは、組織犯罪を前提としたものと推察されるが、沖縄の非暴力の抵抗は、たとえテロ行為を敢行しようとする勢力がまぎれ込んでいたとしても、伝統的に非暴力が貫かれているため、破壊と犠牲を伴うテロ行為は実現しない。また、沖縄の整然とした非暴力の抵抗に送られた愛知県警の動向や情報がテロ勢力の今後の研究に役立つとは到底考えられない。

こうした旧態依然とした非開示の理由で県民の知る権利が制限され、民主的議論が停滞している間に、社会はより深刻な突発的、個人的テロの大量殺人や暴力、テロ予告による脅迫が起これ、自治体警察の本来的責務を果たすことが求められている。

情報公開審査会においては、新たな事件の傾向や時代の閉塞性を加味した上で、非開示理由に蓋然性があるのか、既に終了した事例が今後に支障を及ぼし得るのか精査の上、県民の知る権利を最大限に尊重していただきたく、改めて非開示としたところの開示を強く求める。

(イ) 条例の前文には、「情報の公開は地方自治の本旨にのっとり、公正で民主的な県政を推進していく上での基礎となるものである。県の保有する情報を広く県民に公開していくことは、県がその諸活動を県民に説明する責務を全うするとともに、県民と県との信頼関係を増進していく上で不可欠なものである。(中略) 透明性の高い開かれた県政を実現するために、ここにこの条例を制定する」とあるが、今回の非開示決定はこの条例に照らしても甚だ疑問である。

あまりにも杓子定規的な判断であることを申し述べたい。

このようなことこそ、県民の信頼を失う行為ではないか。非開示の理由は、公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が

過去におけるテロなどの犯罪行為を容易にし、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあるためとの理由であった。高江で繰り返されている住民への抑圧、暴力行為、暴力的言動は、本来の警察活動と全くかけ離れている。警察法の目的と責務と全くかけ離れたことが高江では行われた。派遣行為自体が違法であり、警察法に定められた職務とは全くかけ離れた住民への弾圧、暴力が行われてきたことを事実として、新聞報道や愛知県から高江にいた人々が目撃している。

高江地区は、1999年、2006年の2度にわたってヘリパッド建設に反対する決議を上げ、2019年、今年4月の村長選挙では、ヘリパッド建設反対の町長が当選している。

2016年6月の沖縄県議会選挙、7月の参議院選挙、県民投票、先の参議院選挙など、沖縄県民の総意が再三にわたって極めて明確に示されている。2016年7月に辺野古・高江の基地建設に反対する候補者が当時現職に10万票もの差をつけて圧勝し、その直後、わずか10時間後に県外からの機動隊500名、民主主義に基づく法治国家にあるまじき強権が発動された。

7月16日、全国から機動隊約500人が派遣されたと言われている。

戦前は、警察が本来の職務を離れて国家行政に直接関与した結果、警察国家と呼ばれ、市民を監視し、弾圧した反省から、職務から離れた行為をすることを警察法は明確に禁じているのではないか。

情報開示請求の内容は、住民として、県税を払っている県民として、当然の知る権利だということを強く申し上げる。テロを理由に、情報開示が制限されているのか。

民主主義社会で生きる市民が十分な情報に基づいて意思決定を行えるようにすること、多くの重要な意思決定が情報公開や市民との協議を経ずに、閉ざされたドアの向こう側で指導者たちによって行われる恐ろしさである。実際のテロなどの脅威がどれくらいなのかと検証する必要がある。

脅威の危険性の程度には、現実に迫った脅威、具体的な脅威、抽象的な脅威・リスクがあると思う。愛知県がテロを理由に情報開示をしなかったからこそ、述べさせていただきたい。

例えば、今すぐ自宅に飛行機が墜落したり晴れた日に散歩をしていて雷に打たれて死亡する確率は、ゼロではないが、極端に低い。これがリスクである。現実に差し迫った脅威とは、目の前でテロリストが爆弾を起動させようとしている状況が典型的である。例えば、テロ組織が来月霞が関で爆弾テロを起こすと宣言すれば、具体的脅威として評価されると思う。他方で、同じ組織が十数カ国でテロ対象国と名指ししてその中で日本が含まれていた場合に、少なくとも抽象的な脅威

であることは確かだが、具体的な脅威までとは言えないだろう。ただし、その前日に実際にテロが行われており、次はどこだと宣言したという状況であれば、具体的な脅威と評価されるかもしれない。同じ宣言によっても、東京と地方では危険の具体性が異なるだろう。

重要なことは、テロのリスクがあることのみを人権制約の理由として認めていては歯止めがなくなるということである。許されるべき人権侵害の程度は、脅威の具体性を踏まえて個別に検討されなければならない。

どれだけのテロの脅威が存在するのか。日本では、テロよりも風呂場で滑って死ぬ確率のほうがはるかに高いそうである。厚生労働省の人口動態統計によると、年間で 4,000 人以上の方が浴槽内で溺死している。家庭の風呂場で入浴中に意識障害を起こし溺死する人は、2014 年の 1 年間で 4,866 人に上り、浴槽内での死亡件数全体では 15,000 人前後に上るとの統計がある。

非開示された理由は、このようなことから考えても、どこから見ても納得できるものではない。沖縄県外からの機動隊が派遣されてからは、非常に手荒いことが行われるようになったという証言がある。これは警備などではない。私たちの大事な税金がこうした人々の反対抵抗を抑え込むために使われたことに県民として憤りを感じる。

沖縄・高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟が行われているが、愛知県に賠償を訴える裁判の証人尋問で証言に立った愛知県警備課長補佐が、派遣決定が県警本部長の専決で行われることを当たり前のよう証言した。公安委員会を開かず専決処分が当たり前だと証言した。

警察法の第 1 条は、公共の安全と秩序を維持するために、(略)その責務の遂行に当たっては、不偏不党かつ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利と自由の干渉にわたるなどの、その権限を濫用することはあってはならないと述べている。このような警察法を知らずに業務を行っている。

このように、公安委員会の役割の意義も理解をされておらず、国家警察化と化している今、実態が明らかになった。これは全く許せないことである。

真摯に検討していただき、開示をしていただくように強く要請する。  
(ウ) 暴力的事態、高江で起きた暴力的事態と主張されるものは、全て 2016 年 7 月 22 日、他府県の機動隊が派遣、大量に派遣されてから起きている。派遣された機動隊の暴力的行為が非常にひどいものであったということは、今述べたとおりである。それに従って運動が過激化したという側面を見落としてはいけない。それまでの反対運動は極めて平穏に行われ、沖縄県警は中立的立場から治安を維持していたとい



うことを申し上げたい。

それからもう一つ、都道府県には警察があるが、国家には警察がない。自治体警察という原則があるということを強調すべきである。先程述べた訴訟での証言によれば、専ら警察庁と協議をし、派遣についての具体的細目を決めていった。沖縄県警と話をするのはごく日常的なことでしかなかったというふうに言われているように、これは防衛局の都合により各自治体警察が動かされたという非常に遺憾な事態、逸脱した事態だということを改めて強調しておきたい。

(エ) 表現の自由というのは、民主主義の根幹である。情報収集の自由というものがその中核に置かれていることはもちろんである。情報の不開示ということこそ、非常に重要な民主主義の侵害であると考えられる。情報源から妨げることなく知る権利というものは、普遍的かつ根源的な権利であり、情報は公的資源であるという考え方こそ、民主主義社会においては重要である。

今回の不開示理由、テロ等犯罪行為を企図する行為というのは極めて概念が不明確である。かつ具体的緊急性もない。立証責任は全て県側にあるというふうを考える。

沖縄・高江へ派遣された愛知県機動隊に対する公金支出の違法性を問う住民訴訟において、まさに自治体警察とは何か、愛知県における警察はいかなる形で国家警察化しているかということを一層明らかにした。

この派遣の規模、期間、不開示になっているところは、警察庁の指示で決められたということが明確になった。そしてまた、情報収集がいかに不備であったか、偏見と公正でない一方的な知識でもって派遣が決定され、愛知県警本部長の専決規程となっているのは愛知県のみである。

愛知県の公安委員会は、本来民主的に統制すべき警察の独立機関であるが、極めて空洞化しているということである。自治体警察の内容は自治体でコントロールし、民主的に審査されるべきであるにもかかわらず、根本の情報が不開示であるということこそ、本件の中心的な課題に置かれるべきである。

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、次のとおりである。

#### (4) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

#### (5) 審査請求の理由に対する認否

「審査請求に係る処分のうち、不開示とした部分の開示を求める。」について争う。

(6) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ウ) 行政文書開示請求の受理

処分庁は、平成 29 年 2 月 8 日、愛知県警察本部警務部住民サービス課情報公開センターに対して請求人が送付した、

「愛知県警機動隊の沖縄高江派遣に関する支出について

※沖縄・高江派遣に関する部分のみ

1、時間外勤務手当

2、特殊勤務手当

3、その他の手当

4、装備費用

5、装備運搬費用

6、機動隊員の移動費用

(警察本部警備課、機動隊、会計課で管理するもの)

を対象とする行政文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)を受理した。

(エ) 対象文書の調査

本件開示請求は、沖縄県内の重要施設の警戒警備に関し、沖縄県警察に対して行われた愛知県警察職員の特別派遣に関する支出に係る行政文書の開示を求めるものである。

本件開示請求を受け、愛知県警察本部警備部機動隊(以下「機動隊」という。)において調査したところ、その対象となり得る行政文書の存在を確認した。

(ウ) 決定期間の延長と開示請求事項の補正

本件開示請求に係る調査の過程で、本件の対象となり得る行政文書の数が大量であることが判明したことにより、条例第 12 条に定める決定期間(開示請求があった日から起算して 45 日以内)にそのすべてについて開示決定等を行うことで事務の遂行に著しい支障が生じるおそれが認められた。

そのため、条例第 13 条に規定する開示決定等の期限の特例に該当すると判断の上、本件開示請求に伴って開示する行政文書のうち相当の部分につき開示決定等を行う期間を平成 29 年 2 月 8 日から平成 29 年 3 月 24 日までとし、残りの行政文書について開示決定等を行う期限を平成 29 年 8 月 17 日とする決定期間特例通知書(平成 29 年 2 月 22 日付け、備警発第 394-1 号)を愛知県警察本部警備部警備課(以下「警備課」という。)において作成し請求人に送付通知した。

その際、請求人から申し出がなされたことから、本件開示請求に係る行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる

事項について、

「愛知県警機動隊の沖縄高江派遣に関する支出について

※沖縄・高江派遣に関する部分のみ

1、時間外勤務手当

5、装備運搬費用

(警察本部警備課、機動隊で管理するもの)」

と補正した。

(エ) 相当の部分の特定と一部開示決定

調査の結果、警備課において相当の部分として先行開示する行政文書を特定し、条例の規定する不開示情報に該当する部分を不開示とした上で、行政文書一部開示決定通知書（平成 29 年 3 月 24 日付け、備警発第 927 号）により、請求人に通知した（機動隊においては該当文書なし。）。

(オ) 本件行政文書の特定と一部開示決定

調査の結果、残りの行政文書を別表の 1 欄に掲げるとおり特定し、条例の規定する不開示情報に該当する部分を不開示とした上で、行政文書一部開示決定通知書（平成 29 年 5 月 11 日付け、備隊発第 330-1 号）により、請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件行政文書全般について

a 本件行政文書の性質

警察は、国の公安又は利益に係る犯罪のほか、各種の社会運動等に伴う犯罪又はそれらの犯罪が発生するおそれのある場合において、警察法第 2 条第 1 項に規定する「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持」に当たることを責務としている。

このため、デモ・集会等が実施される場合において必要があると認められる場合、警察は参加者の安全確保、一般交通の安全と円滑の確保及び犯罪の未然防止を図るため、部隊を運用し治安の維持活動（以下「警備実施」という。）を行っている。

本件行政文書は、会計に関する行政文書であるが、いずれも警備実施に伴う支出に関して作成されたものである。

b 条例における不開示情報の規定

条例第 7 条は、開示請求に係る行政文書のうち、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として定めている。

本件行政文書に含まれる不開示情報は、次のとおりである。

(a) 条例第7条第2号

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

(b) 条例第7条第4号

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(イ) 機動隊超勤総括表

機動隊超勤総括表は、機動隊関係業務の平成28年9月、11月及び12月における超過勤務について、対応事案、延べ人員、延べ時間、執行金額等を総括的に記録したものである。

機動隊超勤総括表について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 所属、警電、派遣部隊が分かる部分

(a) 所属に関する情報

警備部隊の編成に係る具体的な関係所属は、派遣先及び派遣元の体制、派遣先における任務、警備実施活動の具体的な内容、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの関係所属、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第7条第4号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

(b) 警電に関する情報

警部補及び同相当職員以下の警察職員が使用する警電（警察電話番号）は、当該職員の所属、係ごとに割り振られており、同番号は警察電話帳等にも所属、係別に網羅的に記載されている。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの関係所属、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例

として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 4 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

(c) 部隊の派遣期間、人員数、編成、運用に関する情報

警備部隊の具体的な派遣期間、部隊区分、人員数、編成、運用は、派遣先及び派遣元の体制、派遣先における任務、警備実施の活動の具体的な内容、警備実施現場の地理地勢、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの具体的な派遣期間、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 4 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

b 「事案別」の一部

前記 a(c)に同じ。

c 担当

警部補及び同相当職以下の警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を公にした場合、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある。また、これらの情報は、条例第 7 条第 2 号ただし書イ、ロ及びニにおいて不開示情報から除外されているものにも該当しない。

したがって、条例第 7 条第 2 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

(ウ) 機動隊超勤実績報告シート

機動隊超勤実績報告シートは、機動隊関係業務の平成 28 年 9 月、11 月及び 12 月における超過勤務について、職員の氏名、勤務月日、勤務時間、給与額等の詳細事項を報告したものである。

機動隊超勤実績報告シートについて、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 所属、警電、隊区分

(a) 所属に関する情報

前記 (イ) a(a)に同じ。

(b) 警電に関する情報

前記(イ)a(b)に同じ。

(c) 部隊の派遣期間、人員数、編成、運用に関する情報

前記(イ)a(c)に同じ。

b 担当

前記(イ)cに同じ。

c 氏名、給与単価基礎

(a) 警察職員の氏名に関する情報

前記(イ)a(c)及び前記(イ)cに同じ。

(b) 給与額に関する情報

警察職員の給与単価は、個々の職員の階級、勤続期間等に応じて設定される号級や、具体的な勤務時間等に基づき算出されている。

これを公にした場合、一般に公表されている給料表との対象によって当該職員の階級、勤務時間等が容易に推測可能となり、部隊の体制、運用等も明らかになるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第7条第2号及び第4号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

d 「事案名」の一部、月日、単価、時間外勤務開始時間、時間外勤務終了時間、超勤時間数

(a) 部隊の派遣期間、編成、運用に関する情報

前記(イ)a(c)に同じ。

(b) 給与額に関する情報

前記c(b)に同じ。

ウ 請求人の主張の失当性

請求人は、審査請求書において、処分庁の決定に対して5項目を列挙し、本件処分が「合理性が無く不当である」等と主張している。

しかしながら、「沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行する勢力は存在しなかった」、「かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない」及び「仮にテロ行為を敢行してよいとする勢力が存在するとしても、過去の実例としてテロ行為を容易にすることに役立つとは考えられない」とする主張については、いずれもいかなる根拠に基づいているのかが定かでなく、そもそも具体性のない抽象的な表現にとどまることからすれば、単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎないといわざる

を得ず、そこに合理的な理由を認めることはできない。

また、請求人は、本件処分の不当性として、「愛知県警察官の沖縄への派遣はすでに完了しており、また開示請求対象は、高江ヘリパッド工事基地建設に限定されたものである」という理由を提示している。

しかしながら、前記イで詳述したとおり、「すでに完了」した警備実施の情報及び「高江ヘリパッド工事基地建設」に限定した情報であっても、現在及び将来の警備実施に通じる具体性を有しているものについては、これを公にした場合、テロ等犯罪行為を企図する勢力が実例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となるため、将来的な警備実施等に支障を及ぼす蓋然性が認められる。本件不開示情報はいずれもこれに該当するもので、条例第7条第4号に基づいて犯罪捜査等情報として不開示とするための、「相当の理由」を具備していることは明らかであり、その判断には何らの不当性も非合理性もない。

したがって、本件審査請求における請求人の主張は失当であり、到底許容できるものではない。

#### エ 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われており、請求人の主張は理由がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 4 審査会の判断

### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、沖縄県内の重要施設の警戒警備に関し、沖縄県警察に対して行われた愛知県警察職員の特別派遣に関する支出に係る時間外勤務手当に関する文書であって、機動隊で管理するものであり、当審査会において本件行政文書を確認したところ、その内容は前記3(3)イで処分庁が説明するとおりであると認められる。

処分庁は、別表の2欄に掲げる部分について、同欄に掲げるとおり、所属、警電、派遣部隊が分かる部分、隊区分、「事案別」及び「事案名」の

一部、月日、単価、時間外勤務開始時間及び終了時間並びに超勤時間数を条例第7条第4号に、担当を同条第2号に、氏名及び給与単価基礎を同条第2号及び第4号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第4号該当性について

ア 条例第7条第4号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、条例第7条第4号該当性について、処分庁が認めることにつき相当の理由があるか否かを、以下検討する。

イ 処分庁が条例第7条第4号に該当するとして開示しないこととした部分は、所属、警電、派遣部隊が分かる部分、隊区分、氏名、給与単価基礎、「事案別」及び「事案名」の一部、月日、単価、時間外勤務開始時間及び終了時間並びに超勤時間数である。

当審査会において処分庁が不開示としたこれらの部分を見分したところ、所属には本件行政文書を作成した職員の所属が、警電には本件行政文書を作成した職員の所属の電話番号が記載されていることが認められた。また、機動隊超勤総括表のうち、派遣部隊が分かる部分には派遣された隊区分ごとの人数、時間数及び執行金額が、「事案別」の一部には沖縄派遣期間に関する情報及び他の派遣事案に係る情報が記載されていることが認められた。そして、機動隊超勤実績報告シートのうち、氏名及び給与単価基礎には沖縄に派遣された職員の氏名及び当該職員の給与単価基礎額が、隊区分には沖縄派遣に係る隊名が、「事案名」の一部には沖縄派遣期間に関する情報及び他の派遣事案に係る情報が、月日には当該職員が沖縄に派遣された月日が、単価には時間外勤務の算定に関する情報が、時間外勤務開始時間及び終了時間並びに超勤時間数には当該職員が時間外勤務を開始した時間及び終了した時間並びにその時間数が記載されていることが認められた。

処分庁によれば、これらの情報に係る事項は、派遣先及び派遣元の体制、派遣先における任務、警備実施活動の具体的な内容、警備実施現場の地理地勢、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定しているとのことである。

また、これらを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの関係所属、具体的な派遣期間、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を決行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能とな



り、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

この点については、審査請求人の主張するとおり、当該派遣は既に完了しているため、これらの情報を公にしたとしても、当該派遣に係る警備実施等に支障が生じることはない。しかしながら、今後、同種又は類似の警備実施等のための派遣が行われた場合には、完了した派遣に係る情報が研究、分析されることにより、その警備実施等に支障が生じる可能性が考えられることから、犯罪の予防又は鎮圧に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があると認められる。

以上のことから、これらの情報は、条例第7条第4号に該当する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 処分庁が条例第7条第2号に該当するとして開示しないこととした部分は、担当、氏名及び給与単価基礎である。

当審査会において、処分庁が不開示とした担当及び氏名を見分したところ、担当には本件行政文書を作成した職員の氏名が、氏名には沖縄に派遣された職員の氏名が記載されていることが認められた。そして、給与単価基礎には、沖縄に派遣された職員の給与が記載されていることが認められた。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

ところで、同号ただし書ハは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分は除くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成12

年愛知県規則第 29 号) 第 3 条の 2 により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定されている。処分庁によれば、担当及び氏名に記載された職員は、警部補及び同相当職以下の職員であるとのことである。したがって、担当及び氏名は、同号ただし書ハに該当しない。また、給与単価基礎は、当該職員の職務の遂行に係る情報ではないことから同号ただし書ハに該当しない。

当該部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イには該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ 以上のことから、担当、氏名及び給与単価基礎は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 実施機関が開示しないこととした部分及びその根拠規定	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・機動隊超勤総括表（2016年9月分）</li> <li>・機動隊超勤総括表（2016年11月分で、延人員が14人のもの）</li> <li>・機動隊超勤総括表（2016年11月分で、延人員が18人のもの）</li> <li>・機動隊超勤総括表（2016年12月分）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属</li> <li>・警電</li> <li>・派遣部隊が分かる部分</li> </ul>	第7条第4号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事案別」の一部</li> </ul>	第7条第4号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当</li> </ul>	第7条第2号
<ul style="list-style-type: none"> <li>・機動隊超勤実績報告シート（報告対象が2016年9月のもの）</li> <li>・機動隊超勤実績報告シート（報告対象が2016年11月で、延人員が14人（213～226）のもの）</li> <li>・機動隊超勤実績報告シート（報告対象が2016年11月で、延人員が18人（478～495）のもの）</li> <li>・機動隊超勤実績報告シート（報告対象が2016年12月のもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属</li> <li>・警電</li> <li>・隊区分</li> </ul>	第7条第4号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当</li> </ul>	第7条第2号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名</li> <li>・給与単価基礎</li> </ul>	第7条第2号及び第4号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事案名」の一部</li> <li>・月日</li> <li>・単価</li> <li>・時間外勤務開始時間</li> <li>・時間外勤務終了時間</li> <li>・超勤時間数</li> </ul>	第7条第4号

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29. 9. 12	諮問 (弁明書の写しを添付)
29. 10. 18	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
1. 8. 19 (第579回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1. 9. 20 (第581回審査会)	審議
1. 10. 25	答申

答申第 913 号

諮問第 1558 号

件名：特殊勤務実績簿（警備部機動隊で管理するもの）の不開示決定に関する  
件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、特殊勤務実績簿（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 7 月 12 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が同年 12 月 28 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

##### ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

行政文書不開示決定は、不開示の理由として、「公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析するなど将来におけるテロ等の犯罪行為を容易にし、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため」としている。不開示とされたのは愛知県警機動隊の沖縄・高江派遣に関する特殊勤務手当である。

本件情報開示請求は、沖縄の高江ヘリパッド基地建設のための警備のため派遣された愛知県警察官に関するものであって、下記のとおり不開示の理由には合理性が無く不当である。

(ア) 沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行しようとする勢力は存在しなかった。

(イ) かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない。

(ウ) 愛知県警察官の沖縄への派遣はすでに完了しており、また開示請求対象は、高江ヘリパッド工事基地建設に限定されたものである。

(エ) 仮にテロ行為を敢行してよいとする勢力が存在するとしても、過去の実例として研究・分析を行い、テロ行為を容易にすることに役立つ

とは考えられない。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 本件審査請求の趣旨

a 条例の趣旨・目的

条例は前文において、情報の公開が公正で民主的な県政の基礎をなすものであり、情報を広く公開することが県が説明責任を果たすために不可欠であるとの認識の下に、県民の行政文書の開示を請求する権利を明確にして、情報の提供を充実させることにより透明性の高い県政を実現することに条例の趣旨があることを明らかにしている。

この趣旨のもと、条例 1 条は、行政文書の開示を請求する権利を定めること等により、「実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資すること」を目的とする旨、規定している。

b 警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 2 項

警察法第 2 条第 2 項は、「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」と規定し、警察活動の公平性、中立性と基本的人権・自由に対する干渉がないよう、その権限の濫用を厳しく戒めている。

c 本件審査請求の趣旨

本件は、不開示情報の内、とくに条例 7 条 4 号（「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」）により不開示とされた部分の開示を求めるものである。

相手方は、今後の警備実施等の支障のおそれがあると主張し、上記条項に該当するとして、本件派遣に関する情報の大部分を不開示とする等、情報隠蔽の姿勢を鮮明にしている。こうした相手方の姿勢は、いっそうの情報公開を進め、県の説明の責務を果たし、県民的的確な理解と批判の下、公正で民主的な県政の実現を図るとした条例の目的をないがしろにするものである。また、相手方のかかる

姿勢は、警察活動に対する的確な批判を不可能にし、不偏不党かつ公平中正を旨とし、基本的人権及び自由に干渉する警察権限の濫用を厳しく戒める警察法2条2項の趣旨にも著しく悖るものである。

警察活動に対する的確な批判を可能にし、警察権限の濫用を防止するために本件情報開示は不可欠である。

(イ) 相手方の主張

相手方は、対象文書である特殊勤務実績簿について全面的に非開示として決定した。

その理由として、相手方は、対象文書が「派遣期間中は、警備が行われた都度、1日を単位として作成されるものであるから、その一部でも開示した場合、本件対象文書の押印欄を数えることによって、容易に警備実施日数が明らかとなるものである」とした上、「警備実施日数を公にした場合、例え、当該派遣の終了後であったとしても警備事象ごとの部隊運用基準等が明らかとなり、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模、態勢を見計らったうえで攻撃を執行したり、間隙を突いた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。」としている。

(ウ) 「テロ等犯罪行為を企図する勢力」なる主張について

a 相手方の主張

相手方は、「沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行しようとする勢力は存在しなかった」、「かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない」旨の請求人の主張に対して、根拠のない抽象的な主張であって、単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎず、合理性がないと主張している。

b 立証責任について

相手方の上記主張は、かかる勢力が存在しないことの根拠を請求人が示す責任があるかのごとき主張であるが、かかる主張は、情報開示に関する立証責任を請求人に負わせようとするもので誤りである。

条例7条4号のように「認めるにつき相当の理由があるとき」と実施機関の裁量性を承認する規定であっても、「おそれ」があることに関する立証責任が実施機関にあるとするのは定説である。本件においては、実施機関である相手方が「今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれ」の基礎となる事実について立証責任を負うのである。

したがって、判断の基礎として相手方が主張する「テロ等犯罪行

為を企図する勢力」については、実施機関である相手方において根拠を示してその存在を立証しなければならず、請求人の主張を「単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎない」などと単に請求人の主張をおとしめることによって、「おそれ」が認められるものではない。

「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在は本件不開示理由の事実的基礎となっており、その存否は極めて重要な事実であるから、相手方において具体的にその存在を立証しなければならないのである。

仮にも抽象的に「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在を主張するだけで、その存在が肯定されるようなことがあれば、テロの可能性にさえ言及すれば、警備活動に関するあらゆる情報を不開示とすることすら正当化されかねない。そのようなことを認めれば、民主的な批判によって警察権限の濫用に歯止めをかけようとする情報公開の趣旨は没却されるといわざるを得ない。

以上、「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在を理由とする不開示処分は、その基礎となる事実を欠くものであり、本件不開示処分には合理性がない。

(エ) 評価の不合理性

a テロ等勢力の実態・テロ等の切迫性

仮に百歩譲って、テロ等勢力が存在するとしても、非開示とした判断の過程には合理性が存することが必要であり、その立証責任も相手方にある。

そのためには「テロ等犯罪行為を企図する勢力」がどの程度実力を有するのか少なくともその想定は明らかにされる必要がある。

また、想定されるテロ等の犯罪がどの程度切迫したものであるかも明らかにされる必要がある。

相手方は全く明らかにしないのであるから、判断過程の合理性など検証しようもなく、ただ相手方において明らかにしたくないから、非開示としたと理解する以外になく、非開示処分には合理性がなく、違法である。

b 派遣日数と「テロ等勢力」

派遣日数のごとき抽象的事項が公にされることによって、なぜテロ等勢力がこれを研究することによって攻撃を仕掛けたり、対抗措置をとったりすることができるのか、全く意味不明というほかない。

情報公開は民主主義の砦であり、非開示とすることによって守られる利益が情報を公にすることによって得られる民主主義的利益に



優越すると考えられる理由が示される必要があるというべきであるが、相手方はそのような説明を一切行っていないのである。

(オ) 終わりに

諸国家による領域外における軍隊による武力行使ですら、派遣規模、派遣期間、派遣部隊等の情報は公にされている。

国連による各国軍隊の平和維持活動においても、派遣国、派遣人数、派遣期間は公にされている。国連の平和維持活動は、かつての同意原則に基づく平和的な活動と異なり、内戦状態にある国家に対しても人道的見地から積極的に介入して部隊を送り込むものとなっている。

我が国の自衛隊も、過去、多国籍軍に対する後方支援、復興支援等の活動や国連平和維持活動等に海外派遣されてきたが、これらに関する派遣期間、派遣規模、派遣部隊は全て公にされている。これらの中には、事実上、厳しい内戦状態にあった派遣先も含まれている。しかも、これらの情報は、事前に公にされているのである。

これに対して、相手方は、事後であってもこのレベルの情報を開示することは、手がかりを与えることによって、攻撃を受けたり、対抗措置をとられ、今後の活動に支障があるとするのである。

仮に相手方が弄するような理屈が成立するのであれば、各国軍隊がこれらの情報を明らかにすることは、敵（国家はむろん、テロ等勢力を含むであろう）に対して、攻撃をしかけたり、対抗措置をとることを可能にするから、たとえ、事後であっても公にすることができないということになる。ことは国家の存亡にすら関わる重大事態であるから、これらの情報は絶対的に秘匿されなければならないということになるであろう。まして、各国軍隊が直面するのは激しい戦闘状態であったり、厳しい内戦状態であったりするのである。

そうした中でも、日本を含む各国武力組織の運用に関する情報が公にされていることに比べれば、相手方が主張する内容がいかに荒唐無稽であるか明らかであろう。

すでに警備警察は、公安の維持を名目として、一民間企業に対して、同企業が事業を展開する予定地周辺の一般市民の個人情報を提供して、これらの個人の動向に対して注意を喚起するなど、警備警察活動は肥大化し、広く市民の日常生活に介入する状況が生まれている。

絶対的な実力組織である警察組織の活動を闇に閉ざし、その暴走を許すようなことは、決してあってはならないのである。

まして本件派遣は、その派遣自体が警察法から逸脱するとして、住

民訴訟において鋭く問われていることを踏まえれば、その実態を闇に閉ざすことは許されない。

ウ 意見陳述における主張

意見陳述における主張及び審査庁である公安委員会から提出された審査庁が実施した行政不服審査法に基づく口頭意見陳述の記録の内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 2017年2月8日、愛知県警機動隊の他県への派遣について、沖縄・高江に限定して派遣に対する支出について、処分庁に対し行政文書開示請求を行った。そこで不開示とされたところの開示を求めて審査請求書を提出した。

不開示の主な理由が、公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例などを研究、分析するなど将来におけるテロ等の犯罪行為を容易にし、今後の警備実施などに支障を及ぼすおそれがあると認められるためとしている。

非暴力を伝統とする多くの闘争があった。沖縄の非暴力、座り込みの抵抗は、テロとは無縁であることを強調しておきたい。

1972年にアメリカから日本へ施政権が返還され、憲法のもとで民主主義を手にした現在も、遺憾ながら、今度は日本政府を相手に非暴力の抵抗を余儀なくされている。沖縄は、何度も高江へリパッド建設を含む新基地の建設に反対の民意を示している。

沖縄・高江への愛知県警機動隊派遣が不偏不党かつ公平中正を旨とする警察法2条2項違反との疑義を抱き、情報開示を求めたが、「公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例などを研究、分析するなど将来におけるテロ等の犯罪行為を容易にし、今後の警備実施などに支障を及ぼすおそれがあると認められるため」との文言が非開示の常套句として用いられては、民主主義の基本である知る権利が著しく侵害される。

非開示理由に蓋然性があるのか、既に終了した事例が今後に支障を及ぼし得るのか精査の上、条例の前文にうたわれているように、県民の知る権利の尊重、県の諸活動を説明する責務を全うするためにも、改めて不開示としたところの開示を強く求める。

非開示理由に挙げられているテロは、組織犯罪を前提としたものと推察されるが、沖縄の非暴力の抵抗は、たとえテロ行為を敢行しようとする勢力がまぎれ込んでいたとしても、伝統的に非暴力が貫かれているため、破壊と犠牲を伴うテロ行為は実現しない。また、沖縄の整然とした非暴力の抵抗に送られた愛知県警の動向や情報がテロ勢力の今後の研究に役立つとは到底考えられない。

こうした旧態依然とした非開示の理由で県民の知る権利が制限され、

民主的議論が停滞している間に、社会はより深刻な突発的、個人的テロの大量殺人や暴力、テロ予告による脅迫が起こり、自治体警察の本来的責務を果たすことが求められている。

情報公開審査会においては、新たな事件の傾向や時代の閉塞性を加味した上で、非開示理由に蓋然性があるのか、既に終了した事例が今後に支障を及ぼし得るのか精査の上、県民の知る権利を最大限に尊重していただきたく、改めて非開示としたところの開示を強く求める。

(イ) 条例の前文には、「情報の公開は地方自治の本旨にのっとり、公正で民主的な県政を推進していく上での基礎となるものである。県の保有する情報を広く県民に公開していくことは、県がその諸活動を県民に説明する責務を全うするとともに、県民と県との信頼関係を増進していく上で不可欠なものである。(中略) 透明性の高い開かれた県政を実現するために、ここにこの条例を制定する」とあるが、今回の非開示決定はこの条例に照らしても甚だ疑問である。

あまりにも杓子定規的な判断であることを申し述べたい。

このようなことこそ、県民の信頼を失う行為ではないか。非開示の理由は、公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去におけるテロなどの犯罪行為を容易にし、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあるためとの理由であった。高江で繰り広げられている住民への抑圧、暴力行為、暴力的言動は、本来の警察活動と全くかけ離れている。警察法の目的と責務と全くかけ離れたことが高江では行われた。派遣行為自体が違法であり、警察法に定められた職務とは全くかけ離れた住民への弾圧、暴力が行われてきたことを事実として、新聞報道や愛知県から高江にいた人々が目撃している。

高江地区は、1999年、2006年の2度にわたってヘリパッド建設に反対する決議を上げ、2019年、今年の4月の村長選挙では、ヘリパッド建設反対の町長が当選している。

2016年6月の沖縄県議会選挙、7月の参議院選挙、県民投票、先の参議院選挙など、沖縄県民の総意が再三にわたって極めて明確に示されている。2016年7月に辺野古・高江の基地建設に反対する候補者が当時現職に10万票もの差をつけて圧勝し、その直後、わずか10時間後に県外からの機動隊500名、民主主義に基づく法治国家にあるまじき強権が発動された。

7月16日、全国から機動隊約500人が派遣されたと言われている。

戦前は、警察が本来の職務を離れて国家行政に直接関与した結果、警察国家と呼ばれ、市民を監視し、弾圧した反省から、職務から離れた行為をすることを警察法は明確に禁じているのではないか。

情報開示請求の内容は、住民として、県税を払っている県民として、

当然の知る権利だということを強く申し上げる。テロを理由に、情報開示が制限されているのか。

民主主義社会で生きる市民が十分な情報に基づいて意思決定を行えるようにすること、多くの重要な意思決定が情報公開や市民との協議を経ずに、閉ざされたドアの向こう側で指導者たちによって行われる恐ろしさである。実際のテロなどの脅威がどれくらいなのかと検証する必要がある。

脅威の危険性の程度には、現実にも迫った脅威、具体的な脅威、抽象的な脅威・リスクがあると思う。愛知県がテロを理由に情報開示をしなかったからこそ、述べさせていただきたい。

例えば、今すぐ自宅に飛行機が墜落したり晴れた日に散歩をしていて雷に打たれて死亡する確率は、ゼロではないが、極端に低い。これがリスクである。現実にも差し迫った脅威とは、目の前でテロリストが爆弾を起動させようとしている状況が典型的である。例えば、テロ組織が来月霞が関で爆弾テロを起こすと宣言すれば、具体的な脅威として評価されると思う。他方で、同じ組織が十数カ国でテロ対象国と名指ししてその中で日本が含まれていた場合に、少なくとも抽象的な脅威であることは確かだが、具体的な脅威とまでは言えないだろう。ただし、その前日に実際にテロが行われており、次はどこだと宣言したという状況であれば、具体的な脅威と評価されるかもしれない。同じ宣言によっても、東京と地方では危険の具体性が異なるだろう。

重要なことは、テロのリスクがあることのみを人権制約の理由として認めていては歯止めがなくなるということである。許されるべき人権侵害の程度は、脅威の具体性を踏まえて個別に検討されなければならない。

どれだけのテロの脅威が存在するのか。日本では、テロよりも風呂場で滑って死ぬ確率のほうがはるかに高いそうである。厚生労働省の人口動態統計によると、年間で 4,000 人以上の方が浴槽内で溺死している。家庭の風呂場で入浴中に意識障害を起こし溺死する人は、2014 年の 1 年間で 4,866 人に上り、浴槽内での死亡件数全体では 15,000 人前後に上るとの統計がある。

非開示された理由は、このようなことから考えても、どこから見ても納得できるものではない。沖縄県外からの機動隊が派遣されてからは、非常に手荒いことが行われるようになったという証言がある。これは警備などではない。私たちの大事な税金がこうした人々の反対抵抗を抑え込むために使われたことに県民として憤りを感じる。

沖縄・高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟が行われているが、愛知県に賠償を訴える裁判の証人尋問で証言に立った愛知県警備課長補

佐が、派遣決定が県警本部長の専決で行われることを当たり前のよう  
に証言した。公安委員会を開かず専決処分が当たり前だと証言した。

警察法の第 1 条は、公共の安全と秩序を維持するために、(略) そ  
の責務の遂行に当たっては、不偏不党かつ公平中正を旨とし、いやし  
くも日本国憲法の保障する個人の権利と自由の干渉にわたるなどの、  
その権限を濫用することはあってはならないと述べている。このよう  
な警察法を知らずに業務を行っている。

このように、公安委員会の役割の意義も理解をされておらず、国家  
警察化と化している今、実態が明らかになった。これは全く許せない  
ことである。

真摯に検討していただき、開示をしていただくように強く要請する。

(ウ) 暴力的事態、高江で起きた暴力的事態と主張されるものは、全て  
2016 年 7 月 22 日、他府県の機動隊が派遣、大量に派遣されてから起  
きている。派遣された機動隊の暴力的行為が非常にひどいものであつ  
たということは、今述べたとおりである。それに従って運動が過激化  
したという側面を見落としてはいけない。それまでの反対運動は極め  
て平穏に行われ、沖縄県警は中立的立場から治安を維持していたとい  
うことを申し上げたい。

それからもう一つ、都道府県には警察があるが、国家には警察がな  
い。自治体警察という原則があるということを強調するべきである。  
先程述べた訴訟での証言によれば、専ら警察庁と協議をし、派遣につ  
いての具体的細目を決めていった。沖縄県警と話をするのはごく日常  
的なことでしかなかったというふうに言われているように、これは防  
衛局の都合により各自治体警察が動かされたという非常に遺憾な事態、  
逸脱した事態だということを改めて強調しておきたい。

(エ) 表現の自由というのは、民主主義の根幹である。情報収集の自由と  
いうものがその中核に置かれていることはもちろんである。情報の不  
開示ということこそ、非常に重要な民主主義の侵害であると考え  
る。情報源から妨げることなく知る権利というものは、普遍的かつ根源  
的な権利であり、情報は公的資源であるという考え方こそ、民主主義  
社会においては重要である。

今回の不開示理由、テロ等犯罪行為を企図する行為というのは極め  
て概念が不明確である。かつ具体的緊急性もない。立証責任は全て県  
側にあるというふう考える。

沖縄・高江へ派遣された愛知県機動隊に対する公金支出の違法性を  
問う住民訴訟において、まさに自治体警察とは何か、愛知県における  
警察はいかなる形で国家警察化しているかということを明らかにした。

この派遣の規模、期間、不開示になっているところは、警察庁の指

示で決められたということが明確になった。そしてまた、情報収集がいかにも不備であったか、偏見と公正でない一方的な知識でもって派遣が決定され、愛知県警本部長の専決規程となっているのは愛知県のみである。

愛知県の公安委員会は、本来民主的に統制すべき警察の独立機関であるが、極めて空洞化しているということである。自治体警察の内容は自治体でコントロールし、民主的に審査されるべきであるにもかかわらず、根本の情報が不開示であるということこそ、本件の中心的な課題に置かれるべきである。

(オ) 処分庁は、一貫して沖縄県への派遣の規模・期間を明らかにすることを拒み、その延長線上で、本件請求にかかる特殊勤務手当の情報公開も不開示としている。その理由は、特殊勤務手当にかかる書面は派遣日ごとに作られることから派遣日数が分かる、派遣日数が分かると部隊運用基準が明らかになるとするものである。

派遣日数が分かるとなぜ部隊運用基準が明らかになるのか、理解できない。

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、次のとおりである。

#### (7) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

#### (8) 審査請求の理由に対する認否

「本件各不開示処分を取り消し、開示することを求める。」について争う。

#### (9) 本件処分内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (オ) 行政文書開示請求の受理

処分庁は、平成 29 年 7 月 14 日、愛知県警察本部警務部住民サービス課情報公開センターに対して請求人が送付した、

「愛知県警機動隊の沖縄高江派遣に関する支出について

※沖縄・高江派遣に関する部分のみ

1、特殊勤務手当

2、出張手当（交通費の支出がわかる書類）

（警察本部警備課、機動隊、会計課で管理するもの）」

を対象とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

##### (カ) 対象文書の調査

本件開示請求は、沖縄県内の重要施設の警戒警備に関し、沖縄県警

察に対して行われた愛知県警察職員の特別派遣に関する支出に係る行政文書の開示を求めるものである。

本件開示請求を受け、愛知県警察本部警備部機動隊（以下「機動隊」という。）において調査したところ、その対象となり得る行政文書の存在を確認した。

(ウ) 決定期間の延長

本件開示請求に係る調査の過程で、本件の対象となり得る行政文書の数が大量であることが判明したことにより、条例第 12 条に定める決定期間（開示請求があった日から起算して 45 日以内）にそのすべてについて開示決定等を行うことで事務の遂行に著しい支障が生じるおそれが認められた。

そのため、条例第 13 条に規定する開示決定等の期限の特例に該当すると判断の上、本件開示請求に伴って開示する行政文書のうち相当の部分につき開示決定等を行う期間を平成 29 年 7 月 14 日から平成 29 年 8 月 25 日までとし、残りの行政文書について開示決定等を行う期間を平成 29 年 12 月 28 日とする決定期間特例通知書（平成 29 年 7 月 28 日付け、備警発第 2465 号）を愛知県警察本部警備部警備課において作成し、請求人に送付通知した。

(エ) 本件行政文書の特定と不開示決定

調査の結果、本件開示請求の対象となる行政文書のうち機動隊で管理するものを特定し、このうち「愛知県警機動隊の沖縄・高江派遣に関する支出について※沖縄・高江派遣に関する部分のみ 1、特殊勤務手当（警察本部機動隊で管理するもの）」に対して特定した行政文書については、そのすべてが条例の規定する不開示情報に該当するとして、行政文書不開示決定通知書（平成 29 年 12 月 28 日付け、備隊発第 330-8 号）により、請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件行政文書全般について

a 本件行政文書の性質

警察は、国の公安又は利益に係る犯罪のほか、各種の社会運動等に伴う犯罪又はそれらの犯罪が発生するおそれのある場合において、警察法第 2 条第 1 項に規定する「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持」に当たることを責務としている。

このため、デモ・集会等が実施される場合において必要があると認められる場合、警察は参加者の安全確保、一般交通の安全と円滑の確保及び犯罪の未然防止を図るため、部隊を運用し治安の維持活

動（以下「警備実施」という。）を行っている。

本件行政文書は、警備実施に伴う支出に関して作成されたものである。

b 条例における不開示情報の規定

条例第 7 条は、開示請求に係る行政文書のうち、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として定めている。

本件行政文書は、そのすべてが条例第 7 条第 4 号に規定する、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当する。

(イ) 本件行政文書について

職員の給与に関する条例（昭和 42 年愛知県条例第 3 号）第 12 条において「特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。」と規定されており、特殊勤務手当及び時間外勤務手当の取扱い（平成 8 年務警発甲第 13 号）において、所属長は職員の特殊勤務手当に関する条例及び特殊勤務手当に関する規則により支給することとされている手当に係る作業を命じたときは、直接監督責任者に特殊勤務実績簿に記録させる旨規定している。

特殊勤務実績簿は、実績日付、職員番号、課・係名、氏名、専従内容、従事内容、開始時間、終了時間、休憩時間、勤務時間を記載する欄があり、さらに所属長印、直接監督責任者印及び勤務管理担当者印を押印する欄（以下「押印欄」という。）で構成されており、実績日ごとに作成される。

また、特殊勤務実績簿が複数にわたる場合は、その 1 枚目のみに押印欄が付されるため、2 枚目以降とは、その部分において様式が異なるものである。

本件行政文書は沖縄・高江に派遣された機動隊員の特殊勤務実績簿であり、上述のとおり派遣期間中は、警備が行われた都度、1 日を単位として作成されるものであるから、その一部でも開示した場合、本件対象文書の押印欄を数えることによって、容易に警備実施日数が明らかとなるものである。

したがって、警備実施日数を公にした場合、例え、当該派遣の終了後であったとしても警備事象ごとの部隊運用基準等が明らかとなり、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを実例として研究、分析するこ



とで、派遣の規模、態勢を見計らったうえで攻撃を執行したり、間隙を突いた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから条例第 7 条第 4 号に基づき、当該情報を全て不開示としたものである。

#### ウ 請求人の主張の失当性

請求人は、審査請求書において、処分庁の決定に対して 4 項目を列挙し、本件処分が「合理性が無く不当である」等と主張している。

しかしながら、「沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行する勢力は存在しなかった」、「かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない」及び「仮にテロ行為を敢行してよいとする勢力が存在するとしても、過去の実例としてテロ行為を容易にすることに役立つとは考えられない」とする主張については、いずれもいかなる根拠に基づいているのかが定かでなく、そもそも具体性のない抽象的な表現にとどまることからすれば、単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎないといわざるを得ず、そこに合理的な理由を認めることはできない。

また、請求人は、本件処分の不当性として、「愛知県警察官の沖縄への派遣はすでに完了しており、また開示請求対象は、高江ヘリパッド工事基地建設に限定されたものである」という理由を提示している。

しかしながら、「すでに完了」した警備実施の情報及び「高江ヘリパッド工事基地建設」に限定した情報であっても、現在及び将来の警備実施に通じる具体性を有しているものについては、これを公にした場合、テロ等犯罪行為を企図する勢力が実例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となるため、将来的な警備実施等に支障を及ぼす蓋然性が認められる。本件不開示情報はいずれもこれに該当するもので、条例第 7 条第 4 号に基づいて犯罪捜査等情報として不開示とするための、「相当の理由」を具備していることは明らかであり、その判断には何らの不当性も非合理性もない。

したがって、本件審査請求における請求人の主張は失当であり、到底許容できるものではない。

#### エ 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われており、請求人の主張は理由がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 4 審査会の判断

### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権

利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、沖縄県内の重要施設の警戒警備に関し、沖縄県警察に対して行われた愛知県警察職員の特別派遣に係る特殊勤務実績簿であって、機動隊で管理するものであり、当審査会において本件行政文書を確認したところ、その内容は前記 3 (3) イで処分庁が説明するとおりであると認められる。

処分庁は、本件行政文書のいずれについても全部を条例第 7 条第 4 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 4 号該当性について

ア 条例第 7 条第 4 号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 4 号該当性について、処分庁が認めることにつき相当の理由があるか否かを、以下検討する。

イ 処分庁によれば、特殊勤務実績簿は、実績日ごとに作成されるものである。また、特殊勤務実績簿が複数にわたる場合は、その 1 枚目のみに押印欄が付されるため、2 枚目以降とは、その部分において様式が異なるものであるとのことである。

そして、派遣期間中は、警備が行われた都度作成されるものであることから、その一部でも開示した場合、本件行政文書の押印欄が付された用紙の枚数を数えることによって、容易に警備実施日数が明らかとなるものであるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件行政文書は、日単位で作成されており、処分庁が前記 3 (3) イ (イ) で説明するとおり、従事人数が多いときには当該日の特殊勤務実績簿は複数枚となり、1 枚目と 2 枚目以降とでは様式が異なっていることが認められた。したがって、本件行政文書の枚数が直ちに警備実施日数と一致するものではないが、押印欄に限らず、仮に本件行政文書の一部分でも開示することになると、本件行政文書は複数日の特殊勤務実績簿で構成されていることか

ら、他の警備実施日の特殊勤務実績簿についても同様に開示することとなる。そして、その一部開示された文書の枚数を数えることで本件行政文書の枚数が、様式の異なる部分を見比べることにより当該日の特殊勤務実績簿が複数枚あるのか否かが、それぞれ明らかとなることから、それらを照合することにより、警備実施日数が明らかになることが認められた。

また、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、特殊勤務実績簿の様式が処分庁のウェブページ上で公表されているとのことである。したがって、その様式から特殊勤務実績簿一枚当たりの従事人数を把握することが可能となることから、特殊勤務実績簿の作成枚数が明らかになると、警備実施に従事したおおむねの人数も明らかになることが認められた。

処分庁によれば、警備実施日数を公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの部隊運用基準等が明らかとなり、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを実例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

この点については、審査請求人の主張するとおり、当該派遣は既に完了しているため、警備実施の日数等を公にしたとしても、当該派遣に係る警備実施等に支障が生じることはない。しかしながら、今後、同種又は類似の警備実施等のための派遣が行われた場合には、完了した派遣に係る情報が研究、分析されることにより、その警備実施等に支障が生じる可能性が考えられることから、犯罪の予防又は鎮圧に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があると認められる。

以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第4号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 5. 11	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 11. 22	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
1. 5. 22	審査庁が実施した行政不服審査法に基づく口頭意見陳述の記録を審査庁から受理
1. 8. 19 (第579回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1. 9. 20 (第581回審査会)	審議
1. 10. 25	答申

答申第 914 号

諮問第 1559 号

件名：特殊勤務実績簿（警備部警備課で管理するもの）の不開示決定に関する  
件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、特殊勤務実績簿（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 7 月 12 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が同年 12 月 28 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

##### ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

行政文書不開示決定は、不開示の理由として、「公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析するなど将来におけるテロ等の犯罪行為を容易にし、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため」としている。不開示とされたのは愛知県警機動隊の沖縄・高江派遣に関する特殊勤務手当である。

本件情報開示請求は、沖縄の高江ヘリパッド基地建設のための警備のため派遣された愛知県警察官に関するものであって、下記のとおり不開示の理由には合理性が無く不当である。

(ア) 沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行しようとする勢力は存在しなかった。

(イ) かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない。

(ウ) 愛知県警察官の沖縄への派遣はすでに完了しており、また開示請求対象は、高江ヘリパッド工事基地建設に限定されたものである。

(エ) 仮にテロ行為を敢行してよいとする勢力が存在するとしても、過去の実例として研究・分析を行い、テロ行為を容易にすることに役立つ

とは考えられない。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 本件審査請求の趣旨

a 条例の趣旨・目的

条例は前文において、情報の公開が公正で民主的な県政の基礎をなすものであり、情報を広く公開することが県が説明責任を果たすために不可欠であるとの認識の下に、県民の行政文書の開示を請求する権利を明確にして、情報の提供を充実させることにより透明性の高い県政を実現することに条例の趣旨があることを明らかにしている。

この趣旨のもと、条例 1 条は、行政文書の開示を請求する権利を定めること等により、「実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資すること」を目的とする旨、規定している。

b 警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 2 項

警察法第 2 条第 2 項は、「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」と規定し、警察活動の公平性、中立性と基本的人権・自由に対する干渉がないよう、その権限の濫用を厳しく戒めている。

c 本件審査請求の趣旨

本件は、不開示情報の内、とくに条例 7 条 4 号（「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」）により不開示とされた部分の開示を求めるものである。

相手方は、今後の警備実施等の支障のおそれがあると主張し、上記条項に該当するとして、本件派遣に関する情報の大部分を不開示とする等、情報隠蔽の姿勢を鮮明にしている。こうした相手方の姿勢は、いっそうの情報公開を進め、県の説明の責務を果たし、県民的的確な理解と批判の下、公正で民主的な県政の実現を図るとした条例の目的をないがしろにするものである。また、相手方のかかる

姿勢は、警察活動に対する的確な批判を不可能にし、不偏不党かつ公平中正を旨とし、基本的人権及び自由に干渉する警察権限の濫用を厳しく戒める警察法2条2項の趣旨にも著しく悖るものである。

警察活動に対する的確な批判を可能にし、警察権限の濫用を防止するために本件情報開示は不可欠である。

(イ) 相手方の主張

相手方は、対象文書である特殊勤務実績簿について全面的に非開示として決定した。

その理由として、相手方は、対象文書が「派遣期間中は、警備が行われた都度、1日を単位として作成されるものであるから、その一部でも開示した場合、本件対象文書の押印欄を数えることによって、容易に警備実施日数が明らかとなるものである」とした上、「警備実施日数を公にした場合、例え、当該派遣の終了後であったとしても警備事象ごとの部隊運用基準等が明らかとなり、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模、態勢を見計らったうえで攻撃を執行したり、間隙を突いた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。」としている。

(ウ) 「テロ等犯罪行為を企図する勢力」なる主張について

a 相手方の主張

相手方は、「沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行しようとする勢力は存在しなかった」、「かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない」旨の請求人の主張に対して、根拠のない抽象的な主張であって、単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎず、合理性がないと主張している。

b 立証責任について

相手方の上記主張は、かかる勢力が存在しないことの根拠を請求人が示す責任があるかのごとき主張であるが、かかる主張は、情報開示に関する立証責任を請求人に負わせようとするもので誤りである。

条例7条4号のように「認めるにつき相当の理由があるとき」と実施機関の裁量性を承認する規定であっても、「おそれ」があることに関する立証責任が実施機関にあるとするのは定説である。本件においては、実施機関である相手方が「今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれ」の基礎となる事実について立証責任を負うのである。

したがって、判断の基礎として相手方が主張する「テロ等犯罪行

為を企図する勢力」については、実施機関である相手方において根拠を示してその存在を立証しなければならず、請求人の主張を「単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎない」などと単に請求人の主張をおとしめることによって、「おそれ」が認められるものではない。

「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在は本件不開示理由の事実的基礎となっており、その存否は極めて重要な事実であるから、相手方において具体的にその存在を立証しなければならないのである。

仮にも抽象的に「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在を主張するだけで、その存在が肯定されるようなことがあれば、テロの可能性にさえ言及すれば、警備活動に関するあらゆる情報を不開示とすることすら正当化されかねない。そのようなことを認めれば、民主的な批判によって警察権限の濫用に歯止めをかけようとする情報公開の趣旨は没却されるといわざるを得ない。

以上、「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在を理由とする不開示処分は、その基礎となる事実を欠くものであり、本件不開示処分には合理性がない。

(エ) 評価の不合理性

a テロ等勢力の実態・テロ等の切迫性

仮に百歩譲って、テロ等勢力が存在するとしても、非開示とした判断の過程には合理性が存することが必要であり、その立証責任も相手方にある。

そのためには「テロ等犯罪行為を企図する勢力」がどの程度実力を有するのか少なくともその想定は明らかにされる必要がある。

また、想定されるテロ等の犯罪がどの程度切迫したものであるかも明らかにされる必要がある。

相手方は全く明らかにしないのであるから、判断過程の合理性など検証しようもなく、ただ相手方において明らかにしたくないから、非開示としたと理解する以外になく、非開示処分には合理性がなく、違法である。

b 派遣日数と「テロ等勢力」

派遣日数のごとき抽象的事項が公にされることによって、なぜテロ等勢力がこれを研究することによって攻撃を仕掛けたり、対抗措置をとったりすることができるのか、全く意味不明というほかない。

情報公開は民主主義の砦であり、非開示とすることによって守られる利益が情報を公にすることによって得られる民主主義的利益に



優越すると考えられる理由が示される必要があるというべきであるが、相手方はそのような説明を一切行っていないのである。

(オ) 終わりに

諸国家による領域外における軍隊による武力行使ですら、派遣規模、派遣期間、派遣部隊等の情報は公にされている。

国連による各国軍隊の平和維持活動においても、派遣国、派遣人数、派遣期間は公にされている。国連の平和維持活動は、かつての同意原則に基づく平和的な活動と異なり、内戦状態にある国家に対しても人道的見地から積極的に介入して部隊を送り込むものとなっている。

我が国の自衛隊も、過去、多国籍軍に対する後方支援、復興支援等の活動や国連平和維持活動等に海外派遣されてきたが、これらに関する派遣期間、派遣規模、派遣部隊は全て公にされている。これらの中には、事実上、厳しい内戦状態にあった派遣先も含まれている。しかも、これらの情報は、事前に公にされているのである。

これに対して、相手方は、事後であってもこのレベルの情報を開示することは、手がかりを与えることによって、攻撃を受けたり、対抗措置をとられ、今後の活動に支障があるとするのである。

仮に相手方が弄するような理屈が成立するのであれば、各国軍隊がこれらの情報を明らかにすることは、敵（国家はむろん、テロ等勢力を含むであろう）に対して、攻撃をしかけたり、対抗措置をとることを可能にするから、たとえ、事後であっても公にすることができないということになる。ことは国家の存亡にすら関わる重大事態であるから、これらの情報は絶対的に秘匿されなければならないということになるであろう。まして、各国軍隊が直面するのは激しい戦闘状態であったり、厳しい内戦状態であったりするのである。

そうした中でも、日本を含む各国武力組織の運用に関する情報が公にされていることに比べれば、相手方が主張する内容がいかに荒唐無稽であるか明らかであろう。

すでに警備警察は、公安の維持を名目として、一民間企業に対して、同企業が事業を展開する予定地周辺の一般市民の個人情報を提供して、これらの個人の動向に対して注意を喚起するなど、警備警察活動は肥大化し、広く市民の日常生活に介入する状況が生まれている。

絶対的な実力組織である警察組織の活動を闇に閉ざし、その暴走を許すようなことは、決してあってはならないのである。

まして本件派遣は、その派遣自体が警察法から逸脱するとして、住

民訴訟において鋭く問われていることを踏まえれば、その実態を闇に閉ざすことは許されない。

ウ 意見陳述における主張

意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 2017年2月8日、愛知県警機動隊の他県への派遣について、沖縄・高江に限定して派遣に対する支出について、処分庁に対し行政文書開示請求を行った。そこで不開示とされたところの開示を求めて審査請求書を提出した。

不開示の主な理由が、公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例などを研究、分析するなど将来におけるテロ等の犯罪行為を容易にし、今後の警備実施などに支障を及ぼすおそれがあると認められるためとしている。

非暴力を伝統とする多くの闘争があった。沖縄の非暴力、座り込みの抵抗は、テロとは無縁であることを強調しておきたい。

1972年にアメリカから日本へ施政権が返還され、憲法のもとで民主主義を手にした現在も、遺憾ながら、今度は日本政府を相手に非暴力の抵抗を余儀なくされている。沖縄は、何度も高江へリパッド建設を含む新基地の建設に反対の民意を示している。

沖縄・高江への愛知県警機動隊派遣が不偏不党かつ公平中正を旨とする警察法2条2項違反との疑義を抱き、情報開示を求めたが、「公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例などを研究、分析するなど将来におけるテロ等の犯罪行為を容易にし、今後の警備実施などに支障を及ぼすおそれがあると認められるため」との文言が非開示の常套句として用いられては、民主主義の基本である知る権利が著しく侵害される。

非開示理由に蓋然性があるのか、既に終了した事例が今後に支障を及ぼし得るのか精査の上、条例の前文にうたわれているように、県民の知る権利の尊重、県の諸活動を説明する責務を全うするためにも、改めて不開示としたところの開示を強く求める。

非開示理由に挙げられているテロは、組織犯罪を前提としたものだと推察されるが、沖縄の非暴力の抵抗は、たとえテロ行為を敢行しようとする勢力がまぎれ込んでいたとしても、伝統的に非暴力が貫かれているため、破壊と犠牲を伴うテロ行為は実現しない。また、沖縄の整然とした非暴力の抵抗に送られた愛知県警の動向や情報がテロ勢力の今後の研究に役立つとは到底考えられない。

こうした旧態依然とした非開示の理由で県民の知る権利が制限され、民主的議論が停滞している間に、社会はより深刻な突発的、個人的テロの大量殺人や暴力、テロ予告による脅迫が起これ、自治体警察の本

来的責務を果たすことが求められている。

情報公開審査会においては、新たな事件の傾向や時代の閉塞性を加味した上で、非開示理由に蓋然性があるのか、既に終了した事例が今後支障を及ぼし得るのか精査の上、県民の知る権利を最大限に尊重していただきたく、改めて非開示としたところの開示を強く求める。

(イ) 条例の前文には、「情報の公開は地方自治の本旨にのっとり、公正で民主的な県政を推進していく上での基礎となるものである。県の保有する情報を広く県民に公開していくことは、県がその諸活動を県民に説明する責務を全うするとともに、県民と県との信頼関係を増進していく上で不可欠なものである。(中略) 透明性の高い開かれた県政を実現するために、ここにこの条例を制定する」とあるが、今回の非開示決定はこの条例に照らしても甚だ疑問である。

あまりにも杓子定規的な判断であることを申し述べたい。

このようなことこそ、県民の信頼を失う行為ではないか。非開示の理由は、公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去におけるテロなどの犯罪行為を容易にし、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあるためとの理由であった。高江で繰り広げられている住民への抑圧、暴力行為、暴力的言動は、本来の警察活動と全くかけ離れている。警察法の目的と責務と全くかけ離れたことが高江では行われた。派遣行為自体が違法であり、警察法に定められた職務とは全くかけ離れた住民への弾圧、暴力が行われてきたことを事実として、新聞報道や愛知県から高江にいた人々が目撃している。

高江地区は、1999年、2006年の2度にわたってヘリパッド建設に反対する決議を上げ、2019年、今年4月の村長選挙では、ヘリパッド建設反対の町長が当選している。

2016年6月の沖縄県議会選挙、7月の参議院選挙、県民投票、先の参議院選挙など、沖縄県民の総意が再三にわたって極めて明確に示されている。2016年7月に辺野古・高江の基地建設に反対する候補者が当時現職に10万票もの差をつけて圧勝し、その直後、わずか10時間後に県外からの機動隊500名、民主主義に基づく法治国家にあるまじき強権が発動された。

7月16日、全国から機動隊約500人が派遣されたと言われている。

戦前は、警察が本来の職務を離れて国家行政に直接関与した結果、警察国家と呼ばれ、市民を監視し、弾圧した反省から、職務から離れた行為をすることを警察法は明確に禁じているのではないか。

情報開示請求の内容は、住民として、県税を払っている県民として、当然の知る権利だということを強く申し上げる。テロを理由に、情報開示が制限されていいのか。

民主主義社会で生きる市民が十分な情報に基づいて意思決定を行えるようにすること、多くの重要な意思決定が情報公開や市民との協議を経ずに、閉ざされたドアの向こう側で指導者たちによって行われる恐ろしさである。実際のテロなどの脅威がどれくらいなのかと検証する必要がある。

脅威の危険性の程度には、現実にも迫った脅威、具体的な脅威、抽象的な脅威・リスクがあると思う。愛知県がテロを理由に情報開示をしなかったからこそ、述べさせていたきたい。

例えば、今すぐ自宅に飛行機が墜落したり晴れた日に散歩をしていて雷に打たれて死亡する確率は、ゼロではないが、極端に低い。これがリスクである。現実にも差し迫った脅威とは、目の前でテロリストが爆弾を起動させようとしている状況が典型的である。例えば、テロ組織が来月霞が関で爆弾テロを起こすと宣言すれば、具体的な脅威として評価されると思う。他方で、同じ組織が十数カ国でテロ対象国と名指ししてその中で日本が含まれていた場合に、少なくとも抽象的な脅威であることは確かだが、具体的な脅威とまでは言えないだろう。ただし、その前日に実際にテロが行われており、次はどこだと宣言したという状況であれば、具体的な脅威と評価されるかもしれない。同じ宣言によっても、東京と地方では危険の具体性が異なるだろう。

重要なことは、テロのリスクがあることのみを人権制約の理由として認めていては歯止めがなくなるということである。許されるべき人権侵害の程度は、脅威の具体性を踏まえて個別に検討されなければならない。

どれだけのテロの脅威が存在するのか。日本では、テロよりも風呂場で滑って死ぬ確率のほうがはるかに高いそうである。厚生労働省の人口動態統計によると、年間で 4,000 人以上の方が浴槽内で溺死している。家庭の風呂場で入浴中に意識障害を起こし溺死する人は、2014 年の 1 年間で 4,866 人に上り、浴槽内での死亡件数全体では 15,000 人前後に上るとの統計がある。

非開示された理由は、このようなことから考えても、どこから見ても納得できるものではない。沖縄県外からの機動隊が派遣されてからは、非常に手荒いことが行われるようになったという証言がある。これは警備などではない。私たちの大事な税金がこうした人々の反対抵抗を抑え込むために使われたことに県民として憤りを感じる。

沖縄・高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟が行われているが、愛知県に賠償を訴える裁判の証人尋問で証言に立った愛知県警備課長補佐が、派遣決定が県警本部長の専決で行われることを当たり前のように証言した。公安委員会を開かず専決処分が当たり前だと証言した。

警察法の第 1 条は、公共の安全と秩序を維持するために、(略) その責務の遂行に当たっては、不偏不党かつ公平中正を旨とし、いやすくも日本国憲法の保障する個人の権利と自由の干渉にわたるなどの、その権限を濫用することはあってはならないと述べている。このような警察法を知らずに業務を行っている。

このように、公安委員会の役割の意義も理解をされておらず、国家警察化と化している今、実態が明らかになった。これは全く許せないことである。

真摯に検討していただき、開示をしていただくように強く要請する。

- (ウ) 暴力的事態、高江で起きた暴力的事態と主張されるものは、全て 2016 年 7 月 22 日、他府県の機動隊が派遣、大量に派遣されてから起きている。派遣された機動隊の暴力的行為が非常にひどいものであったということは、今述べたとおりである。それに従って運動が過激化したという側面を見落としてはいけない。それまでの反対運動は極めて平穏に行われ、沖縄県警は中立的立場から治安を維持していたという事を申し上げたい。

それからもう一つ、都道府県には警察があるが、国家には警察がない。自治体警察という原則があるということを強調するべきである。先程述べた訴訟での証言によれば、専ら警察庁と協議をし、派遣についての具体的細目を決めていった。沖縄県警と話をするのはごく日常的なことではなかったというふうに言われているように、これは防衛局の都合により各自治体警察が動かされたという非常に遺憾な事態、逸脱した事態だということを改めて強調しておきたい。

- (エ) 表現の自由というのは、民主主義の根幹である。情報収集の自由というものがその中核に置かれていることはもちろんである。情報の不開示ということこそ、非常に重要な民主主義の侵害であると考え。情報源から妨げることなく知る権利というものは、普遍的かつ根源的な権利であり、情報は公的資源であるという考え方こそ、民主主義社会においては重要である。

今回の不開示理由、テロ等犯罪行為を企図する行為というのは極めて概念が不明確である。かつ具体的緊急性もない。立証責任は全て県側にあるというふうに考える。

沖縄・高江へ派遣された愛知県機動隊に対する公金支出の違法性を問う住民訴訟において、まさに自治体警察とは何か、愛知県における警察はいかなる形で国家警察化しているかということをはっきりとした。

この派遣の規模、期間、不開示になっているところは、警察庁の指示で決められたということが明確になった。そしてまた、情報収集がいかに不備であったか、偏見と公正でない一方的な知識でもって派遣

が決定され、愛知県警本部長の専決規程となっているのは愛知県のみである。

愛知県の公安委員会は、本来民主的に統制すべき警察の独立機関であるが、極めて空洞化しているということである。自治体警察の内容は自治体でコントロールし、民主的に審査されるべきであるにもかかわらず、根本の情報が不開示であるということこそ、本件の中心的な課題に置かれるべきである。

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、次のとおりである。

#### (10) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

#### (11) 審査請求の理由に対する認否

「本件各不開示処分を取り消し、開示することを求める。」について争う。

#### (12) 本件処分の内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (キ) 行政文書開示請求の受理

処分庁は、平成 29 年 7 月 14 日、愛知県警察本部警務部住民サービス課情報公開センターに対して請求人が送付した、

「愛知県警機動隊の沖縄高江派遣に関する支出について

※沖縄・高江派遣に関する部分のみ

1、特殊勤務手当

2、出張手当（交通費の支出がわかる書類）

（警察本部警備課、機動隊、会計課で管理するもの）」

を対象とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

##### (ク) 対象文書の調査

本件開示請求は、沖縄県内の重要施設の警戒警備に関し、沖縄県警察に対して行われた愛知県警察職員の特別派遣に関する支出に係る行政文書の開示を求めるものである。

本件開示請求を受け、愛知県警察本部警備部警備課（以下「警備課」という。）において調査したところ、その対象となり得る行政文書の存在を確認した。

##### (ケ) 決定期間の延長

本件開示請求に係る調査の過程で、本件の対象となり得る行政文書の数が大量であることが判明したことにより、条例第 12 条に定める決定期間（開示請求があった日から起算して 45 日以内）にそのすべ

てについて開示決定等を行うことで事務の遂行に著しい支障が生じるおそれが認められた。

そのため、条例第 13 条に規定する開示決定等の期限の特例に該当すると判断の上、本件開示請求に伴って開示する行政文書のうち相当の部分につき開示決定等を行う期間を平成 29 年 7 月 14 日から平成 29 年 8 月 25 日までとし、残りの行政文書について開示決定等を行う期限を平成 29 年 12 月 28 日とする決定期間特例通知書（平成 29 年 7 月 28 日付け、備警発第 2465 号）を請求人に送付通知した。

(エ) 本件行政文書の特定と不開示決定

調査の結果、本件開示請求の対象となる行政文書のうち警備課で管理するものを特定し、このうち「愛知県警機動隊の沖縄・高江派遣に関する支出について※沖縄・高江派遣に関する部分のみ 1、特殊勤務手当（警察本部警備課で管理するもの）」に対して特定した行政文書については、そのすべてが条例の規定する不開示情報に該当するとして、行政文書不開示決定通知書（平成 29 年 12 月 28 日付け、備警発第 4173 号）により、請求人に通知した。

イ 本件処分理由

(ア) 本件行政文書全般について

a 本件行政文書の性質

警察は、国の公安又は利益に係る犯罪のほか、各種の社会運動等に伴う犯罪又はそれらの犯罪が発生するおそれのある場合において、警察法第 2 条第 1 項に規定する「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持」に当たることを責務としている。

このため、デモ・集会等が実施される場合において必要があると認められる場合、警察は参加者の安全確保、一般交通の安全と円滑の確保及び犯罪の未然防止を図るため、部隊を運用し治安の維持活動（以下「警備実施」という。）を行っている。

本件行政文書は、警備実施に伴う支出に関して作成されたものである。

b 条例における不開示情報の規定

条例第 7 条は、開示請求に係る行政文書のうち、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として定めている。

本件行政文書は、そのすべてが条例第 7 条第 4 号に規定する、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが

あると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当する。

(イ) 本件行政文書について

職員の給与に関する条例（昭和 42 年愛知県条例第 3 号）第 12 条において「特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。」と規定されており、特殊勤務手当及び時間外勤務手当の取扱い（平成 8 年務警発甲第 13 号）において、所属長は職員の特殊勤務手当に関する条例及び特殊勤務手当に関する規則により支給することとされている手当に係る作業を命じたときは、直接監督責任者に特殊勤務実績簿に記録させる旨規定している。

特殊勤務実績簿は、実績日付、職員番号、課・係名、氏名、専従内容、従事内容、開始時間、終了時間、休憩時間、勤務時間を記載する欄があり、さらに所属長印、直接監督責任者印及び勤務管理担当者印を押印する欄（以下「押印欄」という。）で構成されており、実績日ごとに作成される。

また、特殊勤務実績簿が複数にわたる場合は、その 1 枚目のみに押印欄が付されるため、2 枚目以降とは、その部分において様式が異なるものである。

本件行政文書は沖縄・高江に派遣された警備課員の特殊勤務実績簿であり、上述のとおり派遣期間中は、警備が行われた都度、1 日を単位として作成されるものであるから、その一部でも開示した場合、本件対象文書の押印欄を数えることによって、容易に警備実施日数が明らかとなるものである。

したがって、警備実施日数を公にした場合、例え、当該派遣の終了後であったとしても警備事象ごとの部隊運用基準等が明らかとなり、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模、態勢を見計らったうえで攻撃を決行したり、間隙を突いた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから条例第 7 条第 4 号に基づき、当該情報を全て不開示としたものである。

ウ 請求人の主張の失当性

請求人は、審査請求書において、処分庁の決定に対して 4 項目を列挙し、本件処分が「合理性が無く不当である」等と主張している。

しかしながら、「沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行する勢力は存在しなかった」、「かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない」



及び「仮にテロ行為を敢行してよいとする勢力が存在するとしても、過去の実例としてテロ行為を容易にすることに役立つとは考えられない」とする主張については、いずれもいかなる根拠に基づいているのかが定かではなく、そもそも具体性のない抽象的な表現にとどまることからすれば、単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎないといわざるを得ず、そこに合理的な理由を認めることはできない。

また、請求人は、本件処分の不当性として、「愛知県警察官の沖縄への派遣はすでに完了しており、また開示請求対象は、高江ヘリパッド工事基地建設に限定されたものである」という理由を提示している。

しかしながら、「すでに完了」した警備実施の情報及び「高江ヘリパッド工事基地建設」に限定した情報であっても、現在及び将来の警備実施に通じる具体性を有しているものについては、これを公にした場合、テロ等犯罪行為を企図する勢力が実例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となるため、将来的な警備実施等に支障を及ぼす蓋然性が認められる。本件不開示情報はいずれもこれに該当するもので、条例第 7 条第 4 号に基づいて犯罪捜査等情報として不開示とするための、「相当の理由」を具備していることは明らかであり、その判断には何らの不当性も非合理性もない。

したがって、本件審査請求における請求人の主張は失当であり、到底許容できるものではない。

#### エ 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われており、請求人の主張は理由がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 4 審査会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、沖縄県内の重要施設の警戒警備に関し、沖縄県警察に対して行われた愛知県警察職員の特別派遣に係る特殊勤務実績簿であつ

て、警備課で管理するものであり、当審査会において本件行政文書を確認したところ、その内容は前記 3 (3) イで処分庁が説明するとおりであると認められる。

処分庁は、本件行政文書のいずれについても全部を条例第 7 条第 4 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 4 号該当性について

ア 条例第 7 条第 4 号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 4 号該当性について、処分庁が認めることにつき相当の理由があるか否かを、以下検討する。

イ 処分庁によれば、特殊勤務実績簿は、実績日ごとに作成されるものである。また、特殊勤務実績簿が複数にわたる場合は、その 1 枚目のみに押印欄が付されるため、2 枚目以降とは、その部分において様式が異なるものであるとのことである。

そして、派遣期間中は、警備が行われた都度作成されるものであることから、その一部でも開示した場合、本件行政文書の押印欄が付された用紙の枚数を数えることによって、容易に警備実施日数が明らかとなるものであるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件行政文書は、日単位で作成されており、処分庁が前記 3 (3) イ (1) で説明するとおり、従事人数が多いときには当該日の特殊勤務実績簿は複数枚となり、1 枚目と 2 枚目以降とは様式が異なっていることが認められた。したがって、本件行政文書の枚数が直ちに警備実施日数と一致するものではないが、押印欄に限らず、仮に本件行政文書の一部でも開示することになると、本件行政文書は複数日の特殊勤務実績簿で構成されていることから、他の警備実施日の特殊勤務実績簿についても同様に開示することとなる。そして、その一部開示された文書の枚数を数えることで本件行政文書の枚数が、様式の異なる部分を見比べることにより当該日の特殊勤務実績簿が複数枚あるのか否かが、それぞれ明らかとなることから、それらを照合することにより、警備実施日数が明らかになることが認められた。

また、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、特殊勤務実績簿の様式が処分庁のウェブページ上で公表されているとのことである。したがって、その様式から特殊勤務実績簿一枚当たりの従事人数を把握することが可能となることから、特殊勤務実績簿の作成枚数が明

らかになると、警備実施に従事したおおむねの人数も明らかになることが認められた。

処分庁によれば、警備実施日数を公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの部隊運用基準等が明らかとなり、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を決行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

この点については、審査請求人の主張するとおり、当該派遣は既に完了しているため、警備実施の日数等を公にしたとしても、当該派遣に係る警備実施等に支障が生じることはない。しかしながら、今後、同種又は類似の警備実施等のための派遣が行われた場合には、完了した派遣に係る情報が研究、分析されることにより、その警備実施等に支障が生じる可能性が考えられることから、犯罪の予防又は鎮圧に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があると認められる。

以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第4号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 5. 11	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 11. 22	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
1. 8. 19 (第579回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1. 9. 20 (第581回審査会)	審議
1. 10. 25	答申

答申第 915 号

諮問第 1586 号

件名：特定の情報を私物化して裁判証拠として隠している理由の判かる文書の  
不開示（存否応答拒否）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 6 月 26 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が平成 30 年 7 月 17 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

##### ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

不開示とした根拠適用することで個人情報を保護することにはなる。ある程度、必要な事であることは理解する。

しかし、本件の場合、請求人に対して国家権力が税金を投じて、法律（犯罪捜査規範）に則り<sup>のつと</sup>合理捜査（4 条）によって得た証拠があったにも関わらず、これを隠し、且つ改ざんを行って警察の都合のよいものだけを表に出す行為は、同法 2 条に反している上に権力を用いて請求人の基本的人権をも踏みにじっていて公費集集した証拠を隠している以上、到底、公平誠実な捜査権行使では断じてない。公益上の理由による裁量的開示がされなければ不自然ではないか。よく考えられたいのは、1 警察官は証拠を改ざんしている。2 警察全体で証拠を隠し続けている。

##### イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (ア) 平成 30 年 11 月 27 日付け反論書

弁明書によると当該 110 番通報の内容は存在することになる。これ

が認められる。

他方、県の条例を示すことなく、第 10 条文書の存在の有無を答えると個人情報の開示となると記述している。

そうであれば、「110 番事案表を作成し保管している。これも既に開示目的を承知している処分庁の弁明内容と齟齬する。つまり、本件弁明書によって 110 番通報の内容は存在する事が有に認められる。

処分庁は、条例の内容で自分に都合の良い部分だけをつまみ上げた上で不開示の決定の正当性を強く主張する。

しかし、本来の法律とは、必ず両者に対して防御ができるものであって、例えば行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 8 条が今の状態とすれば、同法第 7 条では、公益上の理由で裁量的開示が可能。

本件に個人情報が含まれている事も確かであるものの、これらの内容の全ては裁判で認定された内容を大きく覆すものであって愛知県警察の一部の警察官が作成した裁判証拠書類内容と事実が異なるもの。

果たして、これが公益上理由がないと言えるのか。

本心でそう思っているとすれば公務員として問題がある。仮に組織の運営上。つまり警察のメンツがあって、この様に反対している又は自己の出世のために対抗しているものとしても、それが通るものだとすれば県の公安委員会の存在理由こそが疑問であると言わざるを得ない。

私は、何でもかんでも開示しろと申出ているのでなく開示する・しないに当たり厳正・厳格であって然るべきという法律の趣旨は良くて、今回の様に裁判が終って後。

- ①警察官作成の証拠書類に改ざんが認められる。
- ②各調書該当人と調書内容の主張が大きく異なる。
- ③上記①、②に対して捜査がされていなかった事が判った。
- ④H16 年の段階でも存在する証拠を示さない上で、調書作成を強要。

これらが日本の警察の正当捜査と言えるのか。これを県公安委員会は正義というのか。

どうも失当と言う言葉が使いたいのかあるいは、裁判所裁判官のまねをしているのか、稚拙に思えるが、

- ①本件手続きに不備はない。
- ②少なくとも警察は公費によって得た証拠を、まだ隠している事は認められる。
- ③07 年最高裁は取調べメモさえも証拠開示を認めている。
- ④報道でも公権力を用いて得たものを独占できないと言っている。

⑤そもそも警察は何を持っているかすら答えていない。

隠蔽は事実であって、一般的に広く民間人は証拠を公費で得たのであれば公にしなさいよと言っており、仮に私物であったとしても、最高裁までが内容がメモ以上のものは公文書で、場合によっては開示すべきと認めているにも関わらず単に失当ではないのに失当だと揶揄するかのごとく本件を棄却させることは断じてあってはならない。

(イ) 平成 31 年 2 月 12 日付け反論書

処分庁の平成 31 年 1 月 11 日付け反論書によると反論書によって行政文書の存在を認めたものではないという。

しかしながら、反論書ないし、弁明書にて 110 番通報内容とは、行政文書「110 番事案表」が作成されて、保管されている旨が明記されており、もはや反論書と弁明書の内容の齟齬を鑑みれば反論書として破綻している。認めたくない。これは反論に該当しない。

私からの反論書の内容は、概ねが理由はないという。

- ①警察官作成の証拠書類の改ざん。
- ②改ざんによって実際の内容と大きく異なる判決。
- ③そもそも捜査がされていない事。
- ④現在に至るまで証拠が隠されている。

これらを理由がない旨を反論材料にしている時点で本件反論書作成者は警察官を辞めてほしい。犯罪捜査規範は法律であって各条心構えに反した信念を持っているのは明らかかな上に警察法第 1 条の目的とも合致しない思想。

本件の反論趣旨とは、警察官の信念ではなく、反論書作成関与人の警察組織保身でしかない。

私は、公費によって得た情報の開示を求めている。この点は 2007 年の段階で最高裁も認めているし、各誌報道も権力を用いて得たものを公的機関が占有している事を否としているにも関わらず本件でも同様の事をして、これを継続する。

特に、本件は警察官が行った証拠の改ざんで、これが時効完成という検察庁の判断が下って、もはや刑事責任が追及できない。

そうであれば、公益上の理由で裁量的開示がされなければ正義に反する。

3 処分庁の主張要旨

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明書における主張

ア 事実経過

(ア) 本件処分の前段となる行政文書開示請求

a 本件処分の前段となる行政文書開示請求の受理

処分庁は、平成 30 年 5 月 31 日、愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）警務部住民サービス課情報公開センターに対して審査請求人が送付した、「平成 16 年 4 月末特定の個人を逮捕したことで情報提出した特定年月日の 110 番通報内容。」を対象とする行政文書開示請求（以下「5 月開示請求」という。）を受理した。

b 5 月開示請求の対象となる行政文書

5 月開示請求において、審査請求人は、特定の個人が特定年月に逮捕され、当該逮捕に関連する 110 番通報が特定年月日にあったとした上で、当該 110 番通報の内容に係る行政文書（以下「5 月請求対象文書」という。）の開示を求めているものであり、110 番通報の内容を記録した行政文書としては、「110 番事案表」が存在する。

愛知県警察において受信した 110 番通報は、警察本部内に所在する通信指令室で受理し、管轄警察署等に通報している。

通報を受けた管轄警察署等は事案処理を行い、その結果等を入力した行政文書が「110 番事案表」であり、事案処理した主たる警察署が当該 110 番通報に係る「110 番事案表」を作成し、保管している。

c 5 月開示請求に係る行政文書不開示決定

処分庁は 5 月開示請求に係る 5 月請求対象文書について、条例第 10 条の「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるとき」に該当し、「行政文書があるかないかを答えるだけで、条例第 7 条第 2 号に規定する個人情報を開示することとなるため、開示請求に係る行政文書があるともないとも答えることはできない。」として、平成 30 年 6 月 14 日付けで行政文書不開示決定通知書（地通発第 2340 号）により行政文書不開示決定を行った。

(イ) 本件処分に係る行政文書開示請求

a 本件処分に係る行政文書開示請求の受理

処分庁は、平成 30 年 7 月 3 日、警察本部警務部住民サービス課情報公開センターに対して審査請求人が送付した、「地通発第 2340 号（平成 30 年 6 月 14 日）によると、条例第 7 条 2 号を理由に開示しないとしている。他方、本件資料は取り調べ官から示されているので文書は存在している。ところで、本件、当該情報を私物化して裁判証拠として隠している理由の判かる文書。」を対象とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

b 本件開示請求の対象となる行政文書

本件開示請求において審査請求人は、5 月請求対象文書は存在し



ているとした上で、「当該情報を私物化して裁判証拠として隠している理由の判かる文書」の開示を求めているものであり、すなわち、審査請求人は、特定の個人が逮捕され、当該逮捕に関連する110番通報が特定年月日にあったとした上で、当該110番通報の内容を愛知県警察が隠ぺいしている理由が記載された行政文書の開示を求めているものであると解される。

c 本件開示請求に係る行政文書不開示決定

処分庁は本件開示請求に係る本件請求対象文書について、条例第10条の「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に該当するとして、平成30年7月17日付けで行政文書不開示決定通知書（地通発第2837号）により行政文書不開示決定を行った。

イ 本件処分の理由

(ア) 条例第7条第2号該当性

a 条例第7条第2号本文該当性

(a) 条例第7条第2号本文は、個人情報として「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しており、これを不開示情報としている。

(b) 5月開示請求は、個人を特定していることから、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に規定する不開示情報である個人情報に該当する。

そして、当該特定の個人が逮捕された事実の有無及び当該特定の個人の逮捕に関連する110番通報が行われた事実の有無についても、同号本文に規定する不開示情報である個人情報に該当し、当該個人情報を前提とした本件請求対象文書の有無についても、同号本文に規定する不開示情報である個人情報に該当する。

b 条例第7条第2号ただし書該当性

本件の個人情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第7条第2号ただし書イには

該当せず、さらに、同号ただし書口及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

(イ) 条例第 7 条第 4 号該当性

a 条例第 7 条第 4 号本文は、犯罪捜査等情報を「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しており、これを不開示情報としている。

b 犯罪の捜査において事件の端緒をどのように把握したかや収集した情報のうちどのような情報が捜査に活用されたかという情報は、犯罪捜査の手法、技術、方針等に関する情報であり、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあると認められることから、条例第 7 条第 4 号本文に規定する不開示情報である犯罪捜査等情報に該当する。

そして、特定の個人の逮捕に関連する、特定年月日に行われた 110 番通報の事実の有無は、不開示情報である犯罪捜査等情報に該当し、当該犯罪捜査等情報を前提とした本件請求対象文書の有無についても、同号本文に規定する犯罪捜査等情報に該当する。

(ウ) 条例第 10 条該当性

a 条例第 10 条は、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

b 本件開示請求は、上述のとおり不開示情報である個人情報及び犯罪捜査等情報を前提とした上で、特定の個人の逮捕に関連する、特定年月日に行われた 110 番通報の内容を愛知県警察が隠ぺいしている理由が記載された行政文書の開示を求めるものであり、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 2 号及び第 4 号に規定する不開示情報を開示することとなることから、条例第 10 条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」場合に該当する。

(エ) 本件処分の正当性

情報公開制度は、何人に対しても、目的は問わず行政文書の開示請求を認めていることから、開示請求者本人から当該本人に関する情報の開示があった場合でも、開示請求者の属性や個人的な事情を問うことなく、開示・不開示の判断を行うこととなる。

すなわち、不開示情報の該当性は、開示請求者の属性等に関わらず、当該開示請求の対象となった情報の内容によってのみ判断するも

のであるから、たとえ開示請求者が当該情報の関係者であったとしても、開示・不開示の判断に影響するものではない。

よって前記(ア)、(イ)及び(ウ)のとおり、本件請求対象文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるから、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件処分は適正である。

(オ) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「公費で集めた証拠を都合が悪いという理由で警察権力を濫用して隠ぺい」等の主張をしている。

すなわち、5月請求対象文書は存在しているが警察は隠ぺいしており、隠ぺいを明らかとするため本件開示請求をしたものと解されるが、本件処分が適正な処分であることは前記(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)のとおりであるから、上述の審査請求人の主張には理由はなく、失当であることは明らかである。

(2) 平成30年11月27日付け反論書に対する反論

ア 審査請求人は、弁明書において、処分庁が、110番事案表について、行政文書開示請求の対象文書として存在していることを認めている旨主張するが、弁明書は、愛知県警察において110番通報内容を記録する行政文書として、110番事案表の存在を説明したものであり、特定の110番通報に係る「110番事案表」の存在を指したのではなく、審査請求人がした行政文書開示請求の対象となる行政文書の存在を認めたものではない。

イ その他、審査請求人は<sup>るる</sup>縷々主張するが、いずれの主張も本件処分を覆す理由とはなり得ず審査請求人の主張に理由はない。

#### 4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、特定の個人が逮捕され、当該逮捕に関連する110番通報が特定年月日にあったとした上で、当該110番通報の内容を愛知県警察が隠蔽している理由が記載された行政文書であると認められる。

(2) 条例第10条該当性について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

また、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。

この考え方にに基づき、処分庁が本件請求対象文書の開示請求に対し、条例第 10 条に該当するとして、存否応答拒否による不開示としたことの適否について以下検討する。

処分庁は、本件請求対象文書の存否自体が条例第 7 条第 2 号及び第 4 号の規定により保護すべき情報に当たるため、条例第 10 条に該当すると決定しているため、当該情報の条例第 7 条第 2 号及び第 4 号該当性について、以下判断する。

#### イ 条例第 7 条第 2 号該当性について

条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

本件開示請求は、別件の開示請求である 5 月開示請求の存否応答拒否による不開示決定通知書の文書番号を引用した上で、当該不開示決定を前提として開示請求を行ったものである。5 月開示請求は、特定の個人の逮捕に関する特定年月日の 110 番通報の内容を求めるものであったことから、5 月請求対象文書が存在することを前提とした本件開示請求に対して文書の存否を応答することにより、特定の個人の逮捕に関する特定年月日の 110 番通報の事実の有無を明らかにする結果となると認めら

れる。

よって、本件請求対象文書の存否は、特定の個人の逮捕に関して 110 番通報が行われたか否かの情報であるため、条例第 7 条第 2 号に該当すると認められる。

ウ 条例第 7 条第 4 号該当性について

条例第 7 条第 4 号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

前記イにおいて述べたとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、特定の個人の逮捕に関する特定年月日の 110 番通報の事実の有無を明らかにする結果となると認められる。

特定の個人の逮捕に関する特定年月日の 110 番通報の事実の有無を明らかにすれば、犯罪の捜査において特定の事件の端緒をどのように把握したか、収集した情報のうちどのような情報が捜査に活用されたかという情報が明らかとなり、捜査の手法、技術、方針等が判明することから、今後の捜査活動に支障を及ぼすおそれがあり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることが犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると条例第 7 条第 4 号に該当すると処分庁が認めることにつき相当の理由があるといえる。

エ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、条例第 7 条第 2 号及び第 4 号に規定する不開示情報を開示することと同様の結果となることから、処分庁が条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことについての適否に関しては、前記(2)で述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別記

地通発第 2340 号（平成 30 年 6 月 14 日）によると、条例第 7 条第 2 号を理由に開示しないとしている。

他方。本件資料は取り調べ官から示されているので文書は存在している。

ところで、本件、当該情報を私物化して裁判証拠として隠している理由の判かる文書。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.11.13	諮問 (弁明書の写しを添付)
30.12.11	審査請求人からの平成30年11月27日付け反論書の写しを審査庁から受理
31. 1. 17	処分庁からの平成31年1月11日付け反論書の写しを審査庁から受理
31. 3. 12	審査請求人からの平成31年2月12日付け反論書の写しを審査庁から受理
1. 8. 23 (第580回審査会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1. 9. 27 (第582回審査会)	審議
1. 10. 25	答申

答申第 916 号

諮問第 1592 号

件名：非違行為に関する速報の不開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、非違行為に関する速報（平成 30 年 2 月 15 日付）（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 2 月 19 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 27 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

##### ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

個人情報ということであるが、すでに公になっている事であり、条例（2 号）に該当するという解釈は誤りである。

審議（処分とおもわれる）に関する情報ということは全面的、不開示にする理由にはならない。題目等、できる部分は公開、原則にそうものである。知る権利に、そうのが、処分庁の責務である。

また、条例第 2 号、第 5 号、第 6 号に該当するというを不開示にした理由としてのべられるが具体的な説明がないので、反論もできない。一方的、中立的損う、人事支障おそれ、権利利益を害するおそれ、という理由の説明は、開示をしないためのこじつけとしかいえない。予想的ないいわけが、開示しない理由として可能なら、すべて、不開示にすることも可能になってくる。まさに、情報公開、憲法の知る権利に反する対応といえる。

処分庁は本件請求（開示）において、法律、憲法を無視しているかのような対応である。自覚してやられているのか、いないのか明確にしたい。

最低でも、非違行為に関する速報に関する文書は、あったわけであ



る。表題等、開示できる。さらにいうなら、日付等、校長名、学校名など、今回は、A小学校ということは、通知書に記載されている。

できることから、処分庁には、実行と努力をすることが期待される。

#### イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

弁明書に記載されていることは、条例に記載されている範囲である。審査請求書で、審査請求人が請求の趣旨で述べている、理由に対しての、具体的弁明になっていないということである。弁明書は、条例及び解説書等を、記載してあるにすぎないということである。

生年月日については、開示を求めない。

「非開示の根拠規定示すだけでは理由として不十分」にあたる。ということから、述べる。

個人の権利利益の害するおそれとあるが、個人のどのような権利利益が、害される事になるのかの説明がない。

人命等を保護するために、必要である情報といえるにもかかわらず一方的に、認められないとする処分庁の主張には、認められないとする具体的説明がない。

公務員の評価を低下されるとあるが、なぜどのように低下させる情報になるのかなどの説明がない。

職務の遂行に係る情報ではないということであるが、なぜ係る情報でないといえるのかどうかの説明がない。処分を検討しているとあるが、現時点では、教諭の処分は出ているので、理由にならない。

校長が記述を、簡略化したり（推測に基づく）という主張はあくまで推測であり、具体的な不開示の理由としての説明とはいえない。

人事管理上の事務に関して、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれとあることについても、具体的にどのように支障をきたすのか説明がない。

学校からの報告書は、事実関係の記載された公文書である。校長等が、「開示されることを意識した記述…」処分庁が、公開されることで左右されとすること自体が問題であり、記載者に対して軽視した主張である。理由として述べてはならないことを、理由にすること自体が、本件事案を不開示にしたことに問題があったということの証である。

処分庁は、本件、報告書を勘違いしているのではないかといえる。報告書になった時に、公開対象の公文書であるということである。処分庁だけのものではないということである。一方的に不開示とすることはできないということである。

県教育委員会自らが積極的に公表しているものではない。という処分庁の主張、及び、情報を明確に区分することは容易ではない。という主

張は、「知る権利」、を保障するということからすると、区分せざるを得ないといえる。少なくとも、区分できた部分については、開示することができるということである。

請求人が、記載した、表題等開示できるという点について、わかりやすくすることも含め主張したが、報告書の公開を求めているものであり、弁明書にある、報告書に記載してあるということが、どのようなことを処分庁が云われようとしているのか理解し難い。

少なくとも、そうであるならその部分について開示できたということである。

本件について、不開示は、不当、違法ということである。

弁明書「開示する有意性がない」という記載について、有意性とは、誰にとってかは、不明である。誰にとってかは、議論が分かれるところである。有意性ということで、不開示にする理由とするには、一方的であり、不当、違法であることは明らかである。審査請求人の請求を認める、裁決を求める。

#### ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

まず、今回、非常に驚いたのは、処分庁は、私の請求の全部ではないだろうが、請求に対して「有意性がない」という記載がある。

有意性とはどういうことだろうかと思った。非常に理解しやすいような言葉ではあるが、これは、ある意味主観的な言葉ではないかと思っている。処分庁にとって有意性があっても、受け取る側にとっては有意性がないという言い方だと、相当曖昧で、何を言っているか分からないような言葉で、それほどはっきりはしないが何となく意味が伝わるというような言葉の意味ではないかと思う。

意味の問題ではなくて、審査請求人として、処分庁が不開示の理由として有意性がないという言葉が使われたというのはどういうことかと、ある意味使うべきではないだろうと思っている。これは、一部でも見せたくないときにこういう言葉が使われる場合もあるのかもしれないが、この言葉を処分庁が反論、弁明書として使われたということは、これ以上説明のしようがないし、あまり説明する力もないというような、ある意味逃げたい、かわしたいというときに、処分庁が弁明として使った言葉だと思った。

そのように説明もできない、はっきり何ともいえないような理由しか言えないときには、これは開示するしかないという内容であるというふうに考えている。

それから、この言葉自体は何度か、私が審査請求を出したときに出てきた言葉である。そのときに、この「有意性がない」という言葉を使わ

れたときには、相当かちんときた。あなたには役に立たないでしょうと、何か上から目線で言われたような気がする。こういう弁明をしているのかと思う。

そんなつもりはないと処分庁は言うかもしれないが、私としては、こういう理由を相手に伝えるのはよくないのではないかと思う。そういう意味でも、今後、この有意性がないという弁明はやめて欲しい。

最初に言ったように、あるべき姿の確立を目指している住民の立場としては、こんな情けない言葉を愛知県において使われることには相当残念だなという気がする。

基本的には説明できない言葉で有意性がないと言ったとしたら、これはまさに開示できる内容であったというふうに捉えるしかないというふうに思っている。

それから、有意性というのは、処分庁が受け取る側、文書を受け取る側の利益を全く考えてないということがいえる。自分勝手な判断で、「あなたにとっては何もないでしょう」というふうに勝手に決めないで欲しい。

勝手に相手の能力を見定めて、「役に立たないよ」と言うようなことは非常に失礼に当たるし、本当はこんな失礼なことを言ったら取り消して欲しいというような気持ちにもなる。

それから、今回の事件については、処分された内容に関しては、処分庁の職員は自分が悪さしたわけではないのに、いろいろ規定があって隠さなければいけない。そういうことを職務としなければいけないところに不幸があるなど思っている。

人の尻拭いで努力する時間があったら、もっと違う仕事がいっぱいあるでしょうというようなことを捉えたら、審査会としても、しなくてもいいような仕事をさせるのではなくて、最初から開示をさせるようなシステムをつくるような判断をしてもらおうと非常に助かるなど思っている。

処分庁が決められた公開・公表の基準というのは、相当以前からのものである。その以前からのものに比べて、現在起きているいろいろな公務員による事件の事案については、時代が変化して、なぜこのような事案が継続するのか。1年に一度とはおかしいが、2〜3年に一度だったらたまたまそういうこともあり得るかなと思うが、多いときは、今週あったら次の週もまた不祥事の報道等が行われる。その都度非公開とか黒塗りとかしなくてもいいような努力をさせているような気がする。そういうことも考えると、犯罪防止のためにも含めて、審査会としては防止の大きな一歩として、開示してもらおう判断を出してもらいたいなど思っている。

処分というのは非常に苦しいものである。そして、それが公表されるということは、その人たちはその地域に住めなくなるという、そういう危機感もある。しかしながら、処分庁がもう一斉にこれ以上の件は一切出すよと、そういうような姿勢を示さなくて、個人を大切にするというような、そういう人権に基づいた対応をしたいという気持ちは分からないでもないが、今のままでは、「見つかった、ごめんね」と言うだけで済んでいくと、済んだ人はそのまま、自分が見つからなければ、名前が公表されなければ、再犯につながる場合もある。特に、わいせつ等が絡むと、わいせつ事案というのは、それから依存症に基づく事案というのは、再犯するというのは非常に高いということがいわれている。

こんなに隠されると、何とか逃れたという、そういう甘えの気持ちがまた本人に芽生えるというようなことにもなるし、それから、依存的なものであるので、きちんと自分を見詰め直すことなく、自分が再犯に走らないような防止のためのトレーニングを受けることなく、職場に在職するというようなことにもつながっていく。

そういうことを考えると、今までどおりの審査判断では、被害者等においては、県は何をしているのかという不信感を持たれることになっている。

そういうことを考えると、今回の事案も含めて、全てを出せとは言いつらいところもあるが、出したらずいといふことはちょっと置いておいて、再犯防止、被害者防止のために、前向きな判断をお願いしたいと思っている。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、A 市立 A 小学校の教諭がわいせつ容疑で逮捕されたことに関して、県教育委員会が取得した文書であって、その全てを不開示としたものである。

当該文書は、発生した非違行為について、非違行為を行ったとされる職員（以下「A 職員」という。）の所属校の校長が速やかに事実関係を調査し、その内容を集約した上で A 市教育委員会に報告し、同市教育委員会が県教育委員会尾張教育事務所（以下「県教育事務所」という。）を経由し、県教育委員会事務局に提出したものである。

当該文書には、A 職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、発信者、非違行為の内容、これまでの経緯・対応等が記載されている。

#### (2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書には、A 職員の氏名、生年月日等が記載されており、これ

らの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

これらの情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、条例第7条第2号ただし書口には該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

また、A職員は公務員であるが、本件行政文書は、A職員の処分を検討するために用いられる文書であって、処分についての情報は、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、処分内容を検討している段階の情報であるため、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イにも該当しない。

以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する情報が記録されている。

### (3) 条例第7条第5号該当性について

本件行政文書は、前記(1)において述べたとおり、所属長が事案の発生後速やかに調査した内容を報告した文書であるため、本件行政文書を作成した時点では、事実確認が正確に行われる前の状態である。このような事実の把握が正確にできていない状態で、本件行政文書の内容を公にすることが前提になれば、作成者である校長等が開示されることを意識して記述を簡略化したり、関係者が開示されることを意識して発言を控えたりするおそれがあり、これらの記録の形骸化が避けられなくなる。その結果、関係者の意見等が十分入手できなくなるおそれがあり、県教育委員会の審議及び検討に必要な情報が提供されず、事実確認が正確にできなくなることにより、県教育委員会の公正・中立的な審議及び検討に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、内部での審議及び検討がまだ十分でない当該非違行為に関する情報が、処分前である人事上確定していない未成熟な状態で、少しでも公になると、県民や教育現場に無用な誤解や混乱を招くおそれがある。

以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第7条第5号に該当する。

### (4) 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書は、処分等を検討するための文書であり、職員の任命権者

である県教育委員会による任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であって、これを公にすることが前提になれば、作成者である校長等が開示されることを意識した記述をせざるを得なくなり、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

また、当該処分等に係る審議及び検討に関する情報が公になると、県教育委員会が公正・中立的な立場で審議及び検討を行うことが困難となり、県教育委員会が行う人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第7条第6号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件審査請求書において、「個人情報ということであるが、すでに公になっている事であり、条例に該当するという解釈は誤りである」と主張している。

しかし、本件事案は、新聞記事により報道され、A市教育委員会が記者会見をしているものであるが、県教育委員会自らが積極的に公表しているものではない。そして、本件行政文書は、処分等の検討に用いるために作成された文書であり、その内容は単に記者会見の内容等がそのまま記載されたものではなく、A職員の所属校の校長が調査した内容を集約した上で処分等の検討に必要な情報として記載されたものである。よって、本件行政文書の内容のうち、A市教育委員会により公にされている情報とそうでない情報とを明確に特定し、区分することは容易ではない。

さらに、県教育委員会としては、本件行政文書の内容について正確な事実関係を確認している最中であって不明確な情報であり、その時点ではどのような処分内容になるかも不明確であったため、本件行政文書の内容は、すでに公にされ、又は公にすることが予定されていたとはいえ、保護すべき個人情報に該当する。

また、本件審査請求書において、「表題等、開示できる」、「日付等、校長名、学校名など、今回は、A小学校ということは通知書に記載されている。」等主張している。

しかし、本件行政文書の表題については、行政文書の名称として決定通知書に記載しており、開示する有意性がない。

本件事案は、前述したとおり、県教育委員会として公表したものではなく、本件行政文書の内容については確認している最中であり、処分等についても検討中の事案であったため、前記(2)から(4)までにおいて述べた理由により全体として不開示としたものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

##### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、A 小学校の教諭がわいせつ容疑で逮捕されたことに関して、県教育委員会が取得した文書であり、その記載内容は、前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。また、本件不開示決定の時点では、処分の検討段階であったことが認められる。

実施機関は、条例第 7 条第 2 号、第 5 号及び第 6 号に該当するとして、本件行政文書の全部を不開示としている。

##### (3) 条例第 7 条第 5 号該当性について

ア 条例第 7 条第 5 号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、A 職員が行ったとされる非違行為等の事実経過等の内容が記載されていることが認められ、当該内容は、処分を決定するための審議、検討又は協議に関する情報であると認められる。

実施機関によれば、本件行政文書に記載された情報は、処分の内容を検討している段階の情報であり、内部での審議、検討がまだ十分でない情報であるとのことである。

本件不開示決定の時点では、本件非違行為に係る処分の内容を検討中であって、事実確認等が不十分な状況であったことからすれば、本件行政文書に記載されている未成熟な情報や、事実関係の確認が不十分な情報を公にすることにより、誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

また、本件行政文書を公にすることになれば、関係者等が開示されることを意識して、具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇する結果、内容が形骸化することにより、審議、検討等に必要不可欠な情報が得られなくなり、県教育委員会の意思決定に支障が生ずるおそれがあると認められる。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第5号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 本件行政文書を公にすることになれば、関係者等が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇し、及び作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなるおそれがあるなど、非違行為発生における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれがあると認められる。

したがって、本件行政文書を公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(5) 条例第7条第2号該当性について

本件行政文書は、前記(3)及び(4)において述べたとおり、条例第7条第5号及び第6号に該当することから、実施機関の主張する同条第2号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件行政文書について、全面的不開示とすべきではない旨主張している。この点について、本件開示請求は、A 小学校の教諭がわいせつ容疑で逮捕されたという事案を特定してなされたものであり、本件行政文書のうち、A 小学校の学校名が記載された部分及びわいせつ容疑で



逮捕された旨が記載された部分の情報については、本件開示請求に対して本件行政文書を特定した上で不開示決定を行ったことにより公にされた情報であるといえ、また、非違行為に関する速報という本件行政文書の表題及び当該文書の日付についても、本件開示請求に係る決定通知書に記載されており同様に公にされた情報であるといえることから、これらの情報については、不開示とする理由はない。しかしながら、これらの情報のみを開示とし、その余の部分を開示としない一部開示決定を行ったとしても、これらの情報は既に明らかな情報であることから実質的には有意の情報とはいえず、客観的にみて一部開示することに意義があるとはいえない。よって、これらの情報を含めて本件行政文書の全部を開示としたことが不合理であるとはいえない。

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)から(5)までにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
31. 1. 29	諮問（弁明書の写しを添付）
31. 3. 1	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
1. 7. 26 (第578回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
1. 8. 23 (第580回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
1. 9. 27 (第582回審査会)	審議
1. 10. 25	答申

答申第 917 号

諮問第 1596 号

件名：非違行為に関する速報等の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 8 月 9 日付け及び同年 9 月 6 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同年 8 月 22 日付け及び同年 9 月 20 日付けで行った 2 件の一部開示決定の取消しを求める（平成 29 年 8 月 22 日付け一部開示決定に対する審査請求については、生年月日並びに生徒の氏名及び年齢を除く。）というものである。

#### (2) 審査請求の理由

##### ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

##### (ア) 平成 29 年 8 月 22 日付け一部開示決定に対する審査請求書

処分庁の、開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適応する理由は、行政文書一部開示決定通知書に記載されている。

処分庁が、開示しないこととした部分で、個人の氏名である教員名が開示されている。

個人の氏名である教員名を処分庁の文書が明らかにしている。

年度当初発行の、各学校の学校経営案、と対比すれば、学校名が明らかになる。

個人の氏名である教員名を公表する以上、学校名を黒塗りにする理由がない。校長名、教頭名を黒塗りにする理由がない。処分庁自らが、明らかにしている部分について、黒塗りにする理由がないということである。

その他の内容については、内容が不明、明確でないので、意見は、保留にする。

処分庁の意見を見て反論等をする。

- (イ) 平成 29 年 9 月 20 日付け一部開示決定に対する審査請求書（平成 29 年 8 月 22 日付け一部開示決定に対する審査請求書において重複する部分は除く。）

少なくとも、学校経営案、に記載されている分は開示されるべきである。

今回請求しているものについて、職員氏名が公表されたら、小学校の生徒、保護者には、当然のことではあるが、職員名から学校名等がわかる。さらに、学校関係者には、学校名がわかる。学校経営案を見たものからは、学校名がわかる。

今回、学校名等を黒塗りにされた理由について推測すると、他の人にはわかっていることでも、わかることでも「請求人には、請求人、だけには黒塗りにしたい」知らせたくない、という処分庁の気持ちではないかとか、受け止めるしかないかと、思っている。もしそうなら処分庁（行政）の、気分による対応、公平な対応ではないかといえる。

#### イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求書に主張している、黒塗りに関して、学校名、及び校長名、教頭名（等）に対しての、処分庁が黒塗りにしたことに對しての、具体的な説明がなされていない。具体的にどのような根拠、理由で黒塗りにしたかの説明がなされないままの黒塗りは、違法である。

審査請求人の指摘、主張に対しての、合理的、論理的、説明がなされていないままの（弁明書にない）、黒塗りであるということである。開示できる、ものは（部分は）開示を優先するという審査の判断、結論を求める。

弁明書に対して以下のように反論をする。

- (ア) 「おそれがある」という判断理由は、推測的なことであり、思いつきの行政判断ということになり、不当、違法につながり、許されない。
- (イ) 「害するおそれ」という判断理由は、(ア)と同じ。
- (ウ) 「支障を及ぼすおそれがある」ということについて(ア)及び(イ)と同じ。
- (エ) 「鑑文<sup>かがみ</sup>」は、行政では、よく使われている用語かもしれないが、日常では使われない用語である。処分庁は、具体的な処分説明を求める審査請求人に対して、黒塗りの説明をしているという思い込みを省みて、黒塗りにした部分に対しては、処分庁の具体的な説明がなされる

ことを求めるとともに、説明なき場合は、黒塗りを取り消すことを求めるものである。

- (オ) 「審査表として作成」について、念のために、処分庁が、審査表を、公文書とは、異なるという認識が少しは、あるのではないかと心配する。あえて、審査表として作成ということを記載してあったから、そうでないことを確認するために述べた。
- (カ) 「特定の個人を識別することができる部分として不開示」ということについて、あえて、具体的にどのように、個人を識別できるのか、識別されたらどのような問題があるのかあきらかにされていない。
- (キ) 「個人に関する情報」について、「個人に関する情報」というだけではなく、どのような状況等から、個人情報ということになるのか明らかにされていない。
- (ク) 「他の情報と照合する…特定」ということについてどのような情報なのか、明らかにされていないので特定できるのかどうか不明である。説明不十分なままでの、不開示は違法である。
- (ケ) 「識別することはできない…利益を害する」ということについて、識別できないということなら、開示できるということである。害するおそれということはおくまで推測である。開示できるということになる。開示すべきである。
- (コ) 「個人の心情」について、全面的に開示がなされないことには、納得できない。反論ができない。審査の公平性を欠く。
- (サ) 「人格的な権利利益等」ということについて、処分庁が、具体的にどのようなことを指しているのか不明である。また、それが「人格的」であるのかの説明もなされていない。
- (シ) 「権利利益を害するおそれ」ということについて、おそれということはおくまで（具体的説明がない場合は個人的考えに近い）推測である。推測を述べられても、理解できないということである。納得できないということである。違法不当であるということである。
- (ス) 「公表基準に基づき」とあるが、開示基準がすべてではない。開示基準に問題があるということもある。全面的開示が、本来の知る権利の保障である。知る権利に反するものは（原則的には）開示基準が違法である。
- (セ) 「権利利益を害するおそれ…総合的に」ということは、推測と、説明できないが、判断した。ということであるから、処分庁の一貫性に欠けるということをおくまで認めているということである。開示できる部分があったということである。
- (ソ) 「公表基準の例外にあたる…所在市名は公表した」とあることにつ

いて、処分庁は、公表基準があることが、(全面的に公表することからすると) 例外であるといえる。その例外の例外ということはいかなることなのか、処分庁には具体的な説明をする責任がある。処分庁は自らの混乱若しくは、過ちを認め、開示できることは開示することが求められる。

- (ク) 「氏名及び…公表した」とあるが、なぜ公表したのかの説明がなされていない。氏名を公表したということは、審査請求書で、述べたように学校名を公表したのとおなじことである。該当する学校関係者は、当然知ることになる。等についての処分庁の弁明は、弁明になっていない。
- (ク) 「体罰事案」について、「公表基準」ということを処分庁は述べられるが、公表基準について、誤りであることは明らかである。知る権利まで侵してまで、運用しようとする公表基準ということが誤りであるということが明らかである。
- (ク) 「慣行として公にされ」ということについて、慣行でなかったら、何に基づいて、公にするのかどうか、しないのか、明確にされるべきである。処分庁の責務であることは、明らかである。本件情報公開審査会で処分庁は明らかにするべきである。
- (ク) 「職務の遂行に係る情報ではない」ということについて、違法行為自体は、違法不当な行為であるから、正当な職務ではない。しかしながら、職務に関係していることは、(職務に関することから起きたこと)、明らかである。
- (ク) 「生命等を保護するため公にする…必要…認められる情報でない」ということについて、人権侵害の情報が、生命等の保護のために必要がないということは、正式な処分庁の見解かどうか、念のため明らかにしてもらいたい。他の生徒が受けた体罰(目撃)で、事件が起きた事例を処分庁は忘れたのかということ述べたい。それでも人権侵害情報を隠すことは、自らの過ちをまた起こすのかと不安と心配の気持ちである。再度処分庁の見解を聞きたい。当然公開対象の情報であることは明らかである。
- (ク) 「人事管理に関する、情報」であったから、なぜ開示できないのか、仮に処分庁の主張どおりだとしても、開示できる部分はあるはずである。一切できないはずはないということである。
- (ニ) 「率直な意見…躊躇<sup>ちゅうちよ</sup>」について、本当ですかということをお聞きしたい。どのような具体的事例で、処分庁はそのように認識されたのか説明される責任がある。一方的決めつけで開示しないということは、違法であるということである。

- (ヌ) 「意識した記述をするおそれ」について、実際はどうか、おそれということは推測であり、具体的説明がなされていない。また、推測にすぎないことであるが、記述内容に、疑問をもつことになるということは、処分庁の推測に基づく疑問であり、公開する、しないとは関係ないことである。
- (ネ) 「公正かつ円滑な人事に支障を及ぼすおそれ」について、支障を及ぼすおそれとは具体的にどのようなことか説明がなされていない。根拠、事例による説明等もなく、推測に基づく判断だけで、開示しないということは違法である。開示されることを求める。
- (ノ) 「学校経営案」について、具体的に説明を審査請求人がしていないが、処分庁も同じものを指している、想定していると判断した。そうであれば請求人が、明らかになると主張していることに対する、弁明がなされていないことは明らかである。校名等について開示されることが当然のことに対して、あえていろいろ理由を述べることに問題があるといえる。開示しないと決めたから問題点を指摘されたにもかかわらず、「開示しない」ということは行政として不当、違法である。
- (ハ) 「学校経営案という文書を作成している」ということについて、作成しているということを知っている以上、審査請求人の主張する、学校名を確認できるということに対する、弁明が求められるのに、なぜ処分庁がなされないのか理解できない。
- (ヒ) 「外部への公表を目的とするものではない」ということについて、処分庁は、これまで、学校経営案が、どのように扱われてきたのか、認識されていないのかと、疑問に思う。もしかしたら、この部分に関する弁明を記述している担当者が認識していないだけなのかとも思う。これほど、理解に苦しむ弁明には驚きであるし、まさに白を黒というに等しい弁明であるからである。公文書であるという認識で、公開請求等及び閲覧等で、扱われたものが今更、目的ではないという（処分庁主張）ことは、いかなる弁明のための主張なのか明らかにされていない。開示しないための意味不明の主張は明らかな、知る権利の侵害であり、違法である。
- (フ) さらに「5月1日時点での…記載されているにすぎない」ということについて、学校経営案の正確性を欠くということ処分庁は主張されたいのかもしれないが、本当にそうであるならば、正確に反映したものを、作成することに努める事こそ、処分庁等の責任である。正確性を理由に、開示等できないとすることには、問題がある。開示しないがための、すり替え等に過ぎないし、不当、違法である。
- (ヘ) 「学校名が明らかになっているということできない」ということについて、処分庁は、本件について、明らかにならないということ、

確認された上で主張されているのか、疑問である。そうであるなら、具体的に、証拠を基に説明する責任がある。説明がなされた上で、不開示にされるなら、処分の妥当性が認められるが、開示しないための弁明であるなら、処分庁の違法性が問われるということである。理由のない不開示については、知る権利を侵しているということである。

(ホ) 「強い要望…不開示」について、人権侵害に関するものについて、の開示に関しては、(被害者)当事者の気持ちを優先するという点については、認識している。しかしながら、それだけを基に、不開示を優先することは、(妥当かどうか)別問題であるということであることを述べておく。

#### ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

生年月日について、私は開示を求めている。

付け加えると、生年月日の記載が県の記録に残って、文書で報告書などに残っていることに関して疑問を持つ。

例えば、生年月日が記載された文書が学校や各自治体の教育委員会から県教育委員会へ運ばれたりするときに、万一それが紛失した場合は、事実の内容や名前等も漏れることになるわけであるが、できたら、そういう文書で書かなくてもいい文書はなくしたほうがいいのか。

請求人としての体罰報告書についての見解を述べる。

報告書をこれまで、いろいろなものを体罰に関して見てきた。事案で報告されているもの、公表されているものは、大体事実関係を読み取ると、暴力行為、暴行事件であるという認識が私の中にはある。

暴力・暴行事件というふうに申し上げているのは、それぞれの報告の中で、加害側の気持ちを動かしているのは感情的なものが多いということを常日頃感じている。感情的にやるのがなぜ体罰につながるかというようなことも考えると、暴力は暴力というふうにきちっと報告を出してほしいと思っている。

指導、学校において指導過程において児童生徒と対応するときに踏み外した行為、物理的強制力を伴う行為が体罰というふうに理解されているのではないかと考えている。しかし、そこには、相手に対して何かを伝えたいと、指導したいと、そういう教師側の思いが本当は存在していなければいけない。相手にメッセージを伝えたいとかいうときには、伝える側は相当冷静でなければいけないというふうに考えている。そういう冷静沈着なときに、効果的には最悪の効果を生み出す暴力・暴行事件というのはあり得ないことであるということを理解してもらわなければいけないのではないかと考えている。そういうふうに考えると、体罰というのをどういうふうに考えていいのか。学校で行われる指導過程の暴力事件を体罰



というふうにいまだに引用されることに、最近は非常に疑問を持ってきているということを感じている。

報告書は、加害教諭の一方的暴力・暴行事件と言ってよいと思っている。そこに、何ら指導やしつけという世界からかけ離れている実態があるというふうを考えている。

小さい子供や自分より弱そうな同級生とか下級生とかいたときに、強制力を伴う行為もあるというふうを考えている。

そういうものは報告書できちんと記載されているかという、どうもそういう記載がない。そういう記載というのは、要するに、暴力に依存した行為に対する分析が記載されていないということは、非常に気になっているところである。

それから、報告書で気になっていることについて述べると、暴力行使者の側の気分的な思いで暴力を振るうわけであるが、そのときに必ず報告書に書いてあることとして、非は生徒にあるよと、そういう書き出しで書いてある。

本来は、非違行為報告書という文書の中にある職員についての非違行為というのは、非は教諭にあるという前提でなければならないと思っている。その前提があって記載されれば、生徒を責めるような書き方は全く不適切であると。これは記載者の能力の問題、認識の問題につながると考えている。

それらは全て、教師や大人の側の上から目線の理由があるからだと考えている。

上から目線で書かれているということは、書き手の側の問題がやっぱり指摘されなければいけないと思っている。

非は生徒にあるとか、そういう書き方はこれまでつらつらと、開示請求していると認められるわけであるが、これは深層心理、記載者というのは教頭や校長であるから、その人たちが自分たちの責任逃れをしたい。せめて非は教諭にあると、加害教諭にあると、そこでとどめておきたい。自分はやるだけのことをやっただと、教諭が悪いから生徒を物理的行為で抑えようとしたと、そういう結論が読み取れる。

深層心理が誤っていれば報告書自体も誤って記載されるだろうし、そういう誤った報告書は、本来改善のための資料にはなり得ない部分もあるのではないかと非常に思っている。

私が開示請求をしている理由は、報告書で問題の本質が理解できて、今後の対応は記載されるかどうかということを読み取りたいので全面開示を求めているが、その全面開示を求めている私の気持ちに耐えられる文書はなかなか出ないと感じている。

報告書に私が求めているものは、事実関係が分かること、その問題が

起きた背景、原因が分かること、それらがなぜ起きたか分析、検証がなされているかどうか、その報告書を読めばその学校や管理職が今後どういう対応をしていくのか、要するに体罰防止のためにどういう対応をしていくのかというのが読み取れるようなものでなければならないと考えている。

最近の事例で分かるように、もうビデオで、スマホで撮られる時代である。逆に、ほかの人が見ている状態でやるというのは、現代的に言えばライブ状態である。それを、状態が明らかになったときに、あえて報告書の内容を一部非公開にするというようなことは、もう時代遅れではないかと思っている。そういうことを思えば、全面公開が当然ではないかと。それを、事実関係を隠せると、公表しないということは、相当無理なことを処分庁は行っていると思っている。

ライブ状態で分からないということは、本人の生年月日だけである。

だから、年齢が公表されることは別に、そう無理な要求ではないと思うが、生年月日に関して言えば、そのうち生年月日がいろいろな暗証番号等に使われるとか個人特定につながるということで、これは行政が最初からの文書になくしてもらいたいということを思ったわけである。

学校の暴行事件を体罰という言い方をするというのは、学校長も職員も行政も甘えているという認識になっている。甘えた人たちの文書を隠されて、隠された上に、あまり正式な文書ではなさそうなものを、もう本当に読まされる側のことを考えると、そういうことも差し引いても、やっぱり自分たちで自浄能力がなさそうなので、全面公開していただきたいと思うのが私の結論だし、全面公開がそういう不適切行為等の防止につながるということを申し上げて、今回の件も全面公開をしてもらいたいと思っている。

### 3 本件審査請求の併合について

審査請求人は、本件開示請求に係る 2 件の一部開示決定に対し、それぞれ審査請求を提起しているが、これらの審査請求は、対象となった行政文書が重複しており、同様の不開示理由により一部開示決定をしたものであることから、実施機関は、当該 2 件の審査請求を併合することとしたものである。

### 4 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 29 年 9 月 20 日付け 29 教職第 562-2 号の一部開示決定に係る開示請求日である同月 6 日までの平成 29 年度中に起きた体罰又はわいせつ行為に係る職員の不祥事について、県教育委員会が作成又

は取得した次の文書であって、その一部を不開示としたものである。具体的には同年 4 月 27 日付けで自校生徒に対するわいせつ行為により懲戒免職とした職員（以下「A 職員」という。）、同年 8 月 2 日付けで体罰により嚴重注意とした職員（以下「B 職員」という。）及び同月 8 日付けで自校児童に対するわいせつ行為により懲戒免職とした職員（以下「C 職員」という。）の不祥事に係る文書である。

ア 文書 1「職員の不祥事について（報告）（平成 29 年 3 月 27 日付）」

当該文書は、A 職員の所属校の校長が、調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、県教育委員会へ提出したものであり、<sup>かがみ</sup>鑑文、非違行為報告書、A 職員の申立書及び校長の意見書で構成されている。

当該文書のうち、<sup>かがみ</sup>鑑文には送付年月日、校長の所属校名、氏名及び印影、標題、添付書類名等が、非違行為報告書には作成者である校長の職名、氏名及び印影、A 職員の所属校名、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、概要、相手方の状況並びに事後措置が、A 職員の申立書には A 職員の所属校名、職名、氏名、申立ての内容等が、校長の意見書には校長の所属校名、氏名、印影、意見等が記載されている。

イ 文書 2「審査表（平成 29 年 4 月 17 日付）」

当該文書は、A 職員の不祥事の処分の審査に当たり、県教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事案の種別、発生日月日、発生場所、審査の対象者（A 職員並びに現在及び当時の校長）の所属校名、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要、処分経過が記載された部分（規律違反と認められる内容、人事考査委員会事務局の処分案及び人事考査委員会の審査結果（所見））等が記載されている。

ウ 文書 3「教職員の人事について（平成 29 年 4 月 20 日起案）」

当該文書は、県教育委員会が A 職員の処分内容を決定するために起案したものであり、起案文、辞令案、処分事由説明書案及び教職員課長宛て通知案で構成されている。

当該文書のうち、起案文には起案者氏名、題名、決裁者等の印、伺い文等が、辞令案には A 職員の職名、氏名、発令事項等が、処分事由説明書案には A 職員の所属、職名、氏名、処分理由、処分内容等が、通知案には標題、通知内容等が記載されている。

エ 文書 4「職員の不祥事について（報告）（平成 29 年 6 月 12 日付）」

当該文書は、B 職員の所属校の校長が、調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、県教育委員会へ提出したものであり、鑑文、非違行為報告書、B 職員の申立書及び校長の意見書で構成されている。

当該文書のうち、鑑文には送付年月日、校長の所属校名、氏名及び印影、標題、添付書類名等が、非違行為報告書には作成者である校長の氏名及び印影、B 職員の所属校名、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生の場所、概要、相手方の状況、事後措置等が、B 職員の申立書には B 職員の氏名、申立ての内容等が、校長の意見書には校長の所属校名、氏名、印影、意見等が記載されている。

オ 文書 5「審査表（平成 29 年 7 月 18 日付）」

当該文書は、B 職員の不祥事の処分の審査に当たり、県教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事案の種別、発生年月日、発生場所、審査対象者（B 職員及び校長）の所属校名、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要、処分経過が記載された部分（規律違反と認められる内容、人事考査委員会事務局の処分案及び人事考査委員会の審査結果（所見））等が記載されている。

カ 文書 6「教職員の人事について（平成 29 年 7 月 18 日起案）」

当該文書は、県教育委員会が B 職員及び校長の処分内容を決定するために起案したものであり、起案文、B 職員及び校長の処分案並びに学校長宛て通知案で構成されている。

当該文書のうち、起案文には起案者氏名、題名、決裁者等の印、伺い文等が、B 職員の処分案には B 職員の所属校名、職名、氏名、処分内容の要旨等が、校長の処分案には校長の所属校名、職名、氏名、処分内容の要旨等が、学校長宛て通知案には標題、通知内容等が記載されている。

キ 文書 7「非違行為に関する速報（平成 29 年 5 月 30 日付）」

当該文書は、発生した非違行為について、C 職員の所属校の校長及び教頭が速やかに事実関係を調査し、その内容を集約した上で市教育委員会に報告し、市教育委員会が愛知県の教育事務所（以下「県教育事務所」という。）を経由し、県教育委員会に提出したものである。

当該文書には、C 職員の所属校名、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、発信者である教頭の所属校名及び氏名、非違行為の内容、C 職員及び相手方の状況等が記載されている。

ク 文書 8「教員の非違行為について（送付）（平成 29 年 6 月 19 日付）」

当該文書は、非違行為に関する速報を提出した後、C 職員の所属校の校長が改めて調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、市教育委員会に報告し、市教育委員会が県教育事務所を経由し、県教育委員会に提出したものであり、県教育事務所長の鑑文、市教育委員会教育長の鑑文、非違行為報告書、C 職員の申立書、校長意見書、C 職員及び校長の履歴書並びに C 職員及び校長の自己申告・評価シート（平成 28 年度）で構成されている。

当該文書のうち、県教育事務所長の鑑文には送付年月日、標題等が、市教育委員会教育長の鑑文には送付年月日、標題、提出書類名等が、非違行為報告書には作成者である校長の氏名及び印影、C 職員の所属校名、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生場所、概要、相手方の状況並びに事後措置が、C 職員の申立書には C 職員の所属校名、氏名、申立ての内容等が、校長意見書には校長の所属校名、氏名、印影、意見等が、C 職員及び校長の履歴書には C 職員及び校長の履歴等が、C 職員及び校長の自己申告・評価シート（平成 28 年度）には C 職員及び校長の平成 28 年度の目標、目標への取組と達成状況、評価等が記載されている。

ケ 文書 9「審査表（平成 29 年 7 月 18 日付）」

当該文書は、C 職員の不祥事の処分の審査に当たり、県教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事件の種別、発生年月日、発生場所、審査対象者（C 職員及び校長）の所属校名、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要、処分経過が記載された部分（規律違反と認められる内容、人事考査委員会事務局の処分案及び人事考査委員会の審査結果（所見））等が記載されている。

コ 文書 10「教員の処分について（平成 29 年 7 月 31 日起案）」（抜粋）

当該文書は、県教育委員会が被処分者の処分内容を決定するために起案したものであって、そのうち C 職員及び校長に関する部分を抜粋したものであり、起案文、辞令案、処分事由説明書案、県教育事務所長宛て通知案、県教育事務所長からの副申、市教育委員会からの内申鑑文及び市教育委員会の意見書で構成されている。

当該文書のうち、起案文には起案者氏名、題名、決裁者等の印、伺い

文等が、辞令案には C 職員の所属校名、職名、氏名、発令事項等が、処分事由説明書案には C 職員の所属校名、職名、氏名、処分理由、処分内容等が、通知案には標題、通知内容等が、副申には標題、県教育事務所長の意見等が、内申鑑文<sup>かがみ</sup>には標題等が、市教育委員会の意見書には市教育委員会の意見等が記載されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 本件行政文書のうち、個人の氏名、生年月日その他特定の個人を識別することができる部分として不開示とした A 職員の生年月日、B 職員の所属校名、所属が分かる部分、氏名及び生年月日、C 職員の所属校名、所属が分かる部分及び生年月日、校長の所属校名、氏名、生年月日及び印影、当時の校長の所属校名、氏名及び生年月日、教頭の所属校名及び氏名、関係職員の氏名、PTA 会長の氏名、発生時期及び発生場所、管轄の警察署名及び警察職員の氏名、被害生徒の入学時期、所属校名・学科名、所属が分かる部分、氏名、年齢その他被害生徒を識別できる部分並びに被害児童の所属が分かる部分、学年・クラス名、氏名及び年齢（以下「職員・児童生徒の所属等」という。）並びに履歴書写し及び自己申告シート・評価シートとして不開示とした C 職員及び校長の履歴書及び自己申告シート・評価シート（以下「職員の履歴書等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人に関する情報を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

イ 本件行政文書のうち、申立書、意見及び聞き取り内容として不開示とした A 職員、B 職員及び C 職員の申立書の全体、詳細な聞き取り内容、相手方及び C 職員の状況（以下「職員の申立書等」という。）、校長、県教育事務所長及び市教育委員会の意見（以下「校長等の意見」という。）並びに処分経過が記載された部分には、個人の心情、被害生徒側の発言内容、規律違反の内容等が詳細に記載されており、個人の人格的な権利利益等に関する情報が含まれることから、個人に関する情報であって、特定の個人に関する情報を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 本件行政文書のうち、C 職員によるわいせつ事案については、県教育委員会が定める懲戒処分の公表基準に基づき、C 職員の氏名を公表したものである。しかし、当該職員の所属校名については、被害児童の保護

者が公表を望まなかったこと、また所属校名は被害児童のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあることから総合的に考慮して、上記公表基準の「例外」に当たるものとして、所在市名は公表したが、所属学校名を非公表としたものである。同様に、A 職員によるわいせつ事案についても、A 職員の氏名及び発覚した時点での所属校名は公表したものの、事件当時の所属校名は被害生徒のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあることから、明らかにしなかったものである。また、B 職員の体罰事案については懲戒処分ではなく、嚴重注意を行っており、懲戒処分の公表基準により、公表していないものである。

よって、職員・児童生徒の所属等、職員の履歴書等、職員の申立書等及び校長等の意見は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イには該当しない。

また、被処分者である職員は公務員であるが、処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

エ 以上のことから、職員・児童生徒の所属等、職員の履歴書等、職員の申立書等及び校長等の意見は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 職員の申立書等及び校長等の意見は、県教育委員会の任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であり、また、処分経過が記載された部分は、処分内容を決定するための審議、検討に関する情報であって、これらを公にすることが前提となれば、関係者は率直な意見を述べることを躊躇<sup>ちゅうちよ</sup>し、作成者も開示されることを意識した記述をするおそれがある。

よって、これらを公にすれば、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以上のことから、職員の申立書等、校長等の意見及び処分経過が記載された部分は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、平成 29 年 9 月 4 日付け及び同年 10 月 16 日付けの審査

請求書において、年度当初発行の学校経営案と対比すれば、学校名が明らかになる旨の主張をしている。

確かに市町村立小中学校等では、学校ごとに学校経営案という文書を作成している。

しかし、学校経営案は校長が、その年度の学校経営の計画を教職員に示すために作成するものであり、外部への公表を目的とするものではない上、学校経営案には当該年度における 5 月 1 日時点の状況が記載されているにすぎず、当然その後年度途中で採用された職員等の名前は記載されないことになり、非違行為発生時点における市町村立小中学校の教職員組織を正確に反映しているとまではいえないことから、必ずしも学校経営案を参照すれば、学校名が明らかになっているということとはできない。

さらに、前記(2)ウで既に述べたとおりであるが、本件事案は被害児童の保護者から当該被害児童の特定を防ぐために学校名を公表しない旨強い要望があったため不開示としたものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、A 職員、B 職員及び C 職員の非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した文書である。その構成及び内訳は別表の 1 欄及び 2 欄に掲げるとおりであり、その記載内容は前記 4(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の 3 欄に掲げる部分のうち、職員・児童生徒の所属等及び職員の履歴書等を条例第 7 条第 2 号に、職員の申立書等、校長等の意見及び処分経過が記載された部分を同条第 2 号及び第 6 号に該当するとして不開示としている。

なお、審査請求人は、平成 29 年 8 月 22 日付け一部開示決定に対する審査請求書において、審査請求の趣旨として、生年月日並びに生徒の氏名及び年齢を審査請求の対象から除く旨を記載しているが、同年 9 月 20 日付け一部開示決定に対する審査請求書においては記載していないことから、



当審査会においては、念のため、これらの部分を含む職員・児童生徒の所属等、職員の履歴書等、職員の申立書等、校長等の意見及び処分経過が記載された部分の不開示情報該当性について、以下判断する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、職員の申立書等、校長等の意見及び処分経過が記載された部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 職員の申立書等、校長等の意見及び処分経過が記載された部分を公にすることになれば、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなったり、どのような事実を規律違反行為として認定したか判明することにより処分の決定過程が判明したりするおそれがある。その結果、県教育委員会の人事管理における審議、検討等に支障を及ぼしたり、不当な影響を与えるおそれがあり、人事事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、職員の申立書等、校長等の意見及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、条例第7条第6号に該当する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、条例第7条第2号該当性について以下検討する。

イ 実施機関が同号に該当するとして不開示としたのは、職員・児童生徒の所属等、職員の履歴書等、職員の申立書等、校長等の意見及び処分経過が記載された部分である。

当審査会において、実施機関が個人の氏名、生年月日その他特定の個人を識別することができる部分、履歴書写し及び自己申告シート・評価シートとして不開示とした職員・児童生徒の所属等、職員の履歴書等及び職員の申立書等を見分したところ、職員・児童生徒の所属等及び職員の履歴書等には、体罰又はわいせつ行為に係る職員、当該職員の所属する学校の校長及び教頭、体罰又はわいせつ行為を受けた生徒及び児童その他の特定の個人を識別できる情報が記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

また、職員の申立書等には、体罰又はわいせつ行為に係る職員自身の心情、非違行為の事実経過等が詳細に記載されており、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、職員・児童生徒の所属等、職員の履歴書等及び職員の申立書等は、条例第7条第2号本文に該当する。

#### ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

(ア) 実施機関から提出された「懲戒処分の公表基準」には、実施機関は懲戒処分を行った場合はその概要を公表するとしているが、公表の例外として、被害者が事件の公表を望まない場合又は被害者若しくはその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等には、内容の一部又は全部を公表しないことができると記載されている。当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、A 職員及び C 職員によるわいせつ事案については、「懲戒処分の公表基準」に基づき、A 職員の氏名及び事案が発覚した時点での所属校名並びに C 職員の氏名を公表したが、A 職員の事件当時の所属校名及び C 職員の所属校名については、被害生徒又は児童のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあることから、当該公表基準の例外に当たるとして非公表としたとのことである。また、B 職員の体罰事案については、懲戒処分ではなく厳重注意を行っているため、「懲戒処分の公表基準」により公表していないとのことである。

当審査会において実施機関から提出されたわいせつ行為に係る職員の処分に係る記者発表資料における公表内容を確認したところ、A 職員及び C 職員の事案については、実施機関が定める「懲戒処分の公表基準」にのっとり、氏名、職名、処分内容、処分理由及び処分年月日については公表されているが、A 職員の事件当時の所属校名及び C 職員の所属校名については公表されていないことが認められた。

さらに、A 職員、B 職員及び C 職員以外の特定の個人を識別できる情報、職員の履歴書等及び職員の申立書等が一般に公表される取扱いであるとは認められない。

したがって、職員・児童生徒の所属等、職員の履歴書等及び職員の申立書等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

- (イ) また、体罰又はわいせつ行為に係る職員は公務員であるが、処分を受けたこと又は指導上の措置を受けたことは、当該職員の職務の遂行に係る情報とは認められない。したがって、職員・児童生徒の所属等、職員の履歴書等及び職員の申立書等は、同号ただし書ハには該当しない。

さらに、職員・児童生徒の所属等、職員の履歴書等及び職員の申立書等が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上により、職員・児童生徒の所属等、職員の履歴書等及び職員の申立書等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

オ なお、校長等の意見及び処分経過が記載された部分は、前記(3)で述べたとおり、条例第 7 条第 6 号に該当することから、同条第 2 号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

- (5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

- (6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書	2 内訳	3 実施機関が開示しないこととした部分及びその根拠規定	
文書1 職員の不祥事について（報告）（平成29年3月27日付）	職員の不祥事について（報告）（県立学校長送付文）	なし	/
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A 職員の生年月日</li> <li>・発生時期</li> <li>・被害生徒の入学時期、所属校名・学科名、氏名、年齢その他被害生徒を識別できる部分</li> </ul>	
		詳細な聞き取り内容	第7条第2号及び第6号
	A 職員の申立書	全て	第7条第2号及び第6号
文書2 審査表（平成29年4月17日付）	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A 職員の生年月日</li> <li>・校長の生年月日</li> <li>・当時の校長の所属校名、氏名及び生年月日</li> <li>・発生時期及び発生場所</li> <li>・被害生徒の入学時期、所属校名・学科名その他被害生徒を識別できる部分</li> </ul>	第7条第2号
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細な聞き取り内容</li> <li>・処分経過が記載された部分</li> </ul>	第7条第2号及び第6号
文書3 教職員の人事について（平成29年4月20日起案）	起案文	なし	/
	辞令案	なし	
	処分事由説明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生時期</li> <li>・被害生徒の入学時期</li> </ul>	第7条第2号
	通知案	なし	/
文書4 職員の不祥事につ	職員の不祥事について（報告）（県立学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B 職員の所属が分かる部分</li> </ul>	

いて（報告）（平成 29 年 6 月 12 日 付）	校長送付文)	・校長の所属校名、氏名及び印影	
	非違行為報告書	・校長の氏名及び印影 ・B 職員の所属校名、氏名及び生年月日 ・B 職員及び被害生徒の所属が分かる部分 ・関係職員の氏名 ・管轄の警察署名及び警察職員の氏名 ・被害生徒の学年、氏名及び年齢	第 7 条第 2 号
		・詳細な聞き取り内容 ・相手方の状況	第 7 条第 2 号及び第 6 号
	B 職員の申立書	全て	第 7 条第 2 号及び第 6 号
	校長の意見書	校長の所属校名、氏名及び印影	第 7 条第 2 号
校長の意見		第 7 条第 2 号及び第 6 号	
文書 5 審査表（平成 29 年 7 月 18 日付）	/	・B 職員の所属校名、氏名及び生年月日 ・校長の所属校名、氏名及び生年月日 ・B 職員及び被害生徒の所属が分かる部分	第 7 条第 2 号
		・詳細な聞き取り内容 ・処分経過が記載された部分	第 7 条第 2 号及び第 6 号
文書 6	起案文	なし	/
教職員の人事について（平成 29 年 7 月 18 日起案）	厳重注意(要旨)案	B 職員の所属校名及び氏名	第 7 条第 2 号
	通知案	B 職員の所属校名、所属が分かる部分及び氏名	第 7 条第 2 号
	厳重注意(要旨)案	・校長の所属校名及び氏名 ・B 職員の所属が分かる部分及び氏名	第 7 条第 2 号
文書 7 非違行為に関する速報（平成 29 年 5	/	・C 職員の所属校名及び生年月日 ・教頭の所属校名及	第 7 条第 2 号

月 30 日付)		び氏名 ・発生場所	
		詳細な聞き取り内容	第 7 条第 2 号及 び第 6 号
文書 8 教員の非違行為に ついて (送付) (平 成 29 年 6 月 19 日 付)	教員の非違行為につ いて (送付) (県教 育事務所長送付文)	なし	
	「非違行為に係る報 告」の提出について (提出) (市教育委 員会教育長送付文)	なし	
	非違行為報告書	・ C 職員の所属校名及 び生年月日 ・ 校長の氏名及び印 影 ・ C 職員及び被害児童 の所属が分かる部分 ・ 被害児童の学年・ クラス名、氏名及び 年齢 ・ PTA 会長の氏名	第 7 条第 2 号
		詳細な聞き取り内容	第 7 条第 2 号及 び第 6 号
	C 職員の申立書	全て	第 7 条第 2 号及 び第 6 号
	校長意見書	・ C 職員の所属校名 ・ 校長の氏名及び印 影	第 7 条第 2 号
		校長の意見	第 7 条第 2 号及 び第 6 号
	C 職員の履歴書	全て	第 7 条第 2 号
	校長の履歴書	全て	第 7 条第 2 号
	C 職員の自己申告・ 評価シート (平成 28 年度)	全て	第 7 条第 2 号
校長の自己申告・評 価シート (平成 28 年度)	全て	第 7 条第 2 号	
文書 9 審査表 (平成 29 年 7 月 18 日付)		・ C 職員の所属校名及 び生年月日 ・ 校長の所属校名、 氏名及び生年月日	第 7 条第 2 号

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細な聞き取り内容</li> <li>・ 処分経過が記載された部分</li> </ul>	第7条第2号及び第6号
文書 10 教員の処分について（平成 29 年 7 月 31 日 起 案）（抜粋）	起案文	処分経過が記載された部分	第7条第2号及び第6号
	辞令案	C 職員の所属校名	第7条第2号
	処分事由説明書	C 職員の所属校名	第7条第2号
		詳細な聞き取り内容	第7条第2号及び第6号
	教員の処分について（通知）	C 職員の所属校名	第7条第2号
	教員の処分について（副申）（県教育事務所長送付文）	県教育事務所長の意見	第7条第2号及び第6号
	教職員の処分について（内申）（市教育委員会送付文）	C 職員の所属校名	第7条第2号
市教育委員会の意見書	市教育委員会の意見	第7条第2号及び第6号	

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
31. 3. 19	諮問（弁明書の写しを添付）
31. 4. 18	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
1. 6. 27 (第575回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
1. 7. 19 (第577回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
1. 9. 20 (第581回審査会)	審議
1. 10. 25	答申



答申第 918 号

諮問第 1599 号

件名：体罰についての相談等の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において不開示とした同表の 3 欄に掲げる部分のうち、同表の 4 欄に掲げる部分については開示すべきである。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 9 月 6 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 20 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

##### ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

処分庁が、開示したのは「体罰」にかかる報告書ということである。開示した文書は、学校名等が黒塗りである。

報告書の内容を見ると、概要 やる気のない態度の生徒に注意をする、とある。生徒に問題があったから、「体罰」があった。ということ。報告者は、言いたかったのか、しかしながら、これまで過去に問題のなかった当該教員が、この時なぜ、胸ぐらをつかみ引っ張ったのかについての、検証考察がない。

実習室であることを考えると、この室での、もみ合うような行動は、危険を伴うことも予想されるから、安全ということから逸脱しているといえる行為である。

事件発生後、20 分後には、（間もなく）警察が来ている。ということである。誰が警察に連絡したかは、記載がない。

実習室、とある。他の課から開示された室内の文書から、工業系高校であることが推測される。組立方法がわからない様子ということからも推測される。

「見よと指示する」とあるが、この用語が使われたかどうか、疑問である。

開示請求した、この「体罰」事件は、場所から危険を伴う、あり得ない（体罰のなかった）教諭による事件である。

さらに誰だか不明の「警察への連絡」ということなどを考えると、単純な「体罰」事件ということではないといえる。職員は、本県勤務 27 年、生徒は 3 年生、これらを考えると、校内で起きた、暴力事件であるといえる。

暴力事件として扱うことが、問題の本質を解明、理解することにつながるといえる。処分庁は、これまで「体罰」ということについては、学校名等、黒塗りにしてきた。請求者は、これまで「体罰」については、「体罰」職員の名前、学校名等を、明らかにすることを求めてきた。今回も、明らかにすることを求めるものである。

今回は、公開されている内容からも、事件について、前後の流れが不可解な、暴力事件としか言いようがない。不明な点のある事件は、問題解決を遅らせることになる。

全面開示することが問題解決につながるということでもある。

全面開示しても問題点はないといえる。

#### イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 生年月日については、開示を求めるものではないが、処分庁の弁明書では、記載されている。生年月日が、いかなる理由で記載されているのか不明である。記載されている以上、今回は審査請求書には、生年月日は省くとしたが、開示されることを断る理由もないので、処分庁が、何らかの理由で、生年月日を記載させているなら、その理由が明らかにされ、その（記載理由）説明について、開示されることを求めることについての反論を改めて行うものである。

(イ) 開示しない、適用する理由として、処分庁の主張として、「個人の権利利益を害するおそれがある」ということを述べている。おそれとはあくまで処分庁の推測にすぎず、主観的、もしくは一方的主張であるといえる。主観的考えに基づく判断は行政行為としては違法であるといえる。

請求書には、請求人の考え、主張が述べてある。しかしながらその主張に対して、具体的、合理的な説明がなされていない。それゆえに請求人にとっては、処分庁の弁明、判断等は、違法であると主張している。説明がなされないということは、言い換えれば説明ができないが、黒塗りということでは、違法ということになるということである。請求人の主張を認めるとの裁決を処分庁には求める。

(ウ) 処分庁の主張にある、「特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが・・・」とあることについて、結局どうなのですかということを感じた。

もし弁明書で、主張するなら、どの部分が個人を識別できるのか、識別されることによって、具体的にどのような権利を害することが、起きるのか、またこれまで起きたのか、不明であるということである。

説明がないということである。説明がなされない弁明は、説明がないままの、処分ということになり、違法であるということである。

そうであるならば、請求人の請求を認める対応が求められるということである。

(エ) 「生徒指導の事務等に関する情報であって、・・・当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とある。

行政の、「おそれ」ということについては、であろうということであり、推測、憶測に過ぎない。処分庁の、主観に過ぎない。推測、や主観でない具体的説明がなされることのできる、処分が処分庁には求められるということである。

(オ) 「体罰」については、職務中のことであり、また、「体罰」ということは処分庁においては、教育的指導等の中で起きたことであるという判断のよりの報告書であると解されるから、基本的には職務遂行に関する、報告書であるということである。周知のできごとであり、公務員の職務遂行に関して、不開示にする理由はない。

「体罰」に関しては、愛媛県審査会答申で「目撃者は多数存在し関係者にとっての事実と思われる指摘。被害者につながる全情報を非開示にした場合でも、特定防止に関与する効果はあまり期待できない。と判断した」とあることから、請求人の主張どおり、請求が認められるべきである。

条例 7 条 2 号に該当すると処分庁は主張している。生年月日に関しては、前記しているので反論は省く。

学校名、校長、教頭、A 職員の氏名、担当教科、管轄の警察署名および警察職員の氏名、に関しては、それぞれの職務行為(中)であり、公開すべきことである。公務員は、官職を含め、氏名を名乗って、身分を明らかにできるものを提示して、職務に当たるのが基本であるという認識である。本件に係る件は、隠さないといけないような職務内容とは、異なることである。

(カ) 「懲戒処分の公表」に基づきということであるが、公表基準とあるように、あくまで目安にすぎない。公開するかしないかは処分庁の判断にゆだねられているということである。確かに判断が、おかしかったりした場合。また、変動したら行政の信頼をなくし、処分そのもの

の信頼が損なわれることは確かである。しかしながら、本件事案において、「公表基準」を当てはめることが妥当かどうかは、さらに云うなら「公表基準」時代の流れに対応していなかったりした場合は、処分庁の結論に誤りが出てくることは確かである。

請求人が主張しているように、黒塗り等について、事案、もしくは事例にたいしての、具体的説明がなされなければならないということである。明確な処分説明が求められるということである。

(キ) 「内心の状況が記載されている」ということについて、また、「職務の遂行に係る情報ではない」という処分庁の主張は、無理がある。全面的に「内心」を示しているとは云い難い。「職務の遂行」中でのことに関して、「遂行に係る情報でない」ということはどのようなことなのか、理解できない。逆に、仮にそのようなことが記載してあったとしても、それ以外は、開示できるということである。

(ク) 処分庁は「人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではない」と述べている。処分庁にとっては、「体罰」に関する情報は、生命等を保護する情報に当たらないということを主張している。

「体罰」に関しては、「子どもの脳を傷つける」ということは、研究結果も出ているようである。また、体罰を見聞きし心痛めたということから、処分庁は何も学ばなかったのか疑問に思う。

「体罰」は、暴力は、心を傷つけ、命まで奪うということである。

処分庁がこれまで、どのような認識をしてきたかわからないが、いまだに、「体罰」に関して生命等を保護する情報でないことを主張することに驚きと、不信感を持つ。

「体罰」に関して処分庁の誤っているともいえる認識を変えてもらわなければ、「体罰」防止の取り組みにも影響してくることを危惧される。

本件審査結果において、処分庁の誤りを認めるためにも、請求人の請求が認められる、裁決を求めるものである。

(ケ) 「生徒指導上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ということについて、

まず、具体的説明を求めたい、どのような情報を指すのか、又その情報がなぜ、支障を及ぼす、事になるのか、具体的事例に基づく説明がなされていないということである。根拠に基づく、具体的説明がない処分は、違法であるということからすると、本件にも当てはまるといえる。

「開示されることを意識して発言・・・躊躇<sup>ちゅうちよ</sup>したりするおそれ」ということもその一つとするなら、調査等に関しては、公になる、ならな

いに関わらず、当然予想しなければならないことかもしれない。

仮に予想されることが調査する側にあったとしても、それは調査する側の（内心の）問題であって、調査される側を信頼して行うことが、いかなる場合も必要であるといえる。誤差等を想定した調査が行われるのが、基本である。

「おそれがある」ということは処分庁の認識、見解である。開示に関して、黒塗り等にする理由にはならないし、してはならないということである。明確な理由もなく、おそれ、という不確かな理由を、処分庁が、開示において述べることで、主張されることが問題であり違法ということである。

(ロ) 体罰防止アンガーマネジメント研修 研修結果報告書について、

「体罰防止アンガーマネジメント研修」の内容が不明である。それなりの資料、等が開示されたら、理解できるが現在のところ、どのようなことだったのか全くわからない。

いまとなると、当時、処分庁に云われる「体罰防止アンガーマネジメント」とは何か、具体的にどのような研修をしているのか、研修は効果があったのか、参加者、研修をどのように受け取っていたのか、どのような人が研修を受けたのか、どのような研修だったのかなど、請求人は知りたいところである。特に「体罰防止」ということであるから、関心を持ち、問題の背景、原因、問題点の検討、今後の方向性などについて、これまでも教育行政には、提言等を含め、取り組んで来ていることから、「知る権利」の保障ということから、請求人の請求を認める裁決を求める。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

生年月日について、私は開示を求めている。

付け加えると、生年月日の記載が県の記録に残って、文書で報告書などに残っていることに関して疑問を持つ。

例えば、生年月日が記載された文書が学校や各自治体の教育委員会から県教育委員会へ運ばれたりするときに、万一それが紛失した場合は、事実の内容や名前等も漏れることになるわけであるが、できたら、そういう文書で書かなくてもいい文書はなくしたほうがいいのか。

請求人としての体罰報告書についての見解を述べる。

報告書をこれまで、いろいろなものを体罰に関して見てきた。事案で報告されているもの、公表されているものは、大体事実関係を読み取ると、暴力行為、暴行事件であるという認識が私の中にはある。

暴力・暴行事件というふうに申し上げているのは、それぞれの報告の中で、加害側の気持ちを動かしているのは感情的なものが多いというこ

とを常日頃感じている。感情的にやるのがなぜ体罰につながるかというようなことも考えると、暴力は暴力というふういきちっと報告を出してほしいと思っている。

指導、学校において指導過程において児童生徒と対応するときに踏み外した行為、物理的強制力を伴う行為が体罰というふう理解されているのではないかと考えている。しかし、そこには、相手に対して何かを伝えたいと、指導したいと、そういう教師側の思いが本当は存在していなければいけない。相手にメッセージを伝えたいとかいうときには、伝える側は相当冷静でなければいけないというふう考えている。そういう冷静沈着なときに、効果的には最悪の効果を生み出す暴力・暴行事件というのはあり得ないことであるということも理解してもらわなければいけないのではないかと考えている。そういうふうにと考えると、体罰というのをどういうふうにと考えていいのかわからない。学校で行われる指導過程の暴力事件を体罰というふうにいまだに引用されることに、最近は非常に疑問を持ってきているということを感じている。

報告書は、加害教諭の一方的暴力・暴行事件と言ってよいと思っている。そこに、何ら指導やしつけという世界からかけ離れている実態があるというふうにと考えている。

小さい子供や自分より弱そうな同級生とか下級生とかいたときに、強制力を伴う行為もあるというふうにと考えている。

そういうものは報告書できちんと記載されているかということ、どうもそういう記載がない。そういう記載というのは、要するに、暴力に依存した行為に対する分析が記載されていないということは、非常に気になっているところである。

それから、報告書で気になっていることについて述べると、暴力行使者の側の気分的な思いで暴力を振るうわけであるが、そのときに必ず報告書に書いてあることとして、非は生徒にあるよと、そういう書き出しで書いてある。

本来は、非違行為報告書という文書の中にある職員についての非違行為というのは、非は教諭にあるという前提でなければならないと思っている。その前提があつて記載されれば、生徒を責めるような書き方は全く不適切であると。これは記載者の能力の問題、認識の問題につながると考えている。

それらは全て、教師や大人の側の上から目線の理由があるからだと考えている。

上から目線で書かれているということは、書き手の側の問題がやっぱり指摘されなければいけないと思っている。

非は生徒にあるとか、そういう書き方はこれまでつらつらと、開示請

求していると認められるわけであるが、これは深層心理、記載者というのは教頭や校長であるから、その人たちが自分たちの責任逃れをしたいと。せめて非は教諭にあると、加害教諭にあると、そこでとどめておきたい。自分はやるだけのことをやったと、教諭が悪いから生徒を物理的行為で抑えようとしたと、そういう結論が読み取れる。

深層心理が誤っていれば報告書自体も誤って記載されるだろうし、そういう誤った報告書は、本来改善のための資料にはなり得ない部分もあるのではないかと非常に思っている。

私が開示請求を請求している理由には、報告書で問題の本質が理解できて、今後の対応は記載されるかどうかということを読み取りたいので全面開示を求めているが、その全面開示を求めている私の気持ちに耐えられる文書はなかなか出ないと感じている。

報告書に私が求めているものは、事実関係が分かること、その問題が起きた背景、原因が分かること、それらがなぜ起きたか分析、検証がなされているかどうか、その報告書を読めばその学校や管理職が今後どういう対応をしていくのか、要するに体罰防止のためにどういう対応をしていくのかというのが読み取れるようなものでなければならぬと考えている。

最近の事例で分かるように、もうビデオで、スマホで撮られる時代である。逆に、ほかの人が見ている状態でやるというのは、現代的に言えばライブ状態である。それを、状態が明らかになったときに、あえて報告書の内容を一部非公開にするというようなことは、もう時代遅れではないかと思っている。そういうことを思えば、全面公開が当然ではないかと。それを、事実関係を隠せると、公表しないということは、相当無理なことを処分庁は行っていると思っている。

ライブ状態で分からないということは、本人の生年月日だけである。

だから、年齢が公表されることは別に、そう無理な要求ではないと思うが、生年月日に関して言えば、そのうち生年月日がいろいろな暗証番号等に使われるとか個人特定につながるということで、これは行政が最初からの文書になくしてもらいたいということを思ったわけである。

学校の暴行事件を体罰という言い方をするというのは、学校長も職員も行政も甘えているという認識になっている。甘えた人たちの文書を隠されて、隠された上に、あまり正式な文書ではなさそうなものを、もう本当に読まされる側のことを考えると、そういうことも差し引いても、やっぱり自分たちで自浄能力がなさそうなので、全面公開していただきたいと思うのが私の結論だし、全面公開がそういう不適切行為等の防止につながるということを申し上げて、今回の件も全面公開をしてもらいたいと思っている。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件開示請求日である平成 29 年 9 月 6 日までの平成 29 年度中に特定の愛知県立高等学校で体罰があったことに関する次の文書である。なお、当該体罰を行ったとされる職員には指導上の措置として厳重注意がされた。

#### ア 別表の 1 欄に掲げる文書 1 (以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。) 「体罰についての相談」

当該文書は、体罰を行ったとされる職員 (以下「A 職員」という。) の所属校の校長から教育委員会学習教育部高等学校教育課 (以下「高等学校教育課」という。) に報告があった事案に対して体罰事案として対応するかどうか方針を決定するために高等学校教育課の職員が起案した文書である。

当該文書には、決裁者等の印影、題名、伺い文、起案者氏名、A 職員の所属、職名、氏名、所属校の校長名、対応案及び事案の概要等が記載されている。

#### イ 文書 2「体罰にかかる報告書」

当該文書は、発生した事案について、A 職員の所属校の教頭が速やかに事実関係を調査し、その内容を集約した上で高等学校教育課に提出したものである。

当該文書には、A 職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別及び所属校の教頭名、概要、相手方の状況、事後措置等が記載されている。

#### ウ 文書 3「体罰防止アンガーマネジメント研修 研修結果報告について」

当該文書は、A 職員の所属校が、体罰に係る処分を受けた A 職員に対して行った体罰防止アンガーマネジメント研修の研修結果報告書 (以下「研修結果報告書」という。) を作成し、高等学校教育課へ提出したものを高等学校教育課内で供覧した文書であり、供覧用紙及び研修結果報告書で構成されている。

当該文書のうち、供覧用紙には、題名、高等学校教育課職員の印影、A 職員の所属、供覧者氏名等が、研修結果報告書には、A 職員が記載した研修結果のまとめ及び校長の所見など体罰防止アンガーマネジメント研修を行った結果が記載されている。

#### (2) 条例第 7 条第 2 号該当性について



ア 個人の氏名、生年月日その他特定の個人を識別することができる部分として不開示とした、学校名、校長の氏名、教頭の氏名、A 職員の担当教科、氏名及び生年月日、管轄の警察署名及び警察職員の氏名並びに A 職員及び被害生徒の所属が分かる部分（以下「職員の氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）であるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、意見及び聞き取り内容が記載された部分として不開示とした相手方の意見及び状況を聞き取った内容が記載された部分（以下「聞き取り内容等」という。）並びに研修結果報告書には、相手方である被害生徒や保護者の状況、A 職員や校長の心情等が詳細に記載されており、個人の人格的な権利利益等に関する情報が含まれることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

イ 本件事案は、県教育委員会の定める「懲戒処分の公表基準」に基づき公表しないこととされた案件に係るものであり、職員の氏名等、聞き取り内容等及び研修結果報告書は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イには該当しない。

また、被処分者である A 職員は公務員であるが、前記(1)で述べたとおり、指導上の措置の対象となっていることから、A 職員に係る情報は、個人が指導上の措置を受けたことが分かる情報である。よって、A 職員に係る情報は、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、A 職員の職務の遂行に係る情報ではない。さらに、体罰防止アンガーマネジメント研修を受けた結果としての A 職員が記載した研修結果のまとめについては、内心の状況が記載されているものであるため、職務の遂行に係る情報ではない。したがって、職員の氏名等、聞き取り内容等及び研修結果報告書は同号ただし書ハに該当しない。

さらに、職員の氏名等、聞き取り内容等及び研修結果報告書は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

以上のことから、職員の氏名等、聞き取り内容等及び研修結果報告書は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

聞き取り内容等を公にすることが前提になれば、関係者が開示されることを意識して発言したり、発言することを躊躇したりするおそれがあり、その結果、体罰発生の際に県教育委員会が客観的かつ正確な事実を把握することが困難となり、県教育委員会が行う生徒指導上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、体罰防止アンガーマネジメント研修は、研修対象の職員に内省をさせて、心の内の深いところまで記載することを期待して行うものである。研修結果報告書を公にすることが前提になれば、作成者が開示されることを意識し、画一的又は抽象的な記述をするおそれがあり、研修本来の目的を達成することが困難となり、県教育委員会が行う生徒指導上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、聞き取り内容等及び研修結果報告書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 29 年度の特定の愛知県立高等学校における体罰に関する文書であって、県教育委員会が作成又は取得した文書である。その構成及び内訳は別表の 1 欄及び 2 欄に掲げるとおりであり、その記載内容は前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の 3 欄に掲げる部分のうち、職員の氏名等を条例第 7 条第 2 号に、聞き取り内容等及び研修結果報告書を同条第 2 号及び第 6 号に該当するとして不開示としている。

(3) 文書 1 及び文書 2 について

ア 条例第 7 条第 2 号該当性について

(ア) 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人

を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、職員の氏名等及び聞き取り内容等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

- (イ) 当審査会において文書 1 及び文書 2 のうち実施機関が不開示とした職員の氏名等を見分したところ、職員の氏名等には、A 職員、A 職員の所属する学校の教頭、体罰を受けた生徒その他の特定の個人を識別できる情報が記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

また、聞き取り内容等には相手方の意見及び状況を聞き取った内容が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、職員の氏名等及び聞き取り内容等は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

- (ウ) 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性について

- a 実施機関によれば、本件事案は、実施機関が定める懲戒処分の公表基準にのっとり、公表しないこととされた案件であるとのことである。

そこで、当審査会において実施機関から提出された懲戒処分の公表基準を確認したところ、懲戒処分に至らない指導上の措置については、公表の対象となっていないことが認められた。

よって、職員の氏名等及び聞き取り内容等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

- b また、A 職員は公務員であるが、本件事案について A 職員は指導上の措置を受けており、指導上の措置を受けたことは個人としての評価にも係る私的側面を有する情報であり、A 職員の職務の遂行に係る情報とは認められない。

ここで、当審査会において本件行政文書の記載内容を確認したところ、本件行政文書には、事案の概要が記載されているものの、A 職員が指導上の措置を受けた旨の記載はなく、本件行政文書のみを

もって A 職員が指導上の措置を受けたか否かが判明するものではない。その一方で、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件開示請求については、本件一部開示決定とは別に、県教育委員会において A 職員の本件事案に係る非違行為報告書並びに指導上の措置に関する審査表及び処分原議（以下「A 職員の指導上の措置に関する文書」という。）を特定し、一部開示決定が行われているとのことである。そして、当審査会において A 職員の指導上の措置に関する文書を確認したところ、当該文書には、指導上の措置の内容とともに、その対象となった事案の概要が記載されており、本件行政文書と照合することにより、容易に事案を結び付けることができることが認められた。このため、仮に本件行政文書の A 職員の識別情報が開示された場合には、A 職員の指導上の措置に関する文書において開示された記載内容と照合することにより、特定の職員が指導上の措置を受けたことが明らかになるため、本件行政文書における A 職員の識別情報は、特定の職員が指導上の措置を受けたことが分かる情報といえる。

よって、A 職員の識別情報は、特定の職員の指導上の措置に係る情報でもあると認められる。

したがって、職員の氏名等及び聞き取り内容等は、同号ただし書ハには該当しない。

c さらに、職員の氏名等及び聞き取り内容等が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

(エ) 以上により、職員の氏名等及び聞き取り内容等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

イ 条例第 7 条第 6 号該当性について

(ア) 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、聞き取り内容等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

(イ) 聞き取り内容等には、被害生徒の外傷の状況や発言内容、被害生徒の家族の意見等が記載されており、これらの記載内容は、客観的事実にとどまらず、A 職員及び被害生徒に対する関係者の評価等にも及んでおり、外部に公にされない前提で作成されているものと解されるこ

とから、公にすることになれば、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇<sup>ちゅうちよ</sup>したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなったりするおそれがある。その結果、正確な事実の把握が妨げられ、体罰に係る処分等を受けた教員や体罰が発生した学校への適切な指導に影響を与える等により、県教育委員会が行う生徒指導上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(ウ) したがって、聞き取り内容等は、条例第7条第6号に該当する。

(4) 文書3について

ア 条例第7条第2号該当性について

(イ) 前記(3)ア(イ)の考え方にに基づき、研修結果報告書が条例第7条第2号に該当するか否かを、以下検討する。

(イ) 文書3のうち実施機関が開示しなかった部分は、供覧用紙に記載されているA職員の所属する学校名及び研修結果報告書の全てである。

そして、当審査会において研修結果報告書を見分したところ、研修結果報告書には、体罰防止アンガーマネジメント研修において使用する所定の様式にA職員の所属及び職・氏名、支援者の職・氏名、A職員が記載した研修結果のまとめ並びに校長の氏名、押印及び所見（以下「研修結果報告書のうちA職員等が記載した部分」という。）が記載されていることが認められた。

(ウ) 供覧用紙に記載されているA職員の所属する学校名は、前記(3)ア(イ)で述べたとおり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

また、研修結果報告書は、A職員を識別することができる情報のほか、A職員自身の心情、体罰に対する反省等が詳細に記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

(エ) 条例第7条第2号ただし書該当性について

a 文書3のうち供覧用紙に記載されているA職員の所属する学校名については、前記(3)ア(ウ)で述べたとおり、条例第7条第2号ただし書イからニまでのいずれにも該当しない。

b 文書3のうち研修結果報告書は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

また、A職員は公務員であるが、前記(3)ア(ウ)で述べたとおり、

本件事案について A 職員は指導上の措置を受けており、A 職員の識別情報は、特定の職員の指導上の措置に係る情報でもあることから、研修結果報告書は、同号ただし書ハには該当しない。

さらに、研修結果報告書が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

(オ) 以上により、供覧用紙に記載されている A 職員の所属する学校名及び研修結果報告書には、条例第 7 条第 2 号に該当する情報が記録されていると認められる。

イ 条例第 7 条第 6 号該当性について

(ア) 前記(3)イ(ア)の考え方にに基づき、研修結果報告書が条例第 7 条第 6 号に該当するか否かを、以下検討する。

(イ) 当審査会において実施機関から提出された体罰防止アンガーマネジメント研修の実施に係る通知を確認したところ、当該研修は、体罰に係る処分等を受けた教員に、体罰を二度としないという決意を持たせ、服務規律の一層の確保を図るとともに、愛知の公教育を担う者としての立場や役割及び使命を再認識させることを目的として実施されており、研修結果報告書は、当該教員が研修の成果をまとめ、校長から高等学校教育課へ提出されるものであることが認められた。

また、実施機関によれば、研修対象の職員に内省をさせ、心の深いところまで記載することを期待して行うものであるとのことであり、当審査会において研修結果報告書を見分したところ、本件事案についての A 職員の反省及びその反省に対する校長の意見が記載されていることが認められた。これらの記載内容は、本件事案に対する A 職員及び校長の受け止め方、A 職員に対する校長の評価等にも及んでおり、外部に公にされない前提で作成されているものと解されることから、公にすることになれば、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなったりするおそれがある。その結果、研修の目的を達成することが妨げられ、体罰に係る処分等を受けた教員への適切な指導に影響を与える等により、県教育委員会が行う生徒指導上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(ウ) したがって、研修結果報告書には、条例第 7 条第 6 号に該当する情報が記録されていると認められる。

ウ 部分開示について

文書 3 のうち研修結果報告書については、実施機関はその全てを不開示としている。

前記ア及びイにおいて述べたとおり、研修結果報告書のうち A 職員等

が記載した部分には、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当する情報が記録されていると認められる。

一方で、研修結果報告書のうち A 職員等が記載した部分以外の部分は、体罰防止アンガーマネジメント研修において使用する所定の様式であり、研修テーマ等の項目及び報告書作成年月日が記載されていることが認められた。当審査会において当該部分を見分したところ、当該部分には個人に関する情報は記録されておらず、また、当該部分を公にすることにより県教育委員会の行う生徒指導上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当しないと認められる。

そこで、当該部分を不開示としたことについて、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、枠線や研修テーマなど様式として印刷されている部分であり有意の情報が記録されているとは認められず、部分開示をする必要はないと判断したとのことであつた。

しかし、研修結果報告書のうち A 職員等が記載した部分以外の部分は、体罰防止アンガーマネジメント研修において使用することとなっている所定の様式ではあるものの、単に様式の枠線や抽象的又は画一的な見出しのみで構成されているものではなく、当該研修に係る研修テーマが記載されており、当該研修の実施内容の一端をうかがい知ることが可能であることから、有意の情報が記録されていると認められる。

したがって、研修結果報告書のうち A 職員等が記載した部分以外の部分である別表の 4 欄に掲げる部分については、これを開示すべきである。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定	4 3 欄のうち開示すべき部分
文書1 体罰についての相談		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校名及び校長の氏名</li> <li>・A 職員及び被害生徒の所属が分かる部分</li> <li>・A 職員の担当教科及び氏名</li> <li>・管轄の警察署名</li> </ul>	条例第7条第2号 なし
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手方の状況を聞き取った内容が記載された部分</li> </ul>	条例第7条第2号及び第6号 なし
文書2 体罰にかかる報告書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校名及び教頭の氏名</li> <li>・A 職員の氏名及び生年月日</li> <li>・A 職員及び被害生徒の所属が分かる部分</li> <li>・管轄の警察署名及び警察職員の氏名</li> </ul>	条例第7条第2号 なし
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手方の意見及び状況を聞き取った内容が記載された部分</li> </ul>	条例第7条第2号及び第6号 なし
文書3 体罰防止アンガーマネジメント研修	供覧用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校名</li> </ul>	条例第7条第2号 なし
研修結果報告について	体罰防止アンガーマネジメント研修の結果報告書	全て	条例第7条第2号及び第6号 次に掲げる部分以外の部分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・A 職員の所属及び職・氏名</li> <li>・支援者の職・氏名</li> <li>・A 職員が記載した研修結果のまとめ</li> <li>・校長の氏名及び押印</li> <li>・校長の所見</li> </ul>

(審査会の処理経過)



年 月 日	内 容
31. 4. 11	諮問（弁明書の写しを添付）
1. 5. 14	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
1. 6. 27 (第 575 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
1. 7. 19 (第 577 回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
1. 9. 20 (第 581 回審査会)	審議
1. 10. 25	答申

答申第 919 号

諮問第 1594 号

件名：大規模災害時帰宅困難者（教職員）についての対応、想定された対応（現在配慮等されていること）についてわかるものの不開示（不存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 8 月 14 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同月 28 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

##### ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。帰宅困難者（教職員）についての対応、想定される対応について、県職員については、各職員に、コンパクトの、文書が配布されていることを担当職員から聞く。配備についてのものであったと思われるが、教職員にも、何らかのものが配布されていると思われたので請求に至った。教職員ということは、教育委員会、県庁職員も想定している。

取得していないということであるが、配備体制等から省かれているということになり、疑問を感じる。問題であることは明らかである。

##### イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件に関する内容（ダイキボサイガイ）は、近々予想されているものに対するものである。

災害後の、公務員の災害時に対する備えともいえるものである。

当然これまでの災害における事を省みて、住民、及び、公務員（職員）の、安全に関する対応を、行政（教育行政も含む）としての事態に備えた（災害前後）に関する想定されることをまとめたものを請求して

いるということである。

どのようなものがあるのか、実態は不確かであるが、受け入れることはできないが、もし万一、なければ、安全のため至急、勤務する公務員（職員）の安全を根底においた、帰宅困難（職員用）時の、マニュアル等を作成して公表等を求めるものである。

県では、公務員（職員）に対して、災害時における職員は、どのようにするのか、行動するのか、携帯用ともいえる文書が、わたされていることを聞いた。そのことは、弁明書にも記載されている。

職員に、災害時には、どのように行動するのかということ、口頭で聞いたら、自分の安全を確保した上で、取り組む（災害時における活動として）ということになっているのではないかと、即答された。

自分の安全を確保、ということが共有されていると思うし、そうあるべきと、云うことからすると、その内容が明記されたもの・文書が、あることは当然であるということである。現在の社会情勢から考えたら、文書等が仮になかったとしても、ないことはおかしいが、自己犠牲（命）を強いることは許されない。当然行政として、行動するときの注意として、職員に配慮してもらうこととして、明らかにしておく必要があるということである。管理責任者には、安全配慮義務があるからである。

命に関するものであるから、常識と考えられるかもしれないが、あえて文書化することが必要である。「自分の安全を確保」、という視点からの事前の対策等がなされることが行政には求められることは、当然であり、請求内容に対する何らかの形で作成されているであろう、マニュアル、もしくは、携帯的文書の必要性を求めるものでありその公開を求めるものである。教職員が帰宅困難者となる想定はされていない。という主張は、県全体の考えかどうか、また国全体でもそうなのか、疑問に思う。考えなくていい（生命健康等に影響ないことであると言い切れるなら、理由根拠があるということならである）から考えないということなら、主張として成り立つが、ただ想定されていないと断定することは、一方的であり、文書がないとする理由にならない。何らかの形で配慮等する文面等がないのか、探索等されたのか疑問である。震度 5 以上…県職員全員に、動員態勢をとる、ということが弁明書に記載されている。

あえていうなら、ということからすると、取得していないということだけでなく、少なくとも、関係する文書として、帰宅困難者に対する、無配慮内容の文書として、本件請求に関しては、提出する事ができたといえる。一切ないとする処分庁の対応は誤りである。

本件請求対象文書には当てはまらないものであるという、どのような解釈をするのかは、自由であるが、誤った解釈で、今回の請求内容を、

不開示にすることは誤りである。処分庁が、再度今ある文書を精査して、開示できるもの、開示できそうなもの、請求内容を示しているもの、等について開示するという裁決を求めるものである。

請求内容とはそれるかもしれないが、実際に、請求するものの内容を記載した文書が一切ないということなら、職員に対する安全配慮義務違反であることは明らかであり、実際に処分庁として現在どのように考え、取り組んでいるのか明らかにする責任がある。本件審査会において、処分庁として、弁明を求めるものである。なぜなら、「帰宅困難者」への対応は、全国的に考えられている状況である。職員だけが、配慮なしということではあり得ないし、もしそうなら、命と安全に対しての侵害ということであり、不当、違法な事態であるといわざるを得ない。

行政（長）は、住民（職員も含む）の生命と、健康等に対する配慮は、今回は、計画的に配慮するという当然の責任を負っている。その責任を果たしていることの証、証拠ともいえるものがないということは、行政としてはあり得ないことであり、あってはいけないことである。

働き方改革において、行政の、教職員の、自主的、勝手な、働きすぎをなくすための取り組みは、分単位での調査等を含め、目をみはるものがある。

一方では、最近、長時間労働に対しての損害賠償裁判も起きている。

事態に対する、対応が求められるということである。あるかないかを厳密に調査し、もしなければどうするかを至急対応することが求められる時代である。

関係するものを含む、文書の公開をする、認める、との裁決を求める。

#### ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

この内容は、大規模災害ということで、それに関する内容だと理解している。

実際の災害が何年か以内に起きる確率というのは、間違いでなかったら、7割の確率で起きるとも言われている。この確率でもし起きたら、相当近いうちに、大規模という以上は、今までなかったようなものが起きるであろうということが予想される。

今でも私は、本当にそういうことが起きるのだろうかということを思いつつも、今回の大規模災害に関する資料について、あるなら出して欲しいというのが私の意見である。

近々の災害というのは確かにすごいし、突然来る。今までは台風等ではなければあり得なかった大雨等が、年内でも相当数起きている。そうなってくると、確率がどうだとかいうことが言っていられない状態になってきている。

ということで、毎年、愛知県でも全県的な取組の講演会とか訓練とかが行われている。愛知県全体でも、場所を変えてそれぞれ取り組まれているということを私は認識している。

これだけ取り組まれていても、実際に起きることを防御することはなかなか難しい。実際にこれまで経験した範囲の災害よりプラスアルファの度合いのものに対しての対応策が練られているというふうに私は認識している。

主眼としては、物理的損失は当然予想されるが、その大規模災害において人々がどのように被災するのかという前提のもとに取り組まれていると思っている。

最近では、人が亡くなる、負傷するということについては、自治体としては放置できないということで、大々的に対応されているという認識を深めている。そうなってくると、大規模災害が出てきたときに、地域の住民の人及び公務員、例えば大規模災害の対応をするのは県の職員の方々が出ていくわけであるが、県で働いている人々の職員の命と家族等についても配慮した対応が当然されていると私は認識しているし、されていなければ、それはある意味命の軽視ではなかろうかと思っている。

その辺がどういうふうになっているかということで、今回の大規模災害時の帰宅困難者ということで、職員を焦点に合わせた対応を知りたいために請求をした次第である。

県職員の大規模災害時の対応策としては、職員がどのように配置されるかという体制はできていて、その人たちにきちっとした小さいマニュアル系の書類が配られているということで、それを私は見せてもらった。災害の大きい小さいに合わせて配置体制が決まっているということである。当然それと見合うものが学校職員に対しても配布されているのではないかなと思って今回請求したが、今のところはそういうものはなさそうだというのが今回の開示決定によって示された内容である。

しかしながら、県の職員に対する配置体制はできているから、せめて、少なくともそれぐらいは学校職員にも配られているのではないかと思った。しかし、まだその辺が曖昧ではっきりしないということを非常に心配している。

例えば、そういう配置体制や、緊急時は自宅で待機しなさいということをも具体的に明示してないと、学校の職員も、例えば帰りがけとか登校中とかいろいろ条件が違って、そのときにきちんとしたマニュアルがないと、「とりあえず行きましょう」ということになるので、私としては、そこまで無理をしなくていいという内容のマニュアル的なものが配布されることを希望することに、今回の請求の一端があった。だか

ら、作っていなかったら作って欲しいという思いである。現在まで何もないので、まだ作られていないのか、それとも、あるけど見ることができないのか、私としては非常に気になっている。

しかしながら、教育委員会としてはそういう情報、県が職員用に作られた情報を取得してないということだとしたら、それは大きな問題である。なぜなら、県内に生活する職員に対する配慮事項が徹底してない、行き渡ってないということは、やはり生命の軽視に当たるのではないかと考えている。

緊急時の職員の命を大切にしていないということもあるし、教育委員会としては、それよりも各学校、地域の住民の安全ということを優先しているというふうに言われたとしても、それが学校職員に対して命を張れと言い切ることは、現在ではできないと考えている。そういう説明に耐えられる体制をとってもらいたいと思う一面があり、そういうものが作っていなかったら、作って欲しいという気持ちもある。

もし、そういうものができていたら、早急に示してもらいたい。いつ来るか分からないという災害に備えた対応としては、情報は一刻も早く示すべきだと思う。

それが、何か計画的とか事務的に淡々と訓練等をこなすだけではなく、そういう細かいところもこれからは配慮されてしかるべきではないかなと強く思っているので、今回はそういう立場から、あるものは出す、なければ作成するべきということを強く言いたい。私の気持ちとしては、そういうところを含んだ上での判定をお願いしたい。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、大規模災害の発生時に教育委員会事務局に所属する教職員及び愛知県立学校に所属する教職員（以下「教職員」という。）が帰宅困難者となった場合について、想定される対応及び現在配慮等されていることの内容が分かる文書と解した。

#### (2) 本件請求対象文書の存否について

大規模災害の発生時の対応については、愛知県防災局災害対策課が作成する「愛知県災害対策実施要綱（平成 30 年修正）」により「大規模な災害が発生したとき、震度 5 強以上の地震が発生したとき又は東海地震注意情報が発表されたときは、災対本部を設置し、原則、県職員全員を動員する態勢をとる。」こととされている。「県職員全員」には、教職員も含まれていることから、教職員についても、原則として発災時には各所属等において災害対応業務に当たることとなり、発災直後に帰宅することはないため、

教職員が帰宅困難者となる想定はされていない。

したがって、教職員が帰宅困難者となった場合を想定した文書を教育委員会が作成又は取得することはない。

また、審査請求人は、本件審査請求書において「県職員については、各職員に、コンパクトの、文書が配布されている」、「取得していないということであるが、配備体制等から省かれているということになり、疑問を感じる」等と記載しているが、愛知県防災局災害対策課が作成した「災害対策実施マニュアル」が、災害発生時の非常配備に関して記載され、かつ、小さく折り畳んで県職員が常時携帯することを目的としたものであることから、審査請求人が指摘する文書であると考えられる。しかしながら、その内容は県職員が災害発生時の非常配備に参集する際のルール、留意事項等であって、帰宅困難者となった場合の対応を示したものではないため、本件請求対象文書には当てはまらないものである。なお、前述したとおり、教職員が配備体制等から省かれているということもない。

よって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないため、不開示（不存在）決定をしたものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

##### (2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、大規模災害の発生時に教職員が帰宅困難者となった場合について、想定される対応及び現在配慮されていることの内容が分かる文書と解される。

##### (3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によれば、教職員は、原則として発災時には各所属等において災害対応業務に当たることとなり、発災直後に帰宅することはないため、教職員が帰宅困難者となる想定はされていないとのことである。

この点について、当審査会において「愛知県災害対策実施要綱（平成 30 年修正）」及び実施機関が災害対策について各県立学校においてとるべき措置を定めている「愛知県立学校災害対策実施要領」の内容を確認したところ、大規模災害時には原則県職員全員を動員する態勢をとるこ

と及び全学校の全教職員が速やかに非常配備につくことが定められていることが認められた。

以上のとおり、実施機関において大規模災害時には教職員は非常配備につくこととしており、帰宅困難者となる想定をしていないことからすれば、そのような事態を想定した文書を作成していないという実施機関の説明は不合理ではない。

イ なお、審査請求人は、審査請求書において、県職員には災害対策に関するコンパクトな文書が配布されており、教職員にも配布されているのではないかと思われたので請求に至ったという旨の記載をしている。実施機関は、県職員に配布されている「災害対策実施マニュアル」が審査請求人の指摘するコンパクトな文書であると考えられるとしていることから、当審査会においてその内容を確認したところ、職員が災害対策を実施する際の初動体制に係る留意事項が記載されているものであって、大規模災害時に帰宅困難者となった場合の対応が記載されているものではないことから、「災害対策実施マニュアル」は、本件請求対象文書として特定すべきものであるとは認められない。

ウ これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

ダイキボサイガイ（時）キタクコンナンシャ（教職員）についての対応  
想定された対応（現在配慮等されていること）についてわかるもの



(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
31. 2. 13	諮問（弁明書の写しを添付）
31. 3. 14	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
1. 9. 27 (第582回審査会)	審査請求人の意見陳述
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1. 10. 18 (第584回審査会)	審議
1. 12. 25	答申